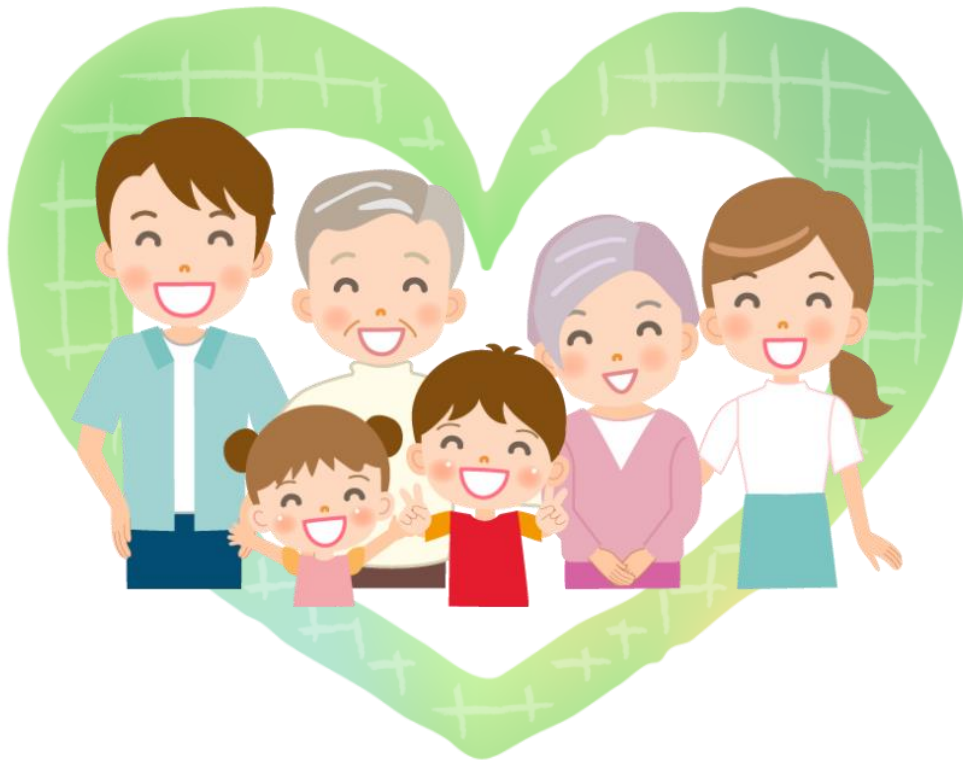


(仮称)町田市いきいき長寿プラン24-26
答申案



2024年2月

町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会

目次

第1章 はじめに.....	1
1 町田市いきいき長寿プランとは.....	2
2 町田市いきいき長寿プラン24-26策定の流れと進捗評価.....	4
3 高齢者を取りまく状況.....	5
第2章 町田市の現状と課題.....	7
1 町田市の現状.....	8
2 町田市の課題.....	20
第3章 施策の方向性.....	25
1 基本目標と基本施策.....	26
2 プランの施策体系.....	28
第4章 3つの重点テーマ.....	31
1 「社会参加」で介護予防・フレイル予防.....	34
2 認知症とともに生きるまちづくり.....	42
3 あつまる・つながる まちだの介護人材.....	48
第5章 目標達成に向けた取組み.....	55
基本目標Ⅰ 基本施策1 生きがいを持っていきいきと暮らす.....	56
基本施策2 地域とつながり、支えあいながら、安心して暮らす.....	60
基本施策3 認知症とともに生きる.....	66
基本施策4 住み慣れた場所で暮らし続ける.....	70
基本目標Ⅱ 基本施策5 必要な介護サービスが受けられる.....	74
基本施策6 よりよい介護サービスが受けられる.....	78
第6章 介護保険事業の事業費と保険料.....	87
1 介護保険制度の役割.....	88
2 介護保険事業の「総事業費」と「総給付費」.....	91
3 総給付費の分析.....	92
4 他の自治体との比較.....	96
5 第9期計画の総事業費の見込み.....	98
6 第9期計画の介護保険料.....	100
7 2040年度の総事業費と介護保険料の予測.....	106

資料編	107
1 16のまちだアイ・ステートメント(全文)	108
2 日常生活圏域	110
3 参考データ集	124
4 町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会委員名簿	140
5 関係会議の開催経過	141
6 グラフデータ出典一覧	145
7 用語解説	147
8 介護保険サービスの種別	152

用語の定義	
高齢者	65 歳以上の方
前期高齢者	65 歳～74 歳の方
後期高齢者	75 歳以上の方
要介護(認定)者	介護保険の要介護 1～5 の認定を受けている方
要支援(認定)者	介護保険の要支援 1・2 の認定を受けている方
第 1 号被保険者	介護保険の被保険者の内 65 歳以上の方
第 2 号被保険者	介護保険の被保険者の内 40 歳～64 歳の医療保険に加入している方
事業対象者	要介護(要支援)認定が「非該当」の方のうち、身体の状況等で支援が必要な高齢者
一般高齢者	要介護・要支援認定者及び事業対象者を除く高齢者
現状値(2023年度)	2023 年度の見込み値。ただし、アンケート調査の結果については 2022 年度に実施したものによる。

※ 上記のほか、文章の中で「*」印がついている用語は、資料編「2 用語解説」に、詳しい説明を掲載しています。
 なお「*」印は、主に最初に出てくる用語についています。

第1章 はじめに

- 1 町田市いきいき長寿プランとは
- 2 町田市いきいき長寿プラン24-26策定の流れと進捗評価
- 3 高齢者を取りまく状況

1 町田市いきいき長寿プランとは

(1) 町田市いきいき長寿プランの目的

住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることは、高齢者の共通の願いであり、市内の高齢者からは「生きがいを持って暮らしたい」、「自宅で暮らし続けたい」、「よりよい介護サービスを受けたい」などの声が寄せられています。

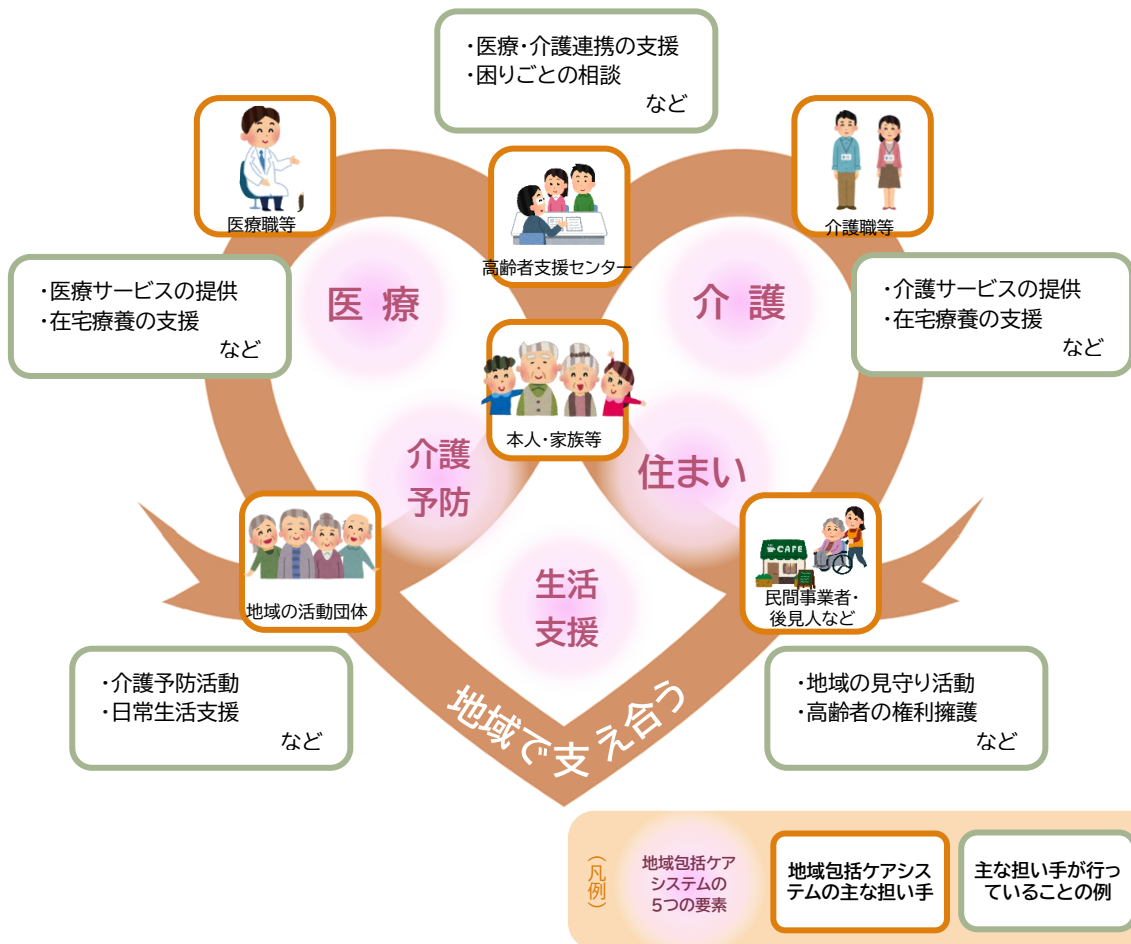
その一方で、我が国は少子高齢化により高齢者に係る社会保障費の増大とそれらを支えるための人的・財政的な対応が大きな課題となっています。

町田市では、地域包括ケアシステムの理念に基づいた「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられること」と、安定した介護サービス提供のための「持続可能な介護保険制度を運営すること」の2つを目的として「(仮称)町田市いきいき長寿プラン24-26」(以下、「プラン」という)を策定します。

地域包括ケアシステムとは

「地域包括ケアシステム」とは、在宅での生活に必要な5つの要素である「医療」、「介護」、「住まい」、「生活支援」、「介護予防」に関するサービスが身近にあり、それらを必要に応じて利用することで、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることを目指すものです。

地域包括ケアシステムのイメージ図



(2)プランの基本理念

このプランでは、これまで町田市が目指してきた「高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～」を基本理念とし、一人ひとりの生活の中での基本理念の実現を目指します。

基 本 理 念

高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち
～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～

(3)プランの位置づけ

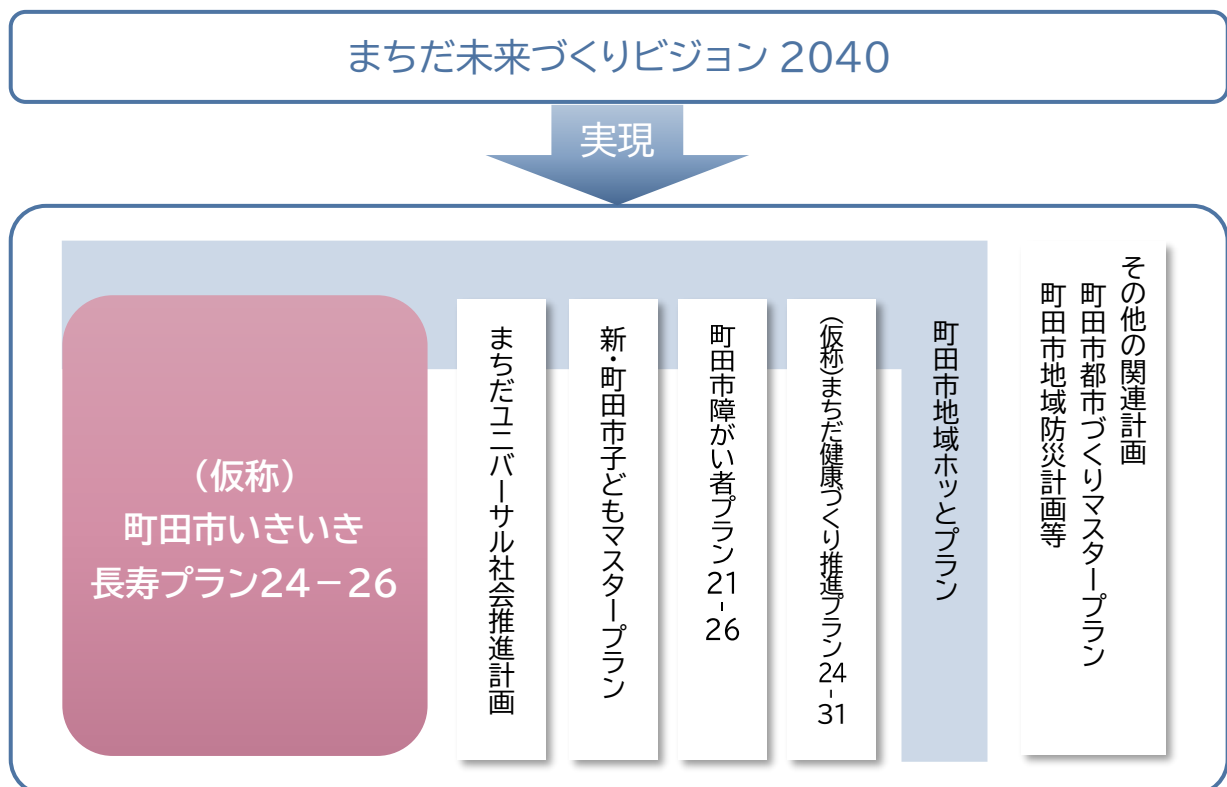
このプランは老人福祉法*第20条の8に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法*第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

このプランの期間は2024年度から2026年度の3か年であり、介護保険事業計画における「第9期」にあたるものです。

プラン策定にあたっては、上位計画である市の基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」や、地域福祉計画である「町田市地域ホッとプラン」、その他関連計画との更なる連携・整合を図ります。

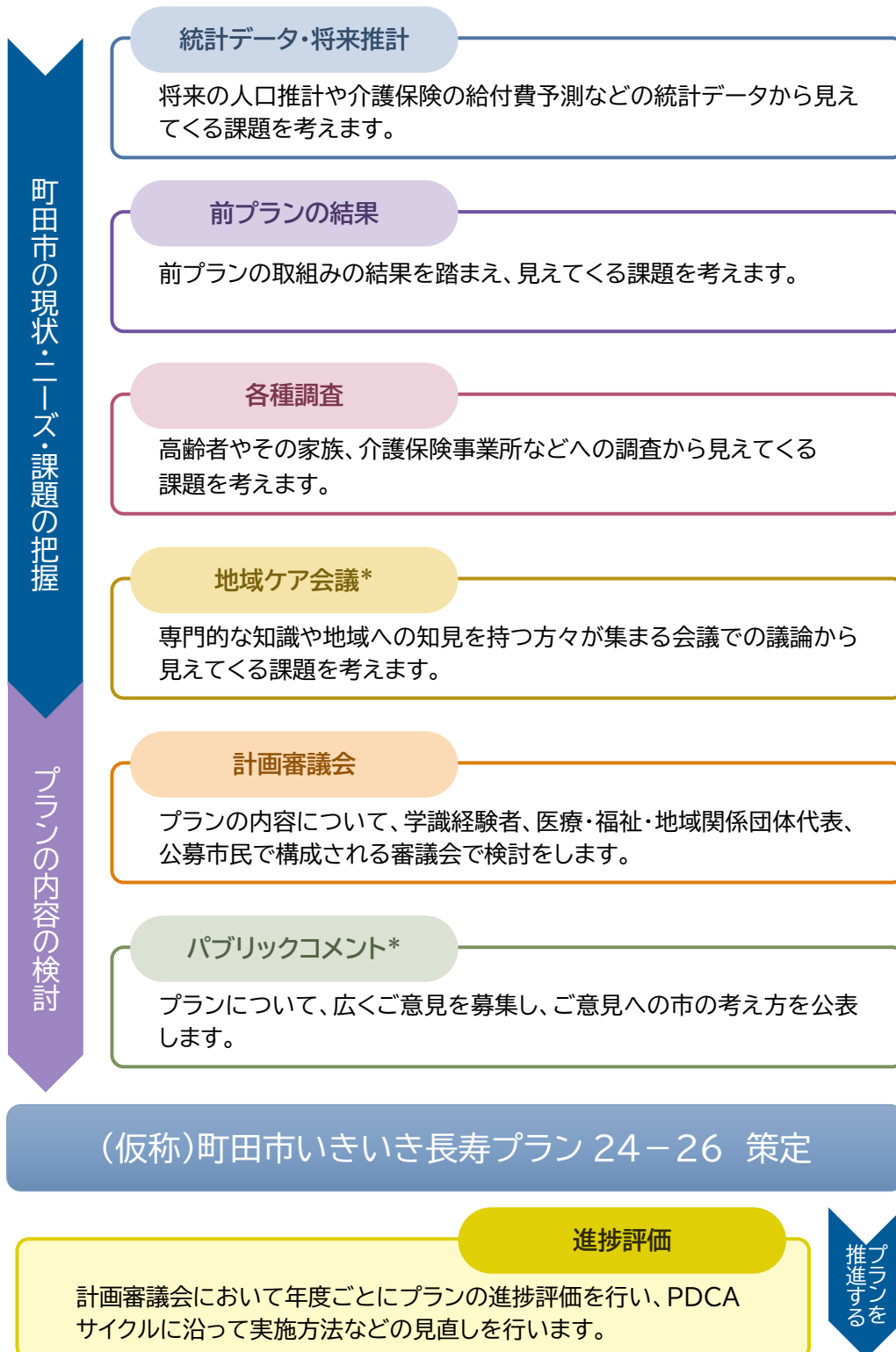
「地域包括ケアシステム」は、上位計画において実現を目指す「誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会」の基盤となるものです。

(仮称)町田市いきいき長寿プラン24-26の位置づけ



2 町田市いきいき長寿プラン24-26策定の流れと進捗評価

プランの策定にあたっては、町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会(以下、「計画審議会」という)において、町田市の将来人口推計や前プランの進捗状況、各種調査の結果などから把握したニーズや課題をもとに、プランの内容を検討しました。プランの推進にあたっては、計画審議会において年度ごとにプランの進捗評価を行い、P D C A ^{ビーディーシーエー}サイクル*に沿って実施方法の見直しなどを行います。



3 高齢者を取りまく状況

(1)日本の現状

- 日本の高齢者人口は 2020 年で約 3,603 万人であり、高齢化率は約 29%です。団塊ジュニア世代*が高齢者となる 2040 年には約 3,929 万人まで増加し、高齢化率は約 35%に達する見込みです。
- 日本の高齢者人口は 2043 年にピークを迎えますが、高齢化率はその後も上昇を続けます。
- 介護保険の一人あたりの給付費は 85 歳を超えると上昇します。2040 年にかけて 85 歳以上の人口が増加するため、総給付費の増加とそれに伴う介護保険制度維持のための費用の増加が続く見込みです。
- 15 歳未満の年少人口は年々減少しています。2040 年には 15 歳から 64 歳の生産年齢人口*が急減するため、介護保険制度における財源・サービスの支え手不足が深刻化する見込みです。

(2)高齢者福祉分野に関わる最近の動向

高齢者福祉分野に関わる最近の動向について以下の表にまとめました。

動 向	内 容
介護保険法の改正	2024 年 4 月 1 日からの第 9 期介護保険事業計画期間に向けて、介護保険法が改正されました。具体的には、介護サービスを提供する事業所等における生産性の向上に関する事項、複合型サービスの定義の見直しに関する事項、地域包括支援センター*の業務見直しに関する事項などの改正が行われました。
介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針※1の改正	第9期介護保険事業計画策定にあたっての国の基本指針(厚生労働大臣告示)の改正が行われました。具体的には、地域の実情に応じたサービス基盤の整備、在宅サービスの充実、地域共生社会の実現、給付適正化*事業の取組み、介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上などについての記載が充実されました。
認知症施策推進大綱※2の中間評価の実施	大綱に定めた施策の進捗状況について、中間評価が行われました。進捗状況が低調であった成人の週1回以上のスポーツ実施、認知症カフェの普及、成年後見制度*の利用促進などの項目については、国が、未実施の自治体への支援を実施することとなりました。
共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立	認知症施策の基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務として、認知症の人に関する理解の増進、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、認知症の人の社会参加の機会の確保、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護等の施策を講ずることが明記されました。
孤独・孤立対策推進法の成立	国及び地方において、全ての世代を対象とした総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するための基本理念等が定められました。また、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を実施することが明記されました。

※1 各自治体で定める介護保険事業計画は、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定することとされている(介護保険法第117条)。

※2 2019 年6月に認知症施策推進関係閣僚会議においてとりまとめられた方針。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的な考え方とする。

第2章 町田市の現状と課題

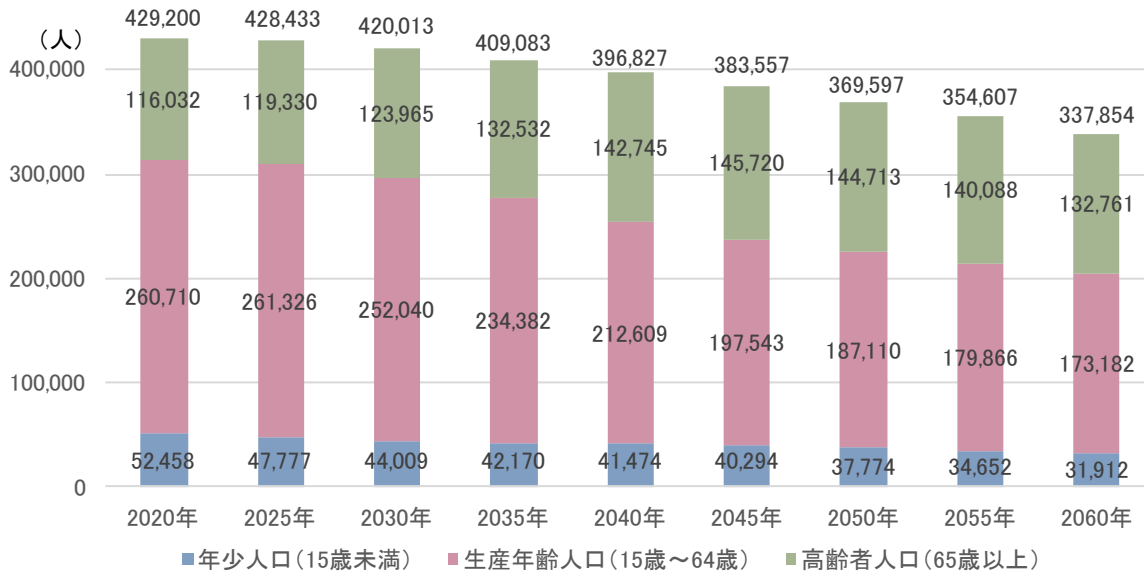
- 1 町田市の現状
- 2 町田市の課題

1 町田市の現状

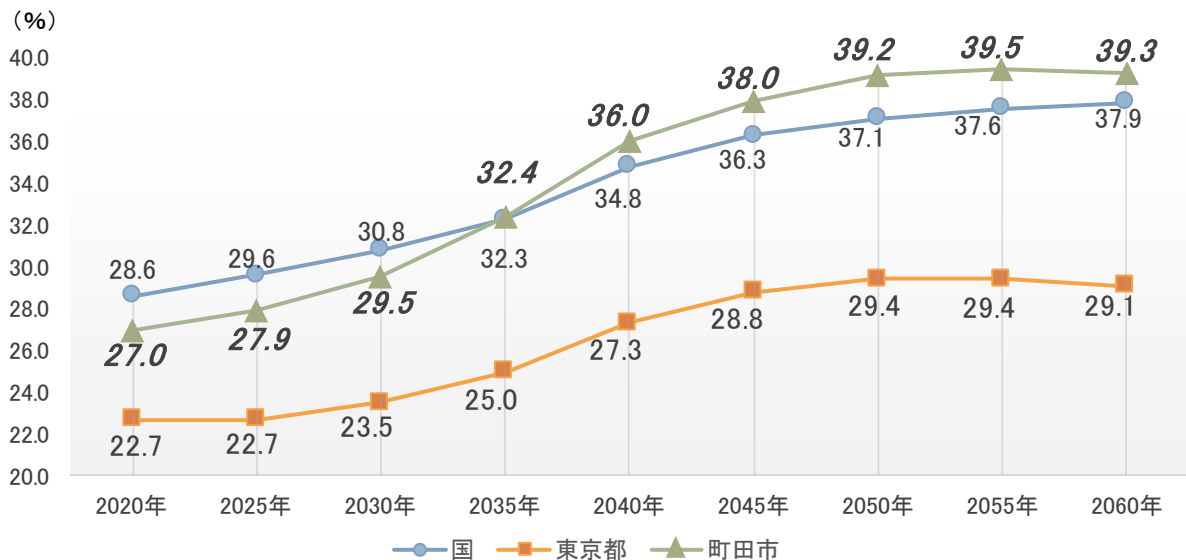
(1) 統計データから見える現状と将来推計

町田市の現状や将来の姿を把握するために、統計データの分析や将来推計を行いました。

【図 2-1】町田市の総人口の推移

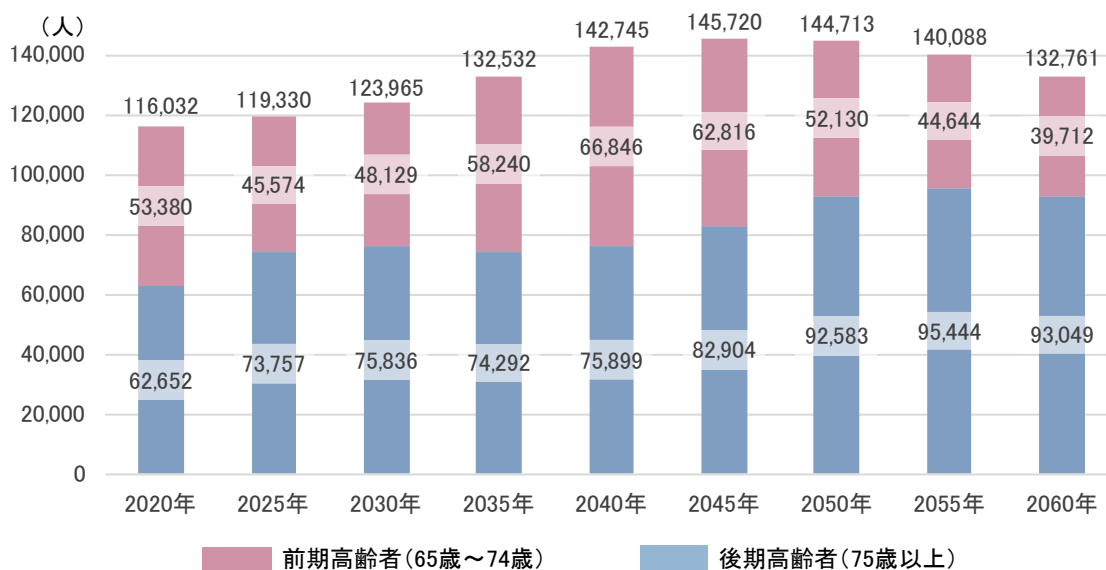


【図 2-2】高齢化率の将来推計(国・東京都・町田市)



- 町田市の総人口は 2020 年時点で約 429,000 人です。国の総人口は 2008 年にピークを迎えましたが、町田市は 2025 年頃まで横ばいで推移し、その後減少に転ずる見込みです。【図 2-1】
- 町田市の高齢者人口は 2020 年で約 116,000 人であり、高齢化率は約 27%です。2035 年には、高齢者人口は約 133,000 人まで増加し、高齢化率は国に並ぶ約 32%に達します。その後、高齢化率は国を上回り推移する見込みです。【図 2-1・図 2-2】

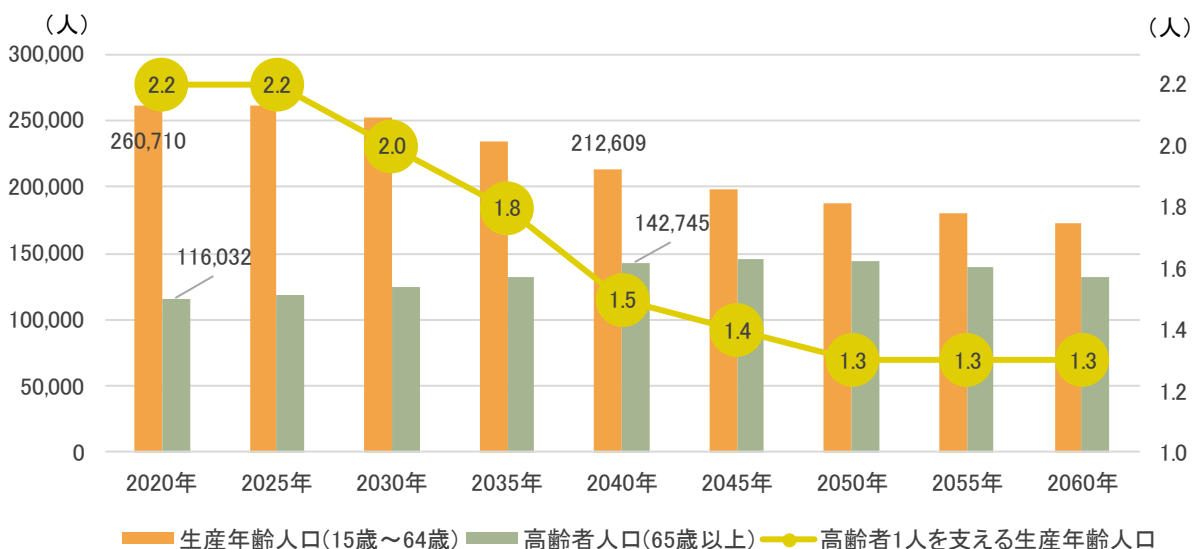
【図 2-3】町田市の高齢者人口の推移



- 高齢者人口は 2045 年頃にピークを迎え、その後は減少に転じる見込みです。
- 前期高齢者人口のピークは団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年頃です。後期高齢者は、高齢者人口の減少が始まった後も増加し続け、2055 年頃にピークを迎えます。

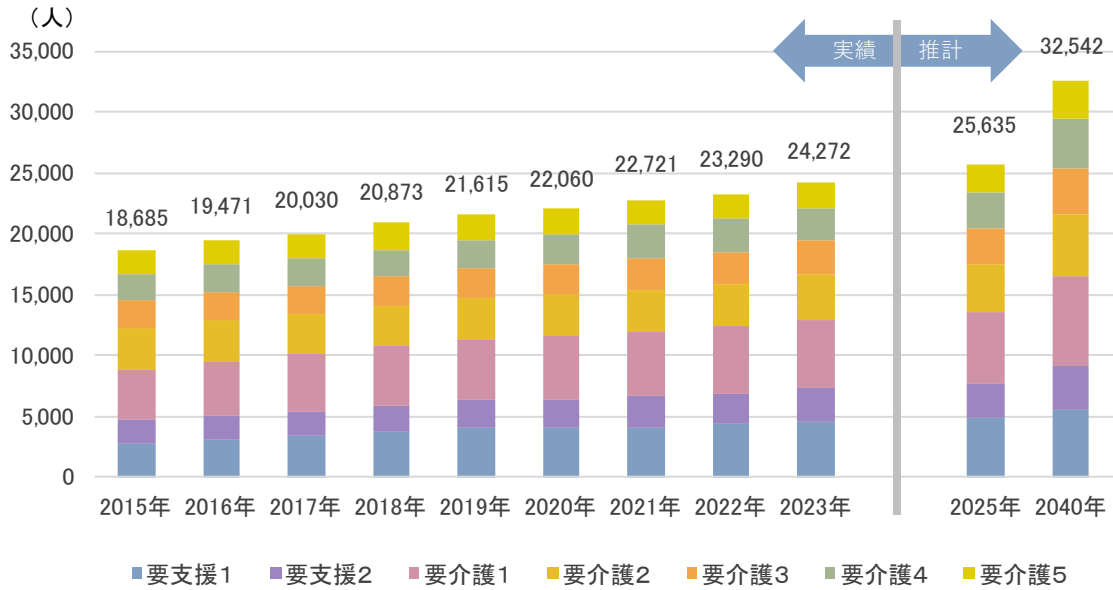
【図 2-3】

【図 2-4】町田市の年齢区分別人口と高齢者1人を支える生産年齢人口の推移



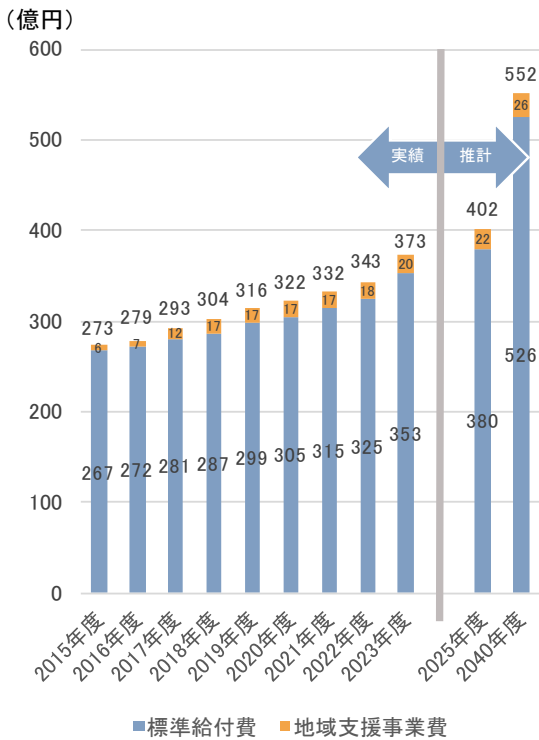
- 生産年齢人口の減少に伴い、介護保険制度における財源・サービスの支え手不足が深刻化する見込みです。2020 年には生産年齢人口 2.2 人で高齢者 1 人を支えていましたが、2040 年には生産年齢人口 1.5 人で高齢者 1 人を支える計算になります。いわゆる「肩車型社会」が目前に迫っています。【図 2-4】

【図 2-5】町田市の要介護・要支援認定者数の推移

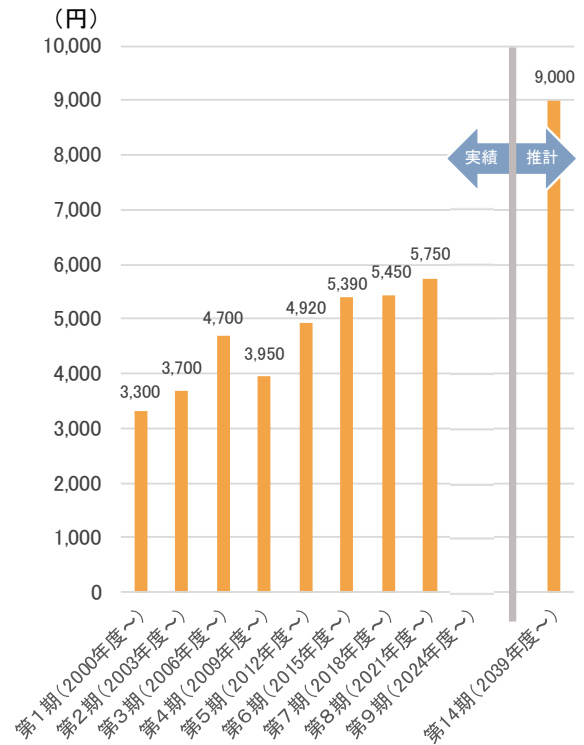


- 高齢者人口の増加に伴い、町田市の要介護・要支援認定者*数も増加しています。2020年時点で約 22,000 人である要介護・要支援認定者は、2040 年には約 1.5 倍の約 33,000 人まで増加する見込みです。【図 2-5】

【図 2-6】町田市の介護サービスに関する給付費等の推移

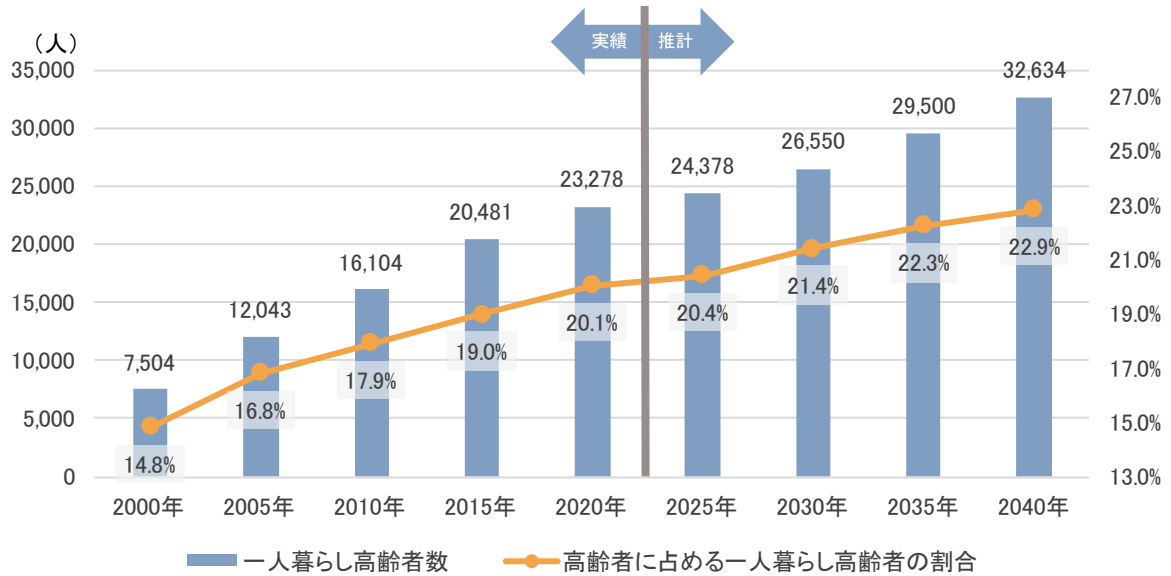


【図 2-7】町田市の介護保険料月額基準額*の推移



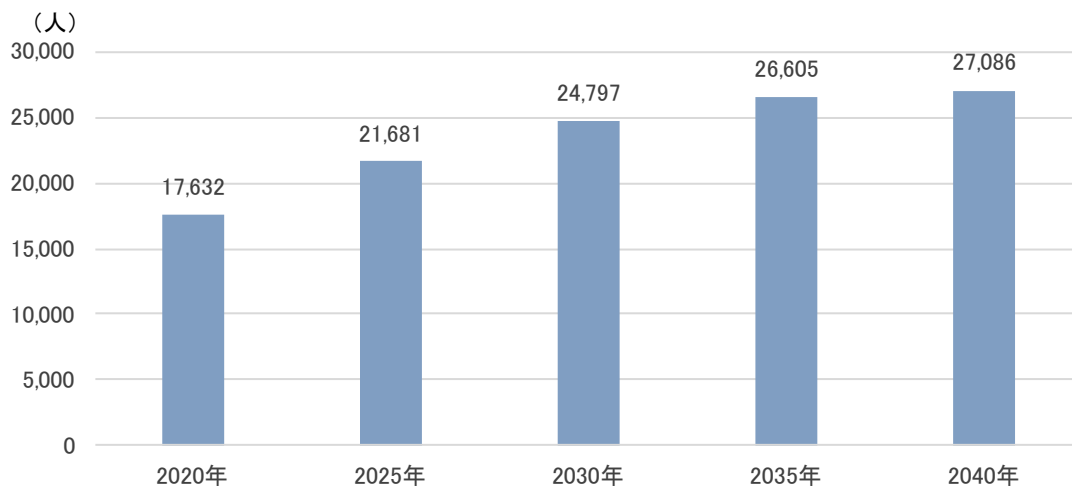
- 高齢者人口の増加に伴い、介護サービスに関する給付費等も増加しています。これにより、公費等の制度維持のための費用や介護保険料が増加しています。【図 2-6・図 2-7】

【図 2-8】町田市の一人暮らし高齢者数と高齢者に占める割合の推移



- 2020年時点で約116,000人である町田市の高齢者人口の内、約20%にあたる約23,000人が一人暮らし高齢者です。この割合は団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年には約23%まで増加するため、高齢者のほぼ4人に1人が一人暮らし高齢者となる見込みです。【図 2-8】

【図 2-9】町田市の認知症の高齢者数の推計



- 町田市で認知症の高齢者数は2020年時点で約18,000人と推定されます。2040年には約1.5倍の約27,000人まで増加し、高齢者のほぼ5人に1人が認知症となる見込みです。【図 2-9】

(2)前プランの進捗状況

計画審議会では、プランの進捗評価を毎年度行っています。前プランの進捗状況評価結果は以下のとおりです。

基本目標／基本施策	取組数	進捗評価の構成割合		
		◎	○	△
1 地域とつながり、いきいきと暮らしている	14	5	7	2
1 地域活躍と生きがい・健康づくりの推進	8	1	5	2
2 地域ネットワークの充実	6	4	2	0
2 支援が必要になっても、支え合いにより住みなれた地域で生活できている	19	7	9	3
3 日常生活支援の推進	8	2	4	2
4 認知症とともに生きるまちづくりの推進	5	2	2	1
5 在宅医療を支える医療・介護の連携の推進	2	1	1	0
6 家族介護者の支援と高齢者の権利擁護	4	2	2	0
3 よりよい介護サービスを安心して利用し続けることができる	17	3	10	4
7 住まいの選択肢の充実とサービス基盤・人的基盤の整備	6	1	4	1
8 介護保険サービスの効率的な提供と品質向上	11	2	6	3
取組数の合計	50	15	26	9
割合	100.0%	30.0%	52.0%	18.0%

<凡例>◎:計画以上に進んだ、○:おおむね計画どおりに進んだ、△:計画どおりに進まなかった

前プランの進捗評価から見える現状

- 前プランの進捗状況は、82%の取組みが計画以上、またはおおむね計画どおりに進捗していると評価されています。
- 地域ネットワークの充実、在宅療養*を支える医療・介護の連携の推進にかかる各取組みは計画どおり進捗しています。
- 「町トレ*」を始めとする介護予防のための通いの場*の拡充や、「Dカフェ*」など認知症の人やその家族の支援は順調に進んでいます。これらは、全国的にも注目されている取組みです。
- 家族介護者支援の取組みは計画通り進捗しています。しかし、高齢者やその家族からは依然として高いニーズがあります。
- 介護人材の確保・育成・定着については重点的に取組みを進めました。人材不足の解消は引き続きの課題となりますが、離職率は改善傾向にあります。
- 介護サービスの基盤整備については新規整備に向けて公募期間を限定しないなど、引き続き柔軟な対応が求められます。
- 介護サービスの効率的な提供・品質向上について、更なる推進が求められています。

(3)各種調査の分析

2022年7月～12月に市内の高齢者やその家族、介護保険事業所への調査を実施しました。1万件を超える調査結果について困りごとやニーズを数値化するとともに、その中から多くあった内容を「声」としてまとめました。

① 各種調査の概要

ア. 元気な高齢者及び要支援1・2の高齢者を対象とした調査

実施時期	調査対象の内訳	発送数	回収数	回収率
2022年 12月	一般高齢者	5,716	4,031	70.5%
	事業対象者 要支援1・2	2,277	1,426	62.6%

※ 調査の正式名称は「健康とくらしの調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)」

イ. 要介護1～5の高齢者を対象とした調査

実施時期	調査対象の内訳	発送数	回収数	回収率
2022年 11月	要介護1～5	8,708	4,649	53.4%
	特養待機者	400	193	48.3%

※ 調査の正式名称は「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」

ウ. 在宅療養中の高齢者と主な家族介護者を対象とした調査

実施時期	調査対象の内訳	発送数	回収数	回収率
2022年 7月～12月	認定調査(更新)を受ける在宅生活者	623	623	100%

※ 調査の正式名称は「高齢者の福祉や介護に関する調査-在宅介護実態調査-」

エ. 介護保険事業所を対象とした調査

実施時期	調査対象の内訳	発送数	回収数	回収率
2022年 11月	市内介護保険事業所	588	397	67.5%

※ 調査の正式名称は「高齢者の福祉や介護に関する調査-事業所調査-」

「ア. 元気な高齢者及び要支援1・2の高齢者を対象とした調査」から分かったこと

グループ活動等への
参加意向がある

約 60%

約 60%の方が地域等で行う
グループ活動への参加に前向きです

地域住民による健康づくり活動や趣味活動等のグループ活動への参加の意向を尋ねた設問では、5.4%が「すでに参加している」、4.3%が「是非参加したい」、50.4%が「参加してもよい」と回答しました。

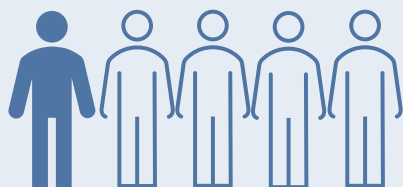
グループ活動等への
企画・運営意向がある

約 42%

約 42%の方が地域等で行う
グループ活動の企画や運営に前向きです

上記のグループ活動で、企画や運営などの役割を持ったお世話役としての参加の意向を尋ねた設問では、4.8%が「すでに参加している」、2.6%が「是非参加したい」、34.4%が「参加してもよい」と回答しました。

グループ活動等へ参加していない理由



約 5 人に 1 人が
「グループ活動等に関する情報が手に入らない」
を理由としてあげています

グループ活動に参加していない高齢者に対しその理由を尋ねた設問では、19.7%が「グループや活動の情報が手に入らない」と回答しました。

「Ⅰ. 要介護1～5の高齢者を対象とした調査」から分かったこと

約 50%の方が現在利用している
介護サービスに満足しています



現在利用している介護サービスへの満足度を尋ねた設問では、50.7%が「満足」と回答しました。

認知症の人の約 70%は、周りの人に自分の
考えを尊重してもらえていると思っています



周りの人が自身の考えを尊重してくれていると思うかを尋ねた設問で「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した認知症の人の割合は、69.0%でした。

約 75%の方が在宅療養を希望しています



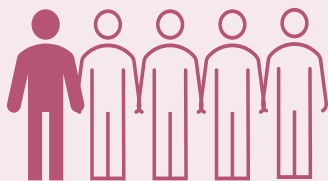
長期の治療、療養が必要になった場合の在宅療養の希望を尋ねた設問では、74.3%の方が「希望する」と回答しました。

約 60%の方が在宅療養での家族の
肉体的・精神的負担を不安に感じています。



在宅療養について不安に感じることを尋ねた設問では、62.3%が「家族の負担(肉体的・精神的)」と回答しました。

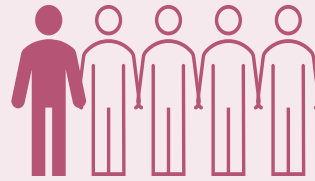
近所付き合いの有無



約 5 人に 1 人が
全く近所付き合いをしていません

地域のご近所の方とどのような付き合いをしているかを尋ねた設問では、17.3%が「全く付き合いをしていない」と回答しました。

複数の困りごとを抱えている人



約 5 人に 1 人が
障がいのある家族のケア、生活の困窮、
引きこもり・孤立など、
複数の困りごとを抱えています

世帯における困りごとの有無について尋ねた設問では、20.5%が「困りごとが2つ以上ある」と回答しました。

「ウ. 在宅療養中の高齢者と主な家族介護者を対象とした調査」から分かったこと

フルタイム又は
パートタイムで働いている
主な家族介護者

約 45%

主な家族介護者の約 45%はフルタイム
又はパートタイムで働いています

主な介護者の現在の就労形態について尋ねた設問では、24.8%が「フルタイムで働いている」、18.7%が「パートタイムで働いている」と回答しました。

介護を理由に
仕事を辞めた人

約 4%

主な家族介護者の約 4%が過去1年間に
介護を主な理由として仕事を辞めています

過去1年間の介護離職*の有無について尋ねた設問では、4.1%が介護を理由として「主な介護者が仕事を辞めた」と回答しました。

主な家族介護者が不安に思うこと



約5人に1人の主な家族介護者が
認知症状への対応に不安を抱えています

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じることを尋ねた設問では、21.2%が「認知症状への対応」と回答しました。

「工 介護保険事業所を対象とした調査」から分かったこと

約 50%の事業所が必要と考える職員数を確保できない時があります



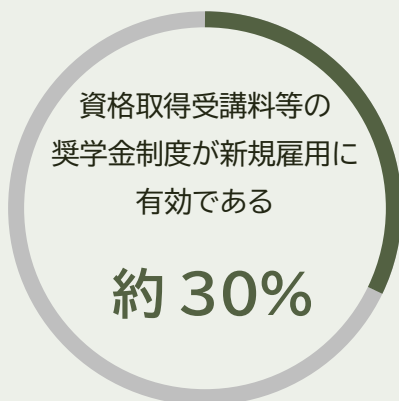
必要と考える職員数を常時確保できているかを尋ねた設問では、20.4%が「確保することが難しい」、30.0%が「確保できていない時がある」と回答しました。

急変時の入院を依頼できる病院がある事業所は約 11%です



医療機関との連携について尋ねた設問では、「急変時の入院を依頼できる病院がある」と回答した事業所が 11.3%でした。

約 30%の事業所が雇用拡大のため資格取得受講料等の奨学金制度が有効と考えています



職員の新規雇用を拡大するために、検討している方策について尋ねた設問では、30.7%が「資格取得等に必要受講料等の奨学金制度を設ける」と回答しました。

ケアプラン*作成を行う事業所の約 90%が社会資源をケアプランに盛り込んでいます



ケアプラン作成において、介護サービス以外の各種ボランティアや見守り支援ネットワーク等の社会資源を盛り込み、活用したことがあるかを尋ねた設問では、ケアプラン作成を行う事業所の 90.5%が「ある」と回答しました。

② 各種調査の結果から読み取れる高齢者等の声

プランの策定において大切なことは、当事者などの声を聞き、そのニーズを把握することです。高齢者や介護保険事業所等への調査の結果からは、以下のような声を読み取ることができました。

【高齢者の声】

～高齢者を対象とした調査より～



- 生きがいをもって暮らしたい。
- 地域の活動についてもっと知りたい。
- 何かあった時に一人だと不安だ。
- 困りごとをまとめて相談したい。
- 自宅で暮らし続けたい。
- 介護をしてくれる家族に負担をかけたくない。
- よりよい介護サービスを受けたい。
- 認知症になってもこれまでと変わらずに暮らし続けたい。

【家族の声】

～在宅療養をする高齢者と
主な家族介護者への調査より～



- 仕事と介護を両立したい。
- 家族が認知症になった時が不安だ。

【事業所の声】

～介護保険事業所を対象とした調査より～

- 十分なサービスを提供するために、必要な職員を確保したい。
- 資格取得を後押しするなど、職員を確保するための方策を実施したい。
- 利用者のために医療・介護連携をスムーズに行いたい。
- 社会資源を活用しながら、より良い介護サービスを提供したい。



(4)地域ケア会議の意見

町田市では、医療・介護の専門職、福祉関係者、民生委員・児童委員、警察・消防関係者などの関係者が集まり、それぞれの知識や経験を活かすことで、高齢者が抱える個別の課題を解決するための話し合い(地域ケア会議)を行っています。この会議により、関係者の視点から見た地域ごとのニーズの傾向性や町田市全体でのニーズが見えてきます。

関係者から見たニーズ

【高齢者の社会参加に関すること】

- 通える範囲で体を動かしたり、趣味を楽しむ場が必要です。
- 高齢者が活躍できる場が必要です。
- 地域住民が多世代で交流できる場が必要です。



【生活支援に関すること】

- 支援が必要な時の相談先の周知が必要です。
- お店があっても坂が多くて、買い物に行けないという声があります。
- 体の機能が低下した高齢者の外出が難しいことがあります。

【高齢者の見守りに関すること】

- 介護予防や見守り、生活支援のボランティア育成が必要です。
- 地域貢献の場を求めている事業者や高齢者と、地域のニーズのマッチングが必要です。
- 地域で見守りや助け合いを行うためのネットワークづくりが必要です。

【認知症支援に関すること】

- 認知症は早期受診をして支援に繋げることが必要です。
- 若年性認知症*の人には就労や就労継続等の支援が必要です。
- 判断能力が低下した場合等のために、あらかじめ成年後見制度等があることを周知しておく必要があります。

【在宅療養に関すること】

- 在宅療養を地域で支える体制づくりが必要です。
- 在宅療養に携わる医療職や介護職へのカスタマーハラスメントが問題になっています。

地域ケア会議の意見

- 高齢者が活躍できる場が必要。
- 生活上の支援を必要とした時の相談先の周知が必要。
- 地域で高齢者を見守るネットワークづくりが必要。
- 認知症の疑いがある人などを早期に支援につなげることが必要。
- 在宅療養を地域で支える体制づくりが必要。

2 町田市の課題

(1) 課題の抽出

第2章の1「町田市の現状」であげた、統計データや前プランの進捗状況などからは、それぞれ異なる課題が見えてきます。将来的な展望から求められる対応、これまでの取組み状況から改めて見えてくること、高齢者やその家族等が抱えるそれぞれの困りごとなどを踏まえ、地域や高齢者等の声にどのように応えていくかという視点から課題を抽出しました。

「(1) 統計データから見える現状と将来推計」から見える課題

統計データからは、高齢者の増加に加え、生産年齢人口の減少が急激に進むこと、介護サービスに関する給付費等や介護保険料の増加が見込まれること、一人暮らし高齢者や認知症の人の増加が見込まれることなどが明らかになりました。これらの現状から、以下の課題を抽出しました。

課題

- 持続可能な介護保険制度の運営に向けた給付適正化等の取組みの強化が求められています。
- 高齢者を孤立させないために更なるアプローチが求められています。
- 認知症の人やその家族が暮らしやすいまちづくりが求められています。

「(2) 前プランの進捗状況」から見える課題

前プランの取組みの進捗状況を確認し、十分な取組みが出来ていない項目については改めて課題として捉え直します。

前プランの進捗状況からは、「介護予防のための通いの場の充実などの取組みが順調に進んでいる」こと、「家族介護者支援について依然として高いニーズがある」こと、「離職率は改善傾向にあるものの、介護人材不足の解消は引き続きの課題となる」ことなどが明らかになりました。これらの現状から、以下の課題を抽出しました。

課題

- より多くの高齢者が参加しやすい通いの場の拡充が求められています。
- 在宅療養における家族介護者の負担の更なる軽減が求められています。
- 介護人材の確保・育成・定着に対し、引き続き重点的に取組むことが求められています。

「(3) 各種調査の分析」から見える課題

各種調査の分析からは高齢者の地域での活動状況や困りごと、家族介護者の就労状況や抱えている不安、介護保険事業所の運営状況などが明らかになりました。これらの現状から、以下の課題を抽出しました。

課題

- 高齢者の社会参加と活躍の機会の拡充が求められています。
- 高齢者本人やその家族等の複雑化・複合化した課題の受け止め体制の充実が求められています。
- 認知症の人の家族に対する支援の拡充が求められています。
- 在宅療養における家族介護者の負担の更なる軽減が求められています。
- 医療・介護連携の更なる強化が求められています。
- 介護サービスの質の更なる向上が求められています。
- 社会資源の更なる発掘と調整が求められています。

「(4) 地域ケア会議の意見」から見える課題

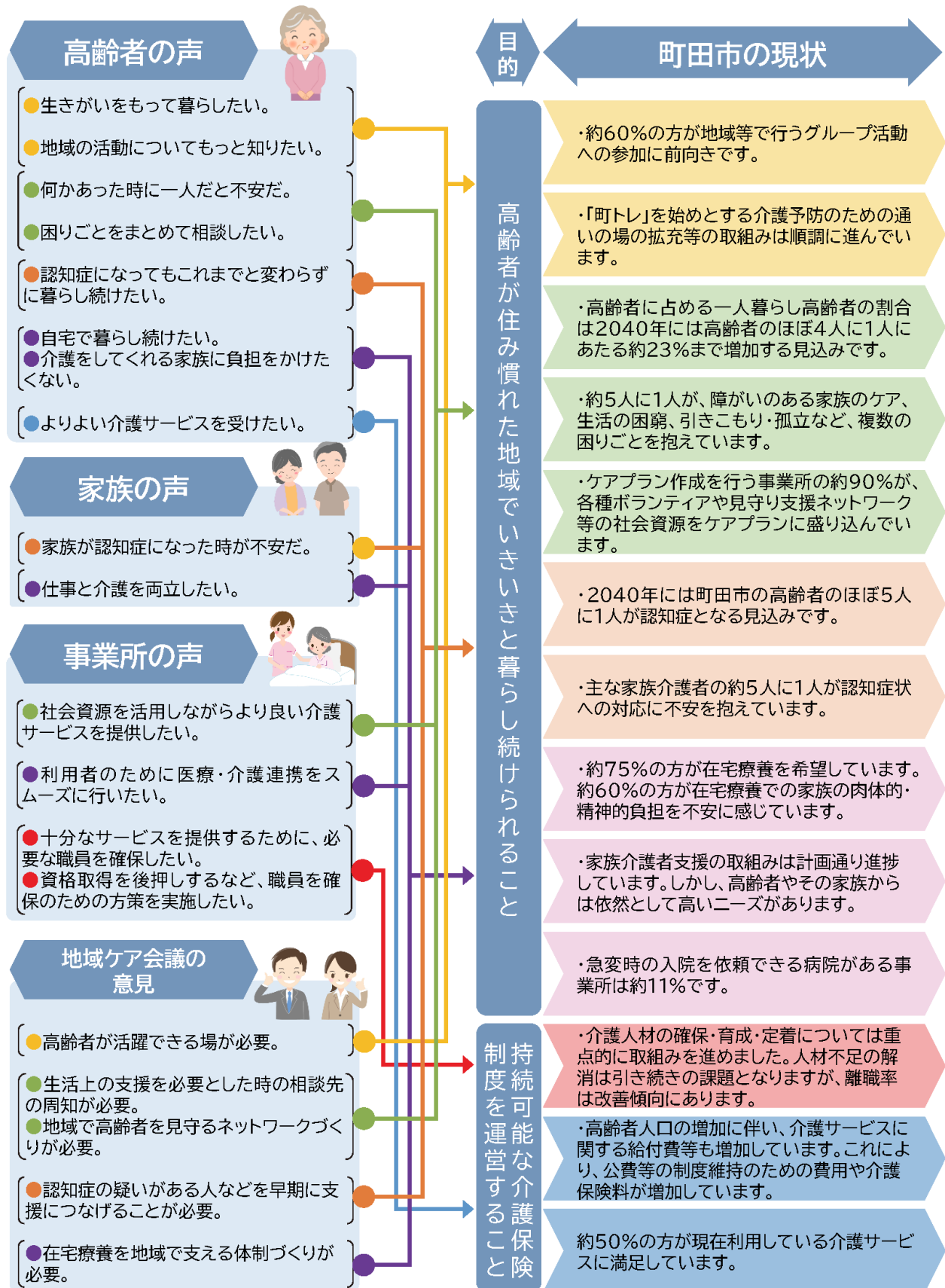
専門職などによる地域の話し合いである地域ケア会議では、医療職や介護職などの専門職や、地域に精通した関係者の視点をとおして、地域のニーズの傾向性や町田市全体でのニーズが見えてきます。この話し合いの内容から、以下の課題を抽出しました。

課題

- 高齢者の社会参加と活躍の機会の拡充が求められています。
- 高齢者を孤立させないために更なるアプローチが求められています。
- 社会資源の更なる発掘と調整が求められています。
- 認知症の人やその家族が暮らしやすいまちづくりが求められています。
- 在宅療養を地域で支える体制づくりが求められています。

(2)課題の整理

これまでにあげてきた、高齢者等の声・町田市の現状・町田市の課題をプランの2つの目的にあわせて整理しました。



町田市の現状から見える課題

課題の整理

・高齢者の社会参加と活躍の機会の拡充が求められています。

・より多くの高齢者が参加しやすい通いの場の拡充が求められています。

・高齢者を孤立させないために更なるアプローチが求められています。

・高齢者本人やその家族等の複雑化・複合化した課題の受け止め体制の充実が求められています。

・社会資源の更なる発掘と調整が求められています。

・認知症の人やその家族が暮らしやすいまちづくりが求められています。

・認知症の人の家族に対する支援の拡充が求められています。

・在宅療養における家族介護者の負担の更なる軽減が求められています。

・医療・介護連携の更なる強化が求められています。

・介護人材の確保・育成・定着に対し、引き続き重点的に取り組むことが求められています。

・持続可能な介護保険制度の運営に向けた給付適正化等の取組みの強化が求められています。

・介護サービスの質の更なる向上が求められています。

1

高齢者の生きがいや健康づくりに関すること

2

地域とのつながりや
支え合い、安心な暮らしに
関すること

3

認知症とともに生きる
まちづくりに関すること

4

在宅療養を支える医療・介護
連携や家族介護者支援に
関すること

5

サービス基盤と人的基盤の
整備に関すること

6

介護サービスの
品質向上や給付の適正化に
関すること

第3章 施策の方向性

- 1 基本目標と基本施策
- 2 プランの施策体系

1 基本目標と基本施策

プランの2つの目的を踏まえ、2つの基本目標を定めました。また、基本目標には「課題の整理」1から6に基づいた6つの基本施策を定めました。

基本目標Ⅰ

「住み慣れた地域で、つながり、支えあいながら、いきいきと暮らすことができる」

「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、それぞれの役割や活躍の場がある社会を目指す基本目標を定めました。これは、「誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会」の実現に通じるものです。

基本施策1 生きがいを持っていきいきと暮らす

高齢者がいきいきと暮らしていけるよう、生きがいづくりや介護予防・健康づくりの取組を行うグループへの支援を行います。また、活動の効果が分かるよう、効果の見える化を図ります。

基本施策2 地域とつながり、支えあいながら、安心して暮らす

高齢者が安心して暮らせるよう、それぞれの地域において、誰もが相談できる高齢者支援センター*の体制づくりや、住民同士の支えあいを支援する取組を進めます。

基本施策3 認知症とともに生きる

「認知症とともに生きるまちづくり」を進めるため、認知症やその家族の居場所づくりである「Dカフェ」^{デー}の開催や各種イベントなどの機会を活用して、認知症の人が社会参加するための取組などを行います。また、認知症サポーター*が地域で積極的な活動を行うためのサポートを行います。

基本施策4 住み慣れた場所で暮らし続ける

より多くの方が在宅療養を行えるよう、医療と介護の連携を進めます。また、家族の介護をしている方の負担を軽減するために、在宅サービスを利用しやすい環境を整えます。

基本施策ごとの成果を測る指標

基本施策	指標	現状値 2023年度	目標値 2026年度
1	平均自立期間*	男性:81.3年 女性:84.9年	男性:82.0年 女性:85.5年
2	ソーシャル・キャピタル(助け合い)得点*(210点満点中)	196.9点	200.0点
3	認知症になっても周りの人の助けを借りながら自宅で生活を続けたいと思う方の割合	54.1%	56.0%
4	在宅療養について希望するし、実現可能だと思う高齢者の割合	31.7%	33.0%

基本目標Ⅱ

「将来にわたり、よりよい介護サービスを安心して 利用し続けることができる」

前プランの基本目標である、「よりよい介護サービスを安心して利用し続けることができる」に長期的な視点を加え、基本目標を定めました。

基本施策5 必要な介護サービスが受けられる

高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする人の増加が見込まれます。これに対応するため、より一層の介護人材の確保に取り組めます。また、介護の現場で働く人の資格取得の支援や相談窓口の設置などにより、働く人の処遇や環境の向上に努めます。

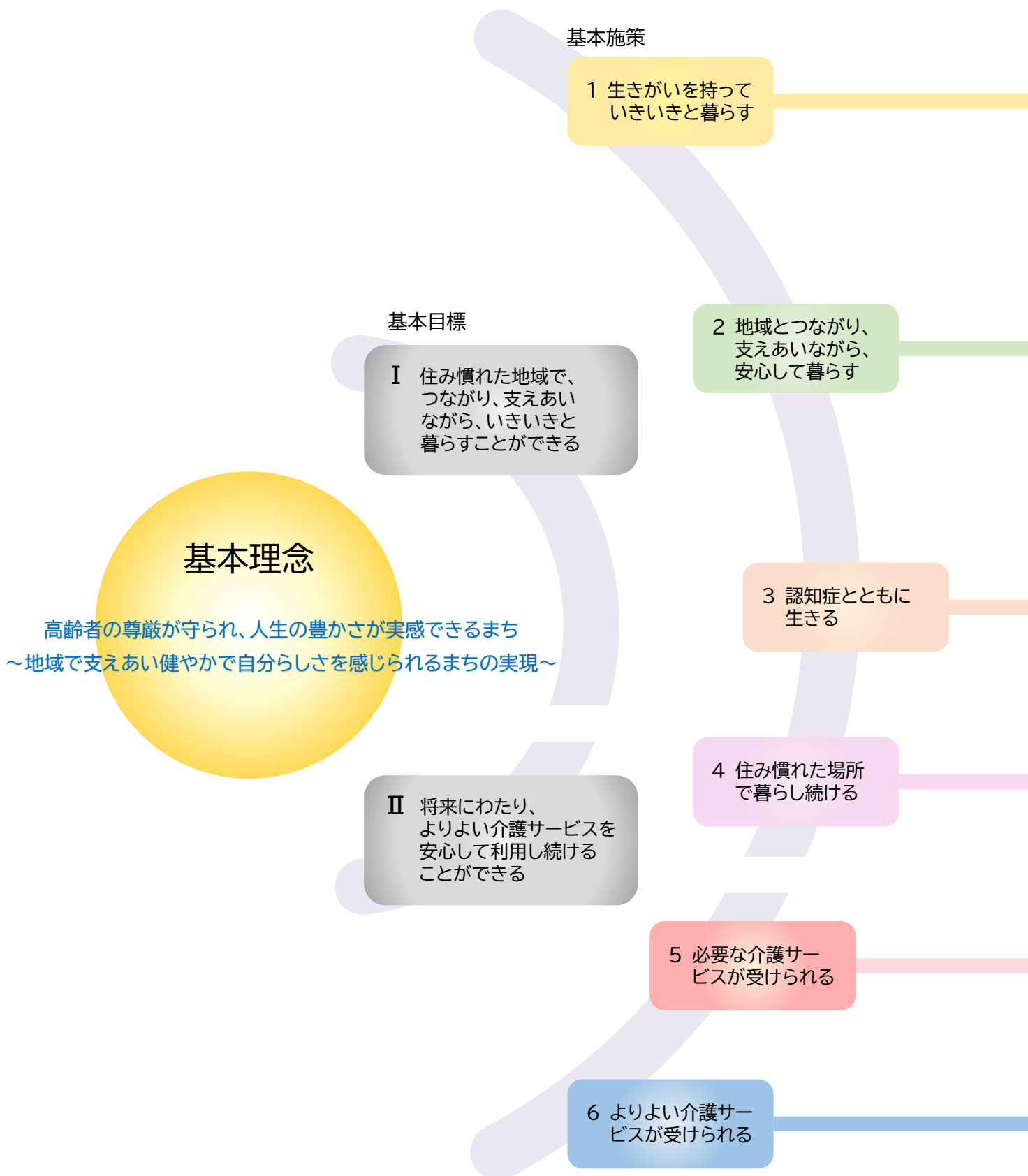
基本施策6 よりよい介護サービスが受けられる

介護サービスの質を高めるために、利用者の要介護度の改善に取り組む介護サービス事業所への支援を行います。また、利用者に適した介護サービスの提供と給付の適正化に取り組めます。

基本施策ごとの成果を測る指標

基本 施策	指標	現状値 2023年度	目標値 2026年度
5	必要とする職員数を確保できている市内介護サービス事業所の割合	46.4%	54.0%
6	介護サービスの満足度(10点満点中)	6.6点	7.0点

2 プランの施策体系



取組みの方向性

主な取組み

1

生きがいづくりに取組む

重点

- ① 老人クラブ活動の推進
- ② 高齢者のスポーツ活動の普及・啓発
- ③ 町田市シルバー人材センターの会員の確保
- ④ いきいきポイント制度の普及
- ⑤ 多世代が交流できる場づくりの推進

2

介護予防・健康づくりに取組む

- ① 保健事業と介護予防の一体的な推進
- ② 「町トレ」の推進
- ③ 自主グループ活動の推進
- ④ 介護予防サポーターの養成
- ⑤ 要支援者等の生活機能改善のための助言
- ⑥ 短期集中型サービスの実施

3

地域での支えあい取組む

- ① 高齢者支援センターと関係機関との連携強化
- ② 地域ケア会議による課題解決機能の強化
- ③ 生活支援団体の活動の推進
- ④ 移動支援の推進
- ⑤ まちだ互近助クラブの推進

4

高齢者の安心した暮らしの実現に取組む

- ① 高齢者見守り支援体制の充実
- ② あんしんキーホルダーの普及
- ③ 災害時のための介護サービス事業所等との連携強化
- ④ 災害時における高齢者の迅速かつ円滑な避難の確保
- ⑤ 成年後見制度の利用支援
- ⑥ 高齢者虐待の防止
- ⑦ 高齢者を守るための防犯意識づくり

5

住まいと生活の支援に取組む

- ① 養護老人ホームへの入所支援
- ② 高齢者への居住支援の推進
- ③ 寝具乾燥消毒事業の実施
- ④ 高齢者在宅訪問理美容券の交付
- ⑤ 住宅改修・福祉用具アドバイザーの派遣
- ⑥ 高齢者の安全運転意識の向上

6

「認知症とともに生きるまち」の実現に向けて取組む

重点

- ① Dカフェの実施
- ② 認知症とともに生きるまちづくりワークショップの実施
- ③ 認知症について考える「普及啓発イベント」の実施
- ④ 16のまちだアイ・ステートメントの普及
- ⑤ 認知症サポーターの活動支援

7

認知症の人とその家族の支援に取組む

- ① 認知症相談の実施
- ② 認知症の早期受診支援(認知症初期集中支援チーム事業)
- ③ 認知症の人の家族等への支援
- ④ 行方不明高齢者の搜索支援

8

医療と介護の連携に取組む

- ① 「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」の推進
- ② 「医療と介護の連携支援センター」による地域ケア会議の開催
- ③ カスタマーハラスメントに対する対応能力の向上

9

家族介護者の支援に取組む

- ① 家族介護者教室や家族介護者交流会の開催
- ② 市民向け介護講習会の開催

10

介護人材の確保・育成・定着に取組む

重点

- ① 介護人材開発センターによる介護人材の確保
- ② 介護の資格取得支援
- ③ 中核となる専門人材の育成・定着

11

介護施設等の整備に取組む

- ① 在宅生活を支える地域密着型サービスの充実

12

介護サービスの品質向上に取組む

- ① 要介護度改善に向けた介護サービス事業者の取組み促進
- ② 介護サービス相談員の派遣
- ③ デジタル技術を活用した介護認定事務の効率化
- ④ 指定申請等に関する文書負担の軽減
- ⑤ 介護現場における生産性の向上

13

適切な介護サービスの提供に取組む

- ① 認定調査の平準化(要介護認定の適正化)
- ② ケアプラン・住宅改修・福祉用具の点検
- ③ 介護報酬請求の適正化(医療情報との突合、縦覧点検)

第4章 3つの重点テーマ

- 1 「社会参加」で介護予防・フレイル予防
- 2 認知症とともに生きるまちづくり
- 3 あつまる・つながる まちだの介護人材

高齢化の進展に伴い、社会は大きく変化しはじめています。高齢者の健康や介護、住まいなど、高齢者自身に関わる課題に加え、経済活動における顧客層の変化や働き手の不足など、様々な場面で高齢化の影響は現れます。

これらは、誰にとっても日常生活の中で身近な課題となり得るものであり、高齢者を含む、全ての世代の人が「自分ごと」として捉えることが大切であると考えます。

市ではこれまで、高齢者施策として、高齢者の生きがいづくり、介護予防・フレイル*予防、認知症、家族介護、介護サービス事業所における介護人材の確保等、様々な課題に取り組んできました。これらのうち、「介護予防・フレイル予防」や「認知症施策」、「介護人材確保」などについては、先進的な取組みとして日本各地はもとよりスリランカや韓国、シンガポールなど、海外からも視察が訪れています。

本プランでは、市が行っている取組みのうち、幅広い世代や立場の方が関心を持ち、また、関わることにより、これまで以上の効果を生み出すことができる 3 つの分野を「重点テーマ」としました。この3つの分野について、市が行ってきた特徴的な取組みを様々な立場や世代の方と共有し、重点的に推進していきます。



3つの重点テーマ

1 「社会参加」で介護予防・フレイル予防

高齢者の皆様が、身近な場所で、自分に合った集まりや活動に参加し、介護予防・フレイル予防に取り組めるよう、様々な環境づくりを進めていきます。



2 認知症とともに生きるまちづくり

地域住民をはじめ、多種多様な分野の団体等とまちづくりの指標である16のまちだアイ・ステートメント*の理念を共有し、連携・協力して「認知症とともに生きるまちづくり」に向けた取組みを推進していきます。

3 あつまる・つながる まちだの介護人材

高齢化に伴い介護サービス需要が増加しても必要な介護サービスが受けられるよう、介護サービスを支える介護人材の確保・育成・定着について取組んでいきます。



1

「社会参加」で介護予防・フレイル予防



「町トレ」グループの活動の様子

フレイルが増えています！

フレイルとは、年齢とともに体や心の機能が低下し、要介護の状態に陥る危険性が高まっている状態をいいます。そのまま放置すると要介護状態になる可能性があります。適切な取組みを行うことで健康な状態に戻ることができます。

近年の新型コロナウイルス感染症による外出控えの影響などの研究から、外出しなくなることがフレイルの入り口であり、この状態が続くことにより身体機能の低下や栄養状態の悪化を招くことが指摘されています。

予防は「みんなで」が効果的！

フレイル予防は、「運動」「栄養」「社会参加」の3つを柱とした取組みに加え、「口腔機能」を維持することが重要です。

適度な「運動」を行い、バランスの取れた「食事」を取ることがフレイル予防になります。また、「運動」も「食事」も仲間と一緒に行うことで、より一層の予防効果が出るということが分かっています。

「社会参加」は、今最も注目されているフレイル予防です。人との交流を通して心が元気になり、身体も元気になる相乗効果が認められています！

近所への買い物や散歩をする中で、ちょっとした挨拶を交わすだけでも「社会参加」の効果はあるため、難しく考える必要はありません。できることから始めてみましょう！

お住まいの近くにはスポーツや趣味の会、町内会・自治会、老人クラブ、ボランティア活動などがあるはずです。「いいな」と思ったものを始めてみませんか？



ポールウォーキングの活動の様子

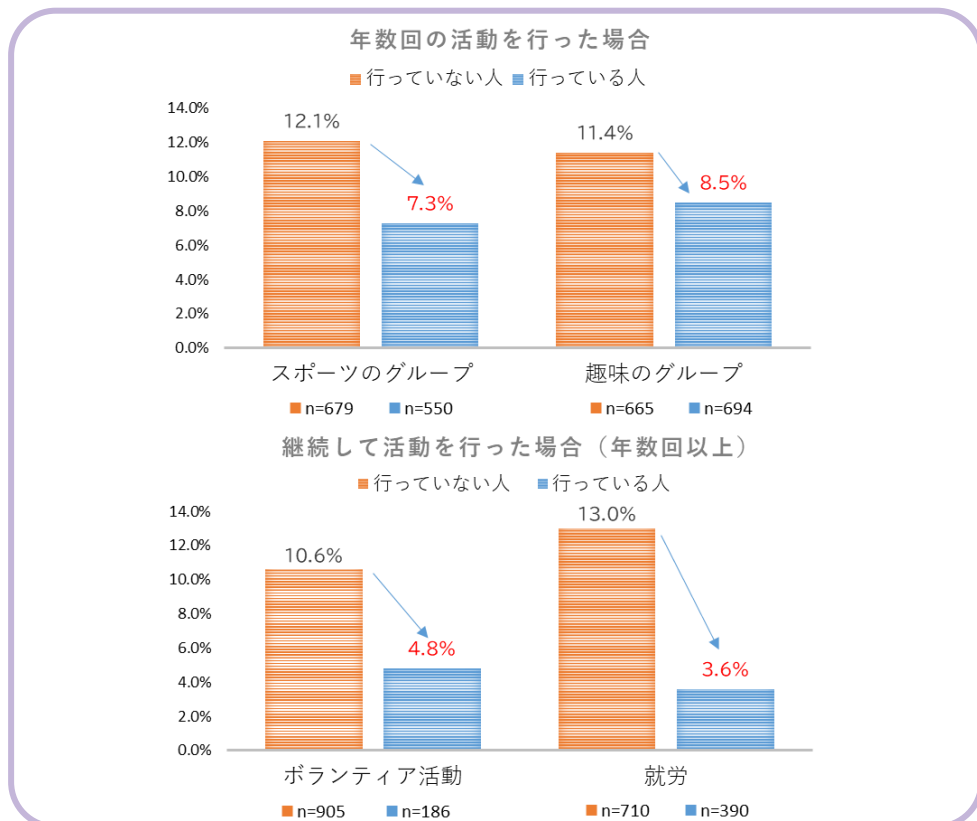
こんな効果が出ています！！

フレイルリスクの軽減

現在の生活習慣や身体の状態から、フレイルリスク(将来フレイルになる可能性)を測ることができます。市では、2019年度の市内の高齢者を対象として、社会参加を「行っている人」と「行っていない人」のそれぞれの3年後のフレイルリスクの有無を測定しました。

調査を行った社会参加のうち、「スポーツのグループ」と「趣味のグループ」については、年に数回の活動を行うだけでフレイルリスクの軽減に効果があることが分かりました。また、「ボランティア活動」と「就労」は、継続して行うことで同様の効果が出ることも分かりました。

3年後(2019年～2022年)にフレイルリスクがある方の割合



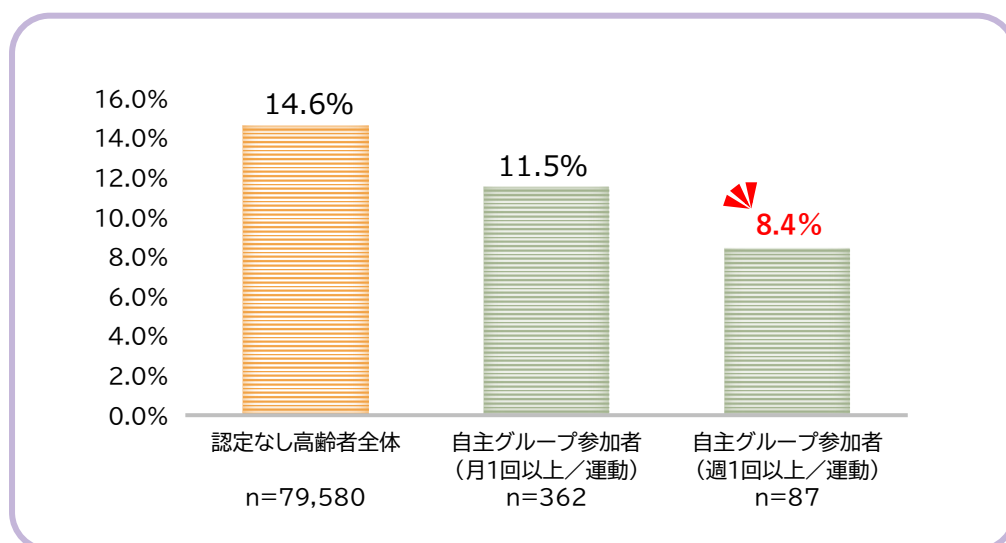
認定率*の減少

市内には、様々な活動を行っている団体があり、社会参加の場となっています。これらのうち、住民が主体となって体操や趣味の活動など、フレイル予防・介護予防を目的とした活動を行う団体を「自主グループ」と呼んでいます。

自主グループ活動の効果を検証するため、要介護・要支援認定を受けていない高齢者(認定なし高齢者)全体と、その中の「自主グループ活動に参加している人」の5年後の要介護認定者数の比較を行いました。

その結果、自主グループ活動に参加している人は、要介護や要支援として認定される割合が低いことが分かりました。また、その中でも運動を行うグループに週1回以上参加する人は、さらに良い結果を示すことが確認できました。

5年後(2016年～2021年)に要介護・要支援認定を受けている方の割合



自分に合った「社会参加」を見つけよう！

市では、高齢者の身近な社会参加の場として、介護予防・フレイル予防を目的とした「自主グループ」の活動を推進しています。

現在、市内全域に約 580 団体の自主グループがあり、約 6,500 人の方が活動しています。

「自主グループの情報を知りたい」「何か活動を始めたい」という方は、お近くの高齢者支援センターへお問い合わせください。

※ 高齢者支援センターの情報は、P110～P121 に掲載しています。

その 1 【町田を元気にするトレーニング】

数ある自主グループの中で、最も人気が高いのが町田を元気にするトレーニング、「町トレ」です。

「町トレ」は、市オリジナルの筋力トレーニングで、元気な方も、体力に自信のない方も無理なく行うことができます。週 1、2 回続けることで、心身機能の維持・改善効果が期待できます。

現在、約 210 団体、約 3,300 人の方が「町トレ」に取り組んでいます。あなたのお住まいの地域にも「町トレ」グループがあります。

大人気の「町トレ」を仲間と一緒に始めてみませんか！



「町トレ」DVD の内容



「町トレ」グループの活動の様子

その2【ずっと仲間と、楽しく活動！】

「町トレ」以外の自主グループも賑わっています！体操やウォーキング、手芸など、様々な活動を行う団体が現在約 370 団体（「町トレ」を除く）あり、約 3,200 人の方が活動しています。

参加者からは、「知り合いが増えた」「毎週みんなと会えるだけでも楽しみ」「友達と一緒にだと続けられる」といった声が寄せられており、自主グループ参加者全体の約6割の方が5年以上継続して参加しています。



ポールウォーキングの活動の様子



あみものサークル活動の様子

その3【自分も元気に！介護予防サポーター】

「介護予防サポーター」は、地域で行われる介護予防活動のサポートを行う方のことです。現在約 1,200 人の方が活動しています。

介護予防サポーターは、高齢者支援センターが実施するイベントの企画やサポート、広報紙の作成など、様々な場面で活躍しています。

サポーターの皆さまからは、「退職後、地域の役に立ちたかった」「今まで近所付き合いがなかったが、近所に友達ができた」「自分も元気になった」という声が寄せられています。

市で行う介護予防サポーター養成講座を受講すればどなたでも介護予防サポーターになることができます。



サポーター養成講座の様子

2023年
(令和5年)
第28号

介護予防サポーターだより
秋 エンジョイ！ サポーター！！

サポーター養成講座
発行巻
1159巻
(2023年9月発行)

「認知症とともに生きるまち」町田

「認知症とともに生きるまち」とは、認知症の人も、そうでない人も地域の中で「自分らしく活躍することができるまち」のことです。
この記事を読まれている皆さんも、「認知症とともに生きるまちづくり」の一員として、活躍してみませんか？

★「認知症とともに生きるまち」の協力者 認知症サポーターってこんな人！

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かく見守る人のことです。認知症サポーター養成講座を受講すると、認知症サポーターとなります。
子どもも、大人も、認知症の人も、その家族も、地域にいるすべての人が認知症サポーターになることができます。
養成講座について知りたい方は、町田市のホームページをご覧ください。

介護予防サポーターだより
「エンジョイ！サポーター！！」
年4回発行

その4【ボランティアで社会参加！】



いきいきポイント手帳

市では高齢者のボランティアを推進する取組みとして「いきいきポイント制度」を実施しています。参加者はボランティアをきっかけに自主グループ活動をはじめなど、高齢者の自発的な介護予防活動にもつながっています。この制度には、現在約2,200の方が参加しています。

市内の介護保険施設や保育園など約240箇所の登録施設でボランティア活動を行うことにより、専用の手帳にポイントがたまります。たまったポイントは商品券等に交換することができます。

参加対象者は、市内在住の65歳以上の方です。新規登録研修を受講していただくことにより参加することができます。

その5【高校生も参加！若い世代との交流】

市内では、高齢者と学生などの若い世代が交流する機会が増えてきています。

例えば、高齢者を対象に高校生・大学生がスマホの使い方を教える教室の開催や、誰もが利用できる「居場所づくり」のための企画や建物のリフォームを協働して行うことなどがあります。

また、高齢者支援センターが行っている高齢者とのWEB交流会には、市内の高校生も参加しています。

ここでは、高校生の考えた踊りを高齢者が踊るなど、若い世代ならではの感性による企画が好評です！



学生と交流！スマホセンター



みんなの居場所
玉川学園1丁目加々美さんち

指標の紹介

目標の達成状況や取組みの成果を測るために以下の指標を定めました。

取組みの成果を測る指標

地域活動への参加率 ※1

現状値

前期高齢者
70.5%
後期高齢者
56.6%
(2023年度)

目標値

前期高齢者
72.5%
後期高齢者
58.6%
(2026年度)

※1 認定なし高齢者のうち、ボランティア等の活動に月1回以上参加している人(地域活動参加者)の割合

地域活動参加者の
フレイルリスクゼロ維持率 ※2

90.9%
(2023年度)

90%以上
(2026年度)

※2 地域活動参加者のうち、フレイルリスクがない状態を維持している人の割合

「自主グループ」参加者の
要介護認定状況維持・改善率 ※3

90.3%
(2023年度)

90%以上
(2026年度)

※3 高齢者支援センターに登録している「自主グループ」参加者のうち、要介護認定状況が前年度と比較して「維持」または「改善」した人の割合

取組みの進み具合を測る指標

	指標	現状値 2023 年度	目標値 2024 年度	目標値 2025 年度	目標値 2026 年度
①	「町トレ」の団体数(累計)	210 団体	217 団体	229 団体	241 団体
②	自主グループ団体数(「町トレ」除く)(累計)	370 団体	379 団体	387 団体	395 団体
③	介護予防サポーター養成講座修了者数 (累計)	1,198 人	1,252 人	1,302 人	1,352 人
④	いきいきポイント制度新規登録者数	125 人	130 人	130 人	130 人

2

認知症とともに生きるまちづくり



市内の認知症カフェ「D カフェ」

認知症は誰にでも起こり得る身近な症状です

認知症とは、何らかの原因で脳の働きが低下することや、脳の細胞が損傷を受けることで、認知機能(物事を記憶する、問題を解決するために深く考える、言葉を使う、計算するなどの頭の働き)が低下し、さまざまな生活上の支障が現れる状態を指します。

例えば、認知症を引き起こす主な病気のひとつであるアルツハイマー病では、新しいことを覚えられなくなる、いつも通る道で迷ってしまうなどの症状が出る場合があります。

「認知症とともに生きるまち」を目指して

高齢化の進行に伴い、今後も認知症の人は増加し、2040年には市内の高齢者のほぼ5人に1人が認知症になると見込まれています。

人生100年時代と言われる今、誰もが認知症とつきあって生きることがあたり前になりつつあります。町田市では、認知症になっても地域の中で自分らしく活躍できる「認知症とともに生きるまち」を目指しています。

町田市が行う様々な取り組みは、認知症の人の声を大切にされた事例として、国内外から多くの視察や取材を受けるなど注目されています。

認知症の人とつくった「^{じゅうろく}16のまちだアイ・ステートメント」

町田市では、認知症の人やその家族、医療福祉関係者、行政、民間企業、NPO、研究者など幅広いメンバーで話し合いを行い、認知症の人にとって町田市がどのようなまちであってほしいかを、「アイ=私」の視点で16の文章にまとめた「^{じゅうろく}16のまちだアイ・ステートメント」を策定しました。

ステートメントの中の「私」は、今認知症である「私」や、これから認知症になり得る「私」を指しており、地域の関係者が目指すべき地域のあり方や活動のビジョンとして共有しています。

Machida "I" statement

01 私は、早期に診断を受け、その後の治療や暮らしについて、主体的に考えられる。

04 私は、私の言葉に耳を傾け、ともに考えてくれる医師がいる。

05 私は、家族に自分の気持ちを伝えることができ、家族に受け入れられている。

07 私は、素でいられる居場所と仲間を持っており、一緒の時間を楽しんだり、自分が困っていることを話せる。

12 私は、地域や自治体に対して、自分の経験を語ったり、地域への提言をする機会がある。

16 私たちも、認知症の人にやさしいまちづくりの一員です。

06 私の介護者は、その役割が尊重され、介護者のための適切な支援を受けている。

その他のステートメントは P108～P109 または、町田市 HP をご覧ください。



「認知症とともに生きるまち」の 実現に向けた取組み

町田市では、地域住民をはじめ、多種多様な分野の団体等と16のまちだアイ・ステートメントの理念を共有し、「認知症とともに生きるまちづくり」に向けた取組みを推進しています。その取組みの例と、取組みによって実現を目指すアイ・ステートメントの番号を紹介します

その1【Dカフェ】

Dカフェとは、町田市内で開催している様々な認知症カフェの総称です。認知症の人やその家族、支援者、地域住民など、どなたでも気軽に参加し、気兼ねなく気持ちを語り合うことができます。

町田市が開催するDカフェは、コーヒーチェーン店の協力により、市内の店舗で定期的に開催しています。この他にも、市内にはNPO や社会福祉法人などが主催するDカフェが多数あります。

Dカフェは一人ひとりの気持ちに寄り添う温かい場所です。町田市では、このように認知症の人の身近な居場所づくりに引き続き取組んでいきます。

ご自身の事でもご家族の事でも、認知症については是非一緒に話しましょう。



「Dカフェ」の実施風景
詳細は町田市HP
をご覧ください。



その2【まちづくりワークショップ】



まちづくりワークショップの実施風景

まちづくりワークショップは、認知症の人とその家族、医療福祉関係者、企業、学生等の幅広い方々と「認知症とともに生きるまち」を実現するために何が出来るかを考える場です。

皆さんも一緒に、まちづくりのアイデアを実現してみませんか？

その3【認知症の人の家族等への支援】



家族介護者が現在の生活を維持するうえで不安を感じることを調査しました。その結果、第1位が「外出の付き添い、送迎等」で22.6%、第2位が「認知症状への対応」で21.2%でした。認知症と診断されたご本人がこれからの生活に不安を感じるように、そのご家族も、認知症と診断された配偶者や親等との関係性や、生活環境の変化に戸惑い、不安や負担を感じていることが考えられます。

「認知症とともに生きるまち」は、認知症の人の家族等にとっても自分らしく活躍することができるまちです。町田市では、当事者の声を聞きながら、認知症の人の家族等に寄り添った取組みを進めていきます。

その4【認知症サポーター】～活動の輪が広がっています～

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、地域で認知症の人を温かく見守る人のことです。市が実施する認知症サポーター養成講座を受講すれば、誰でも認知症サポーターになることができます。市内には、2022年度末の時点で36,457名のサポーターがいます。

サポーターの中には、認知症の人を見守るだけでなく「認知症の人とともに活動したい」という人が増えています。このため、独自にグループをつくり支援活動を行うなど、認知症サポーターはそれぞれの地域で活躍しています。

市では、そのようなサポーターへの情報提供や、交流会の開催等を通して、活動の支援を行います。



認知症サポーターの活動風景

その5【認知症相談】

認知症についてお気軽にご相談いただけます。

「認知症電話相談」では、認知症への不安や、症状、受けられるサービス等について専門の相談員が電話での相談に応じます。ご相談は匿名でも受け付けています。

各高齢者支援センターでは、医師や臨床心理士による対面での相談を行っています。



その6【初期集中支援チーム事業】

認知症は早期に診断を受け生活環境を整えることで、症状の安定化につなげやすくなります。

そのため当事業では、認知症の症状が見受けられる方を対象に、高齢者支援センターと医師、看護師等の医療職からなるチームが家庭訪問を行います。



チームによる会議の様子

専門医への受診のサポートを行うほか、ご本人の状況に合わせた介護サービスの紹介等により、住み慣れた地域での生活の継続を支援します。

あなたも、「認知症とともに生きるまち」の一員です



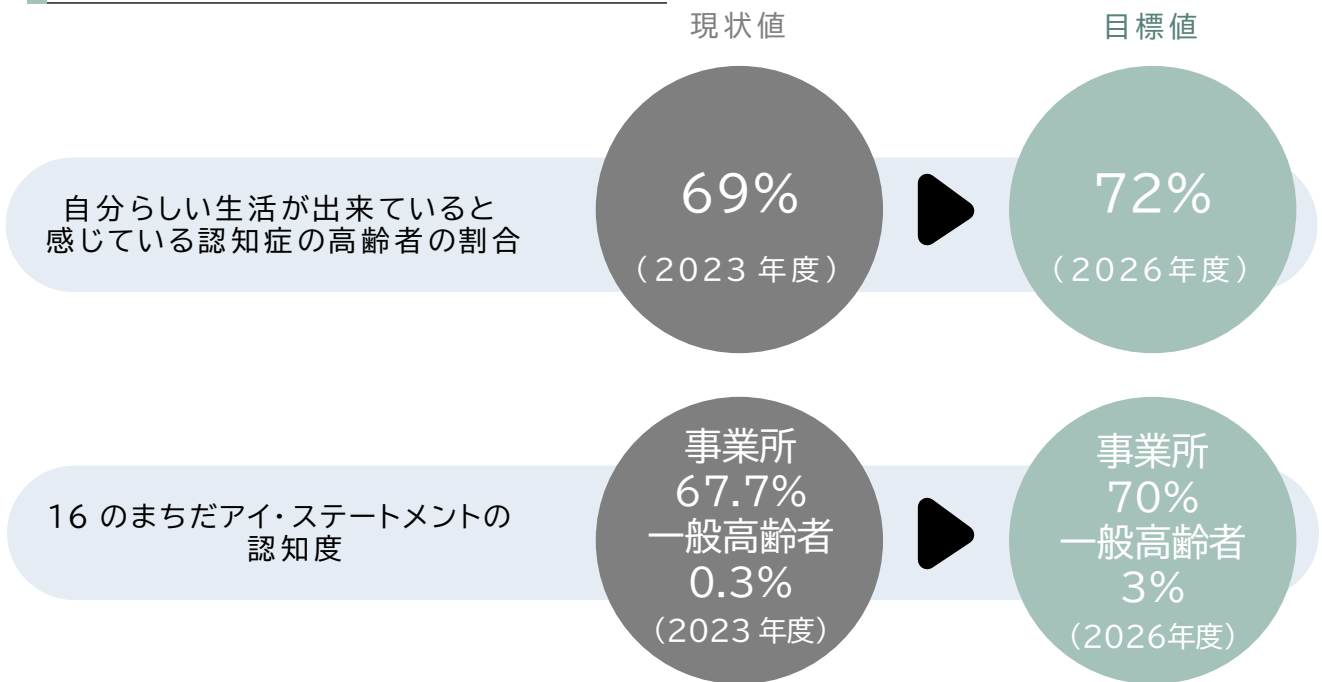
認知症の人とともに
つくった竹灯籠

16 のまちだアイ・ステートメントに関連した住民同士の小さな思いやりや、地域団体が行う活動の積み重ねが、「認知症とともに生きるまち」につながります。そして、認知症である「私」も、これから認知症になり得る「私」も、まちづくりの一員です。認知症の有無に関わらず、すべての人が活躍できるまちを、一緒につくっていきましょう。

指標の紹介

目標の達成状況や取組みの成果を測るために以下の指標を定めました。

取組みの成果を測る指標



取組みの進み具合を測る指標

	指標	現状値 2023 年度	目標値 2024 年度	目標値 2025 年度	目標値 2026 年度
①	認知症サポーターの養成人数 (累計)	38,900人	40,000人	41,100人	42,200人
②	認知症初期集中支援チーム事業により医療機関の受診につながった対象者の割合	70%	70%以上	70%以上	70%以上

3

あつまる・つながる まちだの介護人材



2023 年度介護職員合同入職式

全国で介護人材が不足しています

介護業界は、慢性的に人材不足の状況が続いています。更に今後は、高齢者人口の増加に伴い介護サービスの需要が増加する一方で、少子化による働き手の減少が見込まれます。

介護サービスを提供するためには、介護施設などだけではなく、そこで働く専門技術を持った職員が必要です。全国的にみると、働く職員がいないために入所施設を運営できない、通所介護や訪問介護のサービスを提供できないという事業所が数多く出てきています。

町田市においても、市内の介護サービス事業所を対象とした調査において、約50%の介護サービス事業所が「必要と考える職員数を確保できていない」と回答しており、介護人材の不足は深刻な状況と言えます。

そのイメージ、古いかも？

かつて、介護の仕事は、「給料が低い」、「体力的にきつい」、「勤務時間が長い」、「離職率が高い」などと言われてきました。しかし、そうした状況は過去のものとなりつつあります。

例えば、「給料」については、国による処遇改善が行われたことにより年々上昇しており、今では全産業平均水準に近づいています。この結果、介護サービス事業所等では、給与などの「雇用条件」を理由に離職する人が確実に減少しています。

また、「体力面」については、^{アイシーティ}ICT*技術の発達により職員の手間が省略されるなど働き方が変わってきています。さらに、「勤務時間」については、2022年度に公益財団法人介護労働安定センターが実施した調査によると、介護職の56.5%が「残業がない」と回答し、「残業は週5時間未満」と合わせると、80%を超えています。このように、多くの事業所で労働環境の改善や残業時間の削減に取り組んでいます。

これらの結果、「離職率」についても、国の雇用動向調査において、全産業の平均離職率が13.9%であるのに対し、「医療・介護」の離職率は13.5%となっており、全体の平均を下回る結果が出ています。

また、市内の事業所を対象とした独自調査でも、2016年度には26.6%だった離職率は、2022年度には15.0%となっており、6年間で、大幅に改善しています。

町田市介護人材開発センター

市は2011年に「町田市介護人材開発センター(以下、「介護人材開発センター」という)」設立の支援を行い、その後も協力して介護人材の「確保」、「育成」、「定着」に取り組んでいます。介護人材に特化したこのようなセンターがあるのは多摩26市の中では町田市だけです。

この強みを生かし、市と介護人材開発センターは一体となって介護人材の確保に向けた取組みを進めています。引き続き、介護職員が働きやすい環境づくりと介護サービス事業所の負担軽減を進めていきます。

あつまれ！まちだの介護人材（人材の確保）

市内の介護サービス事業所では、職員の採用に関して「採用活動に費やす時間がない」、「採用を担当する職員が確保できない」などの悩みを持つ事業所が多数存在しています。日々の運営に追われる事業所は採用活動を行うことが難しいため、派遣業者に一時的な職員の確保を頼らざるを得ず、人材不足に紹介料などの財政的負担が加わる悪循環となっています。このことを解消するため、介護人材開発センターではより多くの人材を確保するための、きめ細かな取組みを行っています。

その1【きめ細かな就労サポート】

介護サービス事業所には様々な種類があり、そこでの働き方も多種多様です。求職者にとって、自分の求める働き方を選ぶことは大変重要です。また、その職場の雰囲気も大切にしたいポイントになります。市内の多くの事業所とのネットワークを持つ介護人材開発センターが、就労相談会のほか、複数の事業所が参加する合同面接会等を開催し、就職希望者をきめ細かにサポートします。この他、介護サービス事業所側に対しても面接の方法や求人票での事業所アピールの書き方などの採用技術を学ぶ研修を実施し、採用活動をサポートします。

その2【資格取得を応援】

介護には専門的な技術が必要であり、その技術は介護を受ける方の生活の質に直結します。市は、介護技術の基礎を学ぶ、「介護職員初任者研修」の受講費用の負担を行い、新しく就労する職員が資格を持って働けるよう応援します。これにより介護サービスの質を高め、利用者の生活の質の向上を目指します。

その3【しごとの魅力を発信】

介護の仕事では、たくさんの方がやりがいをもって仕事に取り組んでいます。介護の仕事の魅力を多くの方に知ってもらうため、仕事のやりがいや働く方の想いなどを紹介する動画等を作成し、情報発信を行います。



介護のしごと魅力発信動画サムネイル

まちだでつながる！（人材の育成・定着）

同じ介護サービスであっても、質の高いサービスを提供するためには、働く職員の経験に加え、多くの知識が必要となります。これらの習得には研修の実施が有効となりますが、介護サービス事業所には、100人規模の大規模な事業所から数人で運営する小規模な事業所まで様々あり、一事業所ですべての研修を実施することは大きな負担となります。そこで、市では介護人材開発センターと協力して、市内介護サービス事業所等に勤める職員が参加できる研修を実施します。

また、市では職員に長く働いてもらうため、事業所の枠にとられない仲間づくりや相談できる人間関係を築くことが大切であると考えています。

その1 【職員のスキルアップ&職場環境の改善】

介護の仕事は、ステージに応じて必要なスキルが異なります。新任職員を対象とした「介護基礎研修」やリーダー層に必要とされるマネジメントを中心とした「介護中上級研修」などの職層別の研修を行っています。

このほか、制度改正、社会情勢などの変化に対応するために必要なテーマ別の独自研修を実施します。また、介護ロボットの活用や業務手順書の作成などの生産性向上やハラスメント対策など、職場環境の更なる改善につながる研修を実施します。

その2 【みんな、まちだで働く仲間】



介護カフェの様子

介護サービス事業所は少人数の事業所が多いうえ、シフト勤務などにより、他の職員と交流する機会が少ない傾向にあります。そこで、市内の介護サービス事業所に新しく就職した職員を対象とした合同入職式の実施や市内の他の事業所で働く職員との交流の場である介護カフェの開催など、事業所を越えた仲間づくりを応援します。

その3【11月11日は介護の日】

11月11日は介護の日です。町田市では、毎年11月に、医療・介護・福祉に携わる事業所の職員や地域団体、学生が行う取組みや研究を発表する「アクティブ福祉 in 町田」を開催しています。

このイベントは、市内介護サービス事業所等の職員が実行委員会方式で集まり、みんなでアイデアを出し合いながら企画・運営しています。

毎年多くの方が日頃の実践や研究の成果を発表し、利用者に寄り添った、介護サービスの質の向上につながる取組みの発表を行っています。こうした取組みをお互いに学ぶことによるスキルアップのほか、事業所を越えた交流にもつながっています。

ぜひ、介護職員の熱い想いを聞きにいらしてください。

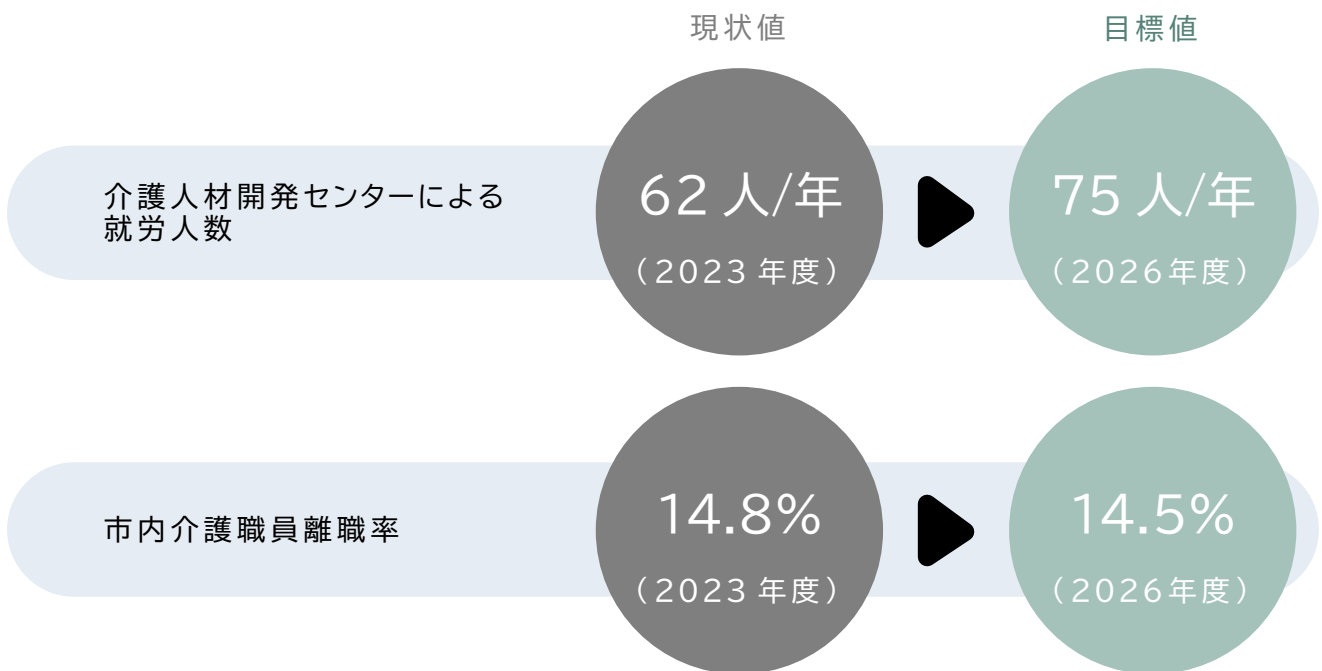


アクティブ福祉 in 町田の開催風景

指標の紹介

目標の達成状況や取組みの成果を測るために以下の指標を定めました。

取組みの成果を測る指標



取組みの進み具合を測る指標

	指標	現状値 2023 年度	目標値 2024 年度	目標値 2025 年度	目標値 2026 年度
①	介護の資格取得支援者数(累計) ※介護職員初任者研修等	70人	70人	160人	250人
②	「介護の魅力発信」動画公開本数	2本	2本	2本	2本

第5章 目標達成に向けた取組み

- 基本目標Ⅰ 基本施策 1 生きがいを持っていきいきと暮らす
 - 基本施策 2 地域とつながり、支えあいながら、安心して暮らす
 - 基本施策 3 認知症とともに生きる
 - 基本施策 4 住み慣れた場所で暮らし続ける
- 基本目標Ⅱ 基本施策 5 必要な介護サービスが受けられる
 - 基本施策 6 よりよい介護サービスが受けられる

1

生きがいづくりに取り組む

取組みの概要

高齢者がいつまでも元気に自分らしく暮らすことができるよう、老人クラブ活動やスポーツ活動、ボランティア活動など、生きがいづくりにつながる取組みを推進します。

また、高齢者が様々な世代とつながり、いきいきと過ごせるよう、多世代交流のイベントなど、世代を超えた交流の場づくりを推進します。

主な取組み

① 老人クラブ活動の推進

老人クラブの立上げや運営上の課題・困りごと等に関する相談会を開催することで、老人クラブの円滑な活動を推進します。

② 高齢者のスポーツ活動の普及・啓発

高齢者が無理なく楽しめるスポーツ活動の普及・啓発を行います。市主催のゲートボール大会の開催や、市内各種イベントにおけるゲートボールやグラウンドゴルフ等のスポーツの啓発を行います。

③ 町田市シルバー人材センターの会員の確保

町田市シルバー人材センターの新規会員を確保するために、シルバー展やシルバー交流まつりの機会を通じた広報活動を行うほか、町内会・自治会への会員募集の案内などを行います。

④ いきいきポイント制度の普及

いきいきポイント制度の登録施設(介護保険施設や保育園等)で、利用者の話し相手やレクリエーションの補助などのボランティア活動を行った方に対しポイントを付与し、商品券等への交換を行います。

⑤ 多世代が交流できる場づくりの推進

地域住民が多世代で交流する機会が求められています。高齢者と学生や子どもなどとのイベント開催など、多世代交流の活動を推進します。

指標

番号	指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2026年度)
①	老人クラブの新設及び運営に関する相談会の満足度	未実施	80%以上	80%以上	80%以上
②	市内各種イベントでのゲートボール等のスポーツの啓発回数	4回	5回	5回	5回
③	町田市シルバー人材センター新規入会者数	383人	407人	413人	419人
④	いきいきポイント制度新規登録者数	125人	130人	130人	130人
⑤	多世代交流活動の実施件数	25件	26件	27件	28件

2

介護予防・健康づくりに取り組む

取組みの概要

介護予防や健康づくりは、仲間と一緒に行うことで、その効果がより大きくなることが分かっています。高齢者が身近な場所で介護予防・フレイル予防に取り組めるよう、予防の基礎知識を学ぶ教室を開催するとともに、予防活動に取り組むグループの立上げや運営の支援を行います。また、通常の予防活動に自由に追加できるメニューとして、栄養管理や口腔機能の維持・改善などのプログラムを提供します。

このほか、要支援者などの生活機能の維持・改善のため、体操等の運動プログラムを取り入れた短期集中型の訪問・通所サービスを提供します。

主な取組み

① 保健事業と介護予防の一体的な推進*

市は、保健事業と介護予防の一体的な推進のため、高齢者の健康状態の把握に努め、あらゆる機会を活用して介護予防活動への参加につなげています。取組みの柱であるフレイルチェック会では、自身の健康状態の確認やフレイル予防に必要な知識の習得、保健医療職による総合相談などを行います。また、後期高齢者の健康診査では、問診票によるフレイルチェックを行い、自主グループなどの介護予防活動への参加を促していきます。

② 「町トレ」の推進

「町トレ」は、元気な方から体力に自信がない方まで無理なく行うことができる町田市オリジナルのトレーニングです。この「町トレ」を行う新規自主グループの立上げを支援します。

③ 自主グループ活動の推進

「町トレ」以外の自主グループ立上げ支援のために運動や趣味活動などを行う教室を開催します。この教室はグループ単位での参加としているため、参加者がそのまま自主グループとして活動を始めることができます。

④ 介護予防サポーターの養成

市内で行われている介護予防活動を支援するために、介護予防サポーター養成講座を開催します。ここでは、介護予防に必要な運動や食事などに関する基礎知識を学ぶ講座や、地域との関わり方を考えるグループワークを開催します。

⑤ 要支援者等の生活機能改善のための助言

要支援者等を対象とした地域ケア個別会議「いいケア*」を開催します。ここでは、要支援者等が「歩いて買い物に行く」や「趣味活動を続けたい」などの生活上の目標を立て、リハビリテーション専門職など多職種の専門職がその実現のための助言を行います。ケアマネジャー*は、助言に基づき本人の取組みを促し、生活機能の改善を図ります。

⑥ 短期集中型サービスの実施

要支援者などを対象に、運動と面談を組み合わせた生活機能の維持向上のためのプログラムを、3 か月間実施します。これにより、利用者が希望する生活の水準の維持を図ります。

指標

番号	指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2026年度)
①	フレイルチェック会参加者数	81人	92人	96人	100人
②	「町トレ」の団体数(累計)	210 団体	217 団体	229 団体	241 団体
③	自主グループ団体数(「町トレ」除く)(累計)	370 団体	379 団体	387 団体	395 団体
④	介護予防サポーター養成講座修了者数(累計)	1,198人	1,252人	1,302人	1,352人
⑤	「いいケア」での助言を本人が実行に移せた割合	70%	80% 以上	80% 以上	80% 以上
⑥	短期集中型サービスにおける本人の目標達成率	80%	80% 以上	80% 以上	80% 以上

3

地域での支えあいに取り組む

取組みの概要

高齢者本人やその家族等の複雑化・複合化した課題に対して、必要な支援を一体的に行うため、高齢者支援センターは「まちだ福祉〇ごとサポートセンター*」や「障がい者支援センター」、「子ども家庭センター」等との連携を強化します。

また、高齢者の日常生活への支援や移動に関する支援を行う団体に対し、研修会の実施や助言等の支援を行います。

主な取組み

① 高齢者支援センターと関係機関との連携強化

「^{はちまるごーまる}8050問題*」やダブルケア*等、複合的な課題について、高齢者支援センターと、障がい者支援センター、子ども家庭センター等で、一体的に協力して解決できるよう、まちだ福祉〇ごとサポートセンターを軸とした相談支援体制を拡充します。

② 地域ケア会議による課題解決機能の強化

「地域ケア会議」には、高齢者の個別の課題の解決に取り組む「地域ケア個別会議」と地域に共通した課題の抽出と解決に取り組む「地域ケア推進会議」があります。両会議の情報連携を密にすることで、個別会議及び推進会議双方の課題解決機能の強化を図ります。

③ 生活支援団体の活動の推進

高齢者を対象に生活支援を実施している16の団体で「生活支援団体ネットワーク」を構築しています。これらの団体間での情報共有や意見交換を行う連絡会を開催し、活動の充実・活性化を図ります。あわせて、新たに活動を始めようとする団体の立上げ支援や運営に関する相談・助言を行い、生活支援団体の活動を推進します。

④ 移動支援の推進

日常の買い物や通院、楽しみのための外出など、移動手段を必要としている高齢者のために、町内会・自治会やボランティア団体等が移動支援の取組みを行っています。市はこれらの活動の立上げや運営を支援します。

⑤ まちだ互近助クラブの推進

「まちだ互近助クラブ」は、介護予防活動を行う自主グループの中で、支えあい機能を強化したグループのことです。メンバー全員が認知症や高齢者の見守りについての講座を受講しており、メンバーに心身機能の低下等があった場合でも、メンバー同士の支えあいにより、グループ活動を長く続けられることを目指しています。このクラブに対しては、講座の定期的な再受講を推奨しているほか、活動を推進するために必要な経費を補助しています。

指標

番号	指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2026年度)
①	まちだ福祉 ^{まる} 〇ごとサポートセンターとの連携体制を構築した圏域数	4 圏域	9 圏域	12圏域	12圏域
②	地域ケア推進会議の参加者アンケートで「地域課題の解決に向けて効果的な話し合いができた」と回答した方の割合	97.6%	95% 以上	95% 以上	95% 以上
③	生活支援団体ネットワーク登録団体数	16 団体	17 団体	18 団体	19 団体
④	移動支援ボランティア実施ヶ所数	8 ヶ所	8 ヶ所	8 ヶ所	9 ヶ所
⑤	まちだ互近助クラブ登録団体数	75 団体	77 団体	79 団体	81 団体

4

高齢者の安心した暮らしの実現 に取り組む

取組みの概要

高齢者が安心して暮らせるよう、地域住民や町内会・自治会、民間事業者等と連携した見守りの体制づくりを推進します。

また、認知症などにより十分な判断能力を持たない高齢者の権利が保護されるよう、成年後見制度の活用推進に取り組めます。このほか、高齢者虐待の防止や早期発見・対応を行うため、関係部署・機関等との連携を図ります。

主な取組み

① 高齢者見守り支援体制の充実

新たに高齢者の見守り活動を始める団体や個人への支援を行います。また、既に見守り活動を行っている町内会・自治会等の団体や個人、宅配業者等の民間事業者に対し、見守りのポイント等を伝える講座を実施するなど活動継続の支援を行います。

② あんしんキーホルダーの普及

高齢者が、外出先で緊急搬送や保護された際などに、家族等への速やかな連絡を可能にするあんしんキーホルダーについて、地域のイベント等で説明会や登録会を行うことにより、普及を図ります。

③ 災害時のための介護サービス事業所等との連携強化

市は、地震や大雨等の大規模災害時において、介護サービス事業所等の被災状況や避難行動要支援者*の安否情報等を把握するとともに、事業継続の支援を行います。このため、市内の介護サービス事業所等と災害時情報伝達訓練を実施し、市と事業所間との情報連携体制の強化を図ります。

④ 災害時における高齢者の迅速かつ円滑な避難の確保

地震や大雨等の大規模災害時に備え、避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成を推進します。これは、避難行動要支援者や家族等があらかじめ「避難場所」や「避難方法」を確認しておくことで、災害時における迅速な避難行動の実現を図るものです。

⑤ 成年後見制度の利用支援

認知症などにより、判断能力が低下し、財産管理や契約行為が困難な高齢者が、財産管理や介護サービス等の利用契約に関する支援を受けられるよう、成年後見制度の周知を図ります。また、親族等による申立てが困難である場合には、市長による申立てを行います。

⑥ 高齢者虐待の防止

高齢者虐待の防止や早期発見・対応のため、民生・児童委員、医療機関、警察等の関係機関で構成する「高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会」を開催します。協議会では情報共有や事例検討等を行い、虐待の実態や発見方法などへの理解を深めるとともに、関係機関の連携を強化します。

⑦ 高齢者を守るための防犯意識づくり

特殊詐欺被害対策などの高齢者向け防犯情報を、防犯講習会や町田市ホームページ、町田市メール配信サービスなどのさまざまな機会を通じて発信します。

指標

番号	指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2026年度)
①	見守り普及啓発講座・交流会の参加者数(累計)	5,342人	5,942人	6,542人	7,142人
②	あんしんキーホルダーの登録件数	21,649件	21,868件	22,168件	22,468件
③	町田市介護保険事業所等災害時情報伝達訓練の参加率	60%	65%	70%	75%
④	個別避難計画の作成	作成体制の検討	モデル地区での作成開始	市内全域での作成開始	市内全域での作成継続
⑤	成年後見制度講演会の参加人数	75人	80人	85人	90人
⑥	町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会開催回数	2回	2回	2回	2回
⑦	高齢者向け防犯情報の発信を行った回数	81回	80回	80回	80回

5

住まいと生活の支援に取り組む

取組みの概要

高齢者への生活支援サービスや高齢者に配慮した住宅を提供します。

環境上の理由や経済的事情または、身体上や精神上的の著しい障がいにより在宅生活が困難となっている高齢者について、老人福祉法に基づき、養護老人ホーム*等への適切な入所措置を行います。

主な取組み

① 養護老人ホーム*への入所支援

環境上の理由や経済的事情によって在宅生活が困難である高齢者に対し、法令に基づき、養護老人ホームへの入所支援を行います。

② 高齢者への居住支援の推進

高齢者が安心して生活できるよう、手すりや緊急通報装置等の設備を備え、入居者の相談等を行う協力員を配置した、シルバーピア(高齢者集合住宅)を提供します。

③ 寝具乾燥消毒事業の実施

高齢者が、清潔な環境を維持できるよう、寝具の乾燥・消毒や丸洗いをを行う費用を補助します。

④ 高齢者在宅訪問理美容券の交付

高齢者福祉の増進のため、理美容店に行くことが困難な高齢者に対し、高齢者在宅訪問理美容券を交付します。

⑤ 住宅改修・福祉用具アドバイザーの派遣

高齢者が介護保険を利用して住宅改修や福祉用具の購入・レンタルを行うにあたり、利用者の状態にあった改修等ができるよう、住宅改修・福祉用具アドバイザー（建築士、理学療法士、作業療法士）を自宅へ派遣し、高齢者やケアマネジャーへの助言・支援を行います。

⑥ 高齢者の安全運転意識の向上

高齢運転者が、自身の運転レベルを的確に把握し、より安全運転の意識を高めることができるよう、交通安全講話や自動車教習所の教官による運転指導、運転適性検査等を内容とした安全運転実技教室を実施します。

指標

番号	指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2026年度)
①	養護老人ホームの入所者数	56人	56人	56人	56人
②	借上げ型シルバーピア入居戸数	33戸	34戸	34戸	34戸
③	寝具乾燥消毒事業の利用者数	30人	33人	36人	39人
④	高齢者在宅訪問理美容券の交付者数	3,431人	3,530人	3,630人	3,730人
⑤	住宅改修・福祉用具アドバイザーの派遣件数	180件	190件	200件	210件
⑥	「シニアドライバー安全運転実技教室」の実施回数	7回	7回	7回	7回

6

「認知症とともに生きるまち」の実現に向けて取組む

取組みの概要

認知症になっても地域の中で自分らしく活躍できる「認知症とともに生きるまち」に向けて、DカフェやDボックス*等、認知症当事者の視点を重視した取組みを実施します。

また、住民や企業・地域団体等多くの関係者が仲間となってまちづくりに取組むためのワークショップの開催等、認知症が正しく理解されるための普及啓発を行います。

主な取組み

① Dカフェの実施

認知症の人やその家族のほか、地域住民などが気軽に参加し、交流を通して、率直な気持ちを打ち明けたり、悩みなどを共有できる居場所として、Dカフェを定期的に開催します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっているDカフェの再開を含め、市内で行われるDカフェが増えることを目指します。

② 認知症とともに生きるまちづくりワークショップの実施

学生、地域団体、医療福祉関係者、企業等と行うワークショップを通じて、認知症の人への支援や、認知症の人と一緒に行動する地域活動など、「認知症とともに生きるまちづくり」に主体的に取り組む仲間を増やします。

③ 認知症について考える「普及啓発イベント」の実施

より多くの市民等に「認知症とともに生きるまちづくり」に関心を寄せていただけるよう、認知症の正しい理解を普及啓発するイベントを実施します。イベントでは、認知症と診断されて感じたことや、参加者に向けたメッセージなど、認知症の人が自分の気持ちを発信できる機会をつくれます。

④ 16のまちだアイ・ステートメントの普及

認知症とともに生きるまちの目指すべき姿である「16のまちだアイ・ステートメント」を多くの方に知っていただくことで、認知症の人の思いやまちづくりへの理解を広めます。また、これらの普及を図るための広報ツールを作成します。

⑤ 認知症サポーターの活動支援

認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人の良き理解者である「認知症サポーター」を養成します。また、地域活動に関心のある認知症サポーターが地域で活躍できるよう、交流会の開催や地域活動の情報提供等を行い、活動への参画を支援します。

指標

番号	指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2026年度)
①	デーDカフェ開催箇所数	22ヶ所	28ヶ所	34ヶ所	40ヶ所
②	まちづくりワークショップ参加者数	88人	100人	100人	100人
③	認知症普及啓発イベントの参加者数	180人	200人	200人	200人
④	広報ツールを活用した「16のまちだアイ・ステートメント」の周知	—	検討	実施	実施
⑤	認知症サポーターに対する地域活動の情報提供回数	12回	16回	20回	24回

7

認知症の人とその家族の支援に取り組む

取組みの概要

認知症の人やその家族が、安心・安全に生活できるための取組みを実施します。

「認知症電話相談」や「医師による物忘れ相談」等の各種相談窓口の設置のほか、認知症の早期発見・早期受診のための支援に取り組めます。

認知症等の症状により、帰宅することができなくなった場合等の備えとして、位置情報を発信する機器(GPS)の貸与を行います。また、これ以外にも、防災無線による呼びかけや、新聞販売店、鉄道会社、FM ラジオ局等との連携により早期発見のための支援を行います。

主な取組み

① 認知症相談の実施

認知症への不安や症状の相談、受けられる介護サービスのアドバイスなど、専門の相談員が電話で対応します。また、これ以外にも、市内12ヶ所の高齢者支援センターでは、医師や臨床心理士等による対面での相談をお受けします。

② 認知症の早期受診支援(認知症初期集中支援チーム事業)

医療や介護の専門職で構成されたチームが高齢者の自宅を訪問し、認知症に関する様々な相談に対応するとともに、医療機関への受診支援や介護サービスの紹介を行います。認知症の早期に、必要な医療を受け、状態に応じた介護サービスを利用いただくことで、安定した生活の維持を図ります。

③ 認知症の人の家族等への支援

認知症の人だけでなく、その家族の負担や不安の軽減につながる支援が求められています。そのため、家族へのヒアリングにより生活上のニーズや思いの把握に努め、D カフェや地域団体が行う支援活動など、既存の社会資源の十分な活用を図るとともに、それ以外の必要とされる支援について、検討のうえ実施します。

④ 行方不明高齢者の搜索支援

認知症等の症状により、帰宅することができなくなる場合があります。このような場合に備え、位置情報を発信する機器(GPS)の貸与を行います。

指標

番号	指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2026年度)
①	認知症電話相談件数	240件	250件	250件	250件
②	認知症初期集中支援チーム事業により医療機関の受診につながった対象者の割合	70%	70%以上	70%以上	70%以上
③	認知症の人の家族等への支援の実施	—	検討	実施	実施
④	行方不明高齢者探索サービス(GPS貸与)の利用者数	110人	115人	120人	125人

8

医療と介護の連携に取り組む

取組みの概要

在宅療養を行う高齢者にとって、体調の急変時や入退院時などは医療と介護の切れ目のないサービスが必要となります。

市では、医療と介護の連携の強化のために、医療と介護の専門職団体を構成される「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト(町プロ)」*推進協議会を設置し、より多くの方が安心して在宅療養を行える環境の整備を推進しています。

また、高齢者の相談窓口である市内12ヶ所の高齢者支援センターを専門的な見地からサポートする役割を担う「医療と介護の連携支援センター」*を設置して、高齢者支援センターや医療機関からの相談に応じる等、医療と介護の連携が円滑に行われるよう支援します。

主な取組み

① 「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」の推進

町プロでは、医療職と介護職等の専門職間の連携強化を図るための多職種連携研修会等を行います。

② 「医療と介護の連携支援センター」による地域ケア会議の開催

「医療と介護の連携支援センター」で、在宅療養における市全域に共通する課題の整理や解決策の検討を行う地域ケア会議を行い、町プロ推進協議会への提案を行います。

③ カスタマーハラスメントに対する対応能力の向上

在宅療養に携わる医療と介護の専門職が、安心して業務を行うことができるよう、カスタマーハラスメントに対する適切な対応方法を学ぶ研修会等を行います。

指標

番号	指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2026年度)
①	多職種連携研修会の開催回数	3回	2回	2回	2回
②	医療と介護の連携に関する地域 ケア会議の開催回数	—	4回	6回	8回
③	対応能力向上のための研修会の 開催回数	1回	1回	1回	1回

9

家族介護者の支援に取り組む

取組みの概要

家族介護者が抱える介護への負担や不安を軽減するための支援に取り組めます。

高齢者介護については、従来の老老介護*や介護離職などの問題に加え、近年になって、これまでにはなかったいわゆる「^{はちまるごーまる}8050問題」、「ダブルケア」、「ヤングケアラー*」などの問題が顕在化しています。高齢者介護の問題は年々複雑化・複合化しており、その状況は、それぞれの家族で異なっています。このため、問題を画一的に捉えることなく、個々のニーズの把握に努め、丁寧な対応を行うことが重要です。

主な取組み

① 家族介護者教室や家族介護者交流会の開催

家族介護者が、日々の生活で役立つ介護の知識や技術、利用可能な介護サービスの内容等について学ぶ家族介護者教室を開催します。また、家族介護者同士が、悩んでいることや工夫していること等を分かち合うことで、心身のリフレッシュや介護負担の軽減を図る家族介護者交流会を開催するなど、家族介護者の支援に取り組めます。

② 市民向け介護講習会の開催

家族介護を行っている方や介護職に就きたい方を対象とした介護講習会を開催します。介護福祉士を講師に迎え、車いすの移乗や、立ち座りや歩行の介助、コミュニケーションの取り方等について、実技を交えながら学ぶことができます。

指標

番号	指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2026年度)
①	家族介護者教室の参加者アンケートで、「今後の介護に役立つと思う」と回答した方の割合	—	70%	75%	80%
②	介護講習会の参加者数	56人	66人	68人	70人

10

介護人材の確保・育成・定着に取り組む

取組みの概要

高齢化の進展に伴い、介護サービスの需要の増加が見込まれています。必要とされる介護サービスを安定的に供給するためには、介護人材を確保するとともに、人材の育成を行い、長く働き続けられる職場環境の整備を行うことが必要です。市は介護人材開発センターと協力し、新たな介護人材の確保や中核となる専門人材の育成・定着に重点的に取り組めます。

主な取組み

① 介護人材開発センターによる介護人材の確保

介護人材開発センターが実施する常設の職業紹介窓口に加え、外部会場での就労面接会や相談会を実施します。また、独自に開発したアプリにより、スマートフォンから求人検索や就労相談が気軽に行えるほか、介護施設についての知識習得や介護に関わる様々な仕事の適性診断など、きめ細かな就労支援を行います。

② 介護の資格取得支援

介護職員としての基礎知識や技術を習得する資格である「介護職員初任者研修」は、身体介護を行う上で必須となっています。この受講費用を市が負担し、職員の資格取得を推進します。また、これ以外にも介護福祉士へのステップアップに必要となる「介護福祉士実務者研修」の資格取得支援の実施を目指します。

③ 中核となる専門人材の育成・定着

介護職員等を対象とした「職層別研修」や「テーマ別研修」を実施し、専門性を持った人材を広く育成します。また、事業所の垣根を超えた学びあいや情報の共有、交流の場の創出により、市内でともに働く仲間づくりを促進し、人材の定着を支援します。

指標

番号	指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2026年度)
①	介護人材開発センターによる就労人数	62人	75人	75人	75人
②	介護の資格取得支援者数(累計)	70人	70人	160人	250人
③	育成・定着に係る研修参加人数	726人	780人	810人	840人

11

介護施設等の整備に取り組む

取組みの概要

市は、特別養護老人ホーム等の介護保険施設と地域密着型サービス*の整備計画を策定しています。このうち、地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても自宅やその地域での生活が続けられることを目的としたサービスです。その特色として、例えば日中の服薬や排泄の介助などピンポイントのサービスや、夜間対応など利用者のニーズに応じた柔軟なサービスの提供が可能です。また、1つの事業所でデイサービスや訪問介護、ショートステイなどのサービスを組み合わせて利用することが可能であり、担当者やサービス提供場所などの環境の変化が少なく、高齢者にとって安心感が得られるメリットがあります。

特別養護老人ホームについては、高齢者人口の増加を見込み、2009年度から2018年度の10年間で市独自の補助制度を設け、積極的に整備を進めました。その結果、待機者数と待機期間の減少を実現し、2022年度においては、新規入所者の9割が1年未満に入所しています。市内の特別養護老人ホームの整備率(1.88%)は、東京都の整備率(1.69%)を上回っており、南多摩圏域の中で最も高い整備率となっています。

主な取組み

① 在宅生活を支える地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスのうち、認知症高齢者グループホームは市内全体で25施設あり、2018年度以降の平均利用率は95%以上となっています。今後も利用者の増加が見込まれることから、サービス量の不足が懸念される「堺第2」、「忠生第2」、「鶴川第2」、「南第2」の4つの日常生活圏域*に各1施設ずつ合計4施設を整備します。

地域密着型サービスのうち、(看護)小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、事業者が開設準備に時間を要することから、新規整備に向けて公募期間を限定しないなど、随時、参入希望事業者の応募を受け付けます。

指標

番号	指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2026年度)
①	認知症高齢者グループホーム新規開設数	0施設	0施設	2施設	2施設

■地域密着型サービスの整備方針

サービス種別	現状値	計画期間中(2024年度～2026年度)における整備の方向性
認知症高齢者グループホーム	25 施設 (423 人)	今後、利用増加が見込まれることから、4 施設を新規に整備します。
(看護)小規模多機能型居宅介護	8 施設 (213 人)	公募期間を限定せず、随時、参入希望事業者の応募を受け付けます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5 施設	
夜間対応型訪問介護	1 施設	計画期間中随時、参入希望事業者の申請を受け付けます。
認知症対応型デイサービス	19 施設 (339 人)	
地域密着型デイサービス	55 施設 (761 人)	
地域密着型特定施設入居者生活介護 (定員 29 人以下の介護付有料老人ホーム)	—	新規整備は行わないこととします(東京都高齢者保健福祉計画に基づく施設数の総量規制による)。
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (定員 29 人以下の特別養護老人ホーム)	1 施設 (20 人)	介護老人福祉施設(定員 30 人以上の特別養護老人ホーム)の整備状況を考慮に入れた上で、特別養護老人ホーム全体の現在の定員数、入所率、待機者数、施設入所した市民の待機期間等を総合的に勘案し、新規整備は行わないこととします。 ただし、既存施設から老朽化による改築及びそれに伴う定員増加に関する相談があった場合には、個別に対応します。

※ 2024 年 3 月 31 日時点

■特別養護老人ホーム等の整備方針

サービス種別	現状値	計画期間中(2024年度～2026年度)における整備の方向性
介護老人福祉施設 (定員30人以上の特別養護老人ホーム)	22 施設 (2,203 人)	現在の定員数、入所率、待機者数、施設入所した市民の待機期間等を総合的に勘案し、新規整備は行わないこととします。 ただし、既存施設から老朽化による改築及びそれに伴う定員増加に関する相談があった場合には、個別に対応します。
介護老人保健施設	6 施設 (720 人)	現在の定員数、入所者数、整備状況等を総合的に勘案し、新規整備は行わないこととします。
介護医療院	1 施設 (110 人)	入院施設を有する医療機関からの転換に関する相談に対し、個別に対応します。
特定施設入居者生活介護 (定員30人以上の介護付有料老人ホーム)	36 施設 (3,177 人)	新規整備は行わないこととします(東京都高齢者保健福祉計画に基づく施設数の総量規制による)。

※ 2024 年 3 月 31 日時点

<参考>住宅型有料老人ホーム等の施設数

サービス種別	現状値	備考
住宅型有料老人ホーム*	20 施設 (780 人)	参入希望事業者からの相談に個別に対応します。
サービス付き高齢者向け住宅*	26 施設 (1,163 戸)	特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅は、26 施設中 24 施設(1,029 戸)です。

※ 2024 年 3 月 31 日時点

12

介護サービスの品質向上に取り組む

取組みの概要

介護サービス事業者に対し、良質なサービスを提供するために必要な支援や助言を行い、高齢者が安心、満足して利用し続けることができるサービスの実現を目指します。

また、高齢化の進展により介護ニーズが増加する中にあっても事業者が安定してサービス提供できるよう、ICTなどのデジタル技術アイシーティーの活用や研修の実施などにより介護サービス事業所の生産性の向上を図ります。

主な取組み

① 要介護度改善に向けた介護サービス事業者の取組み促進

介護サービスの提供が利用者の要介護度改善につながった場合、介護保険施設に対し、奨励金を交付します。これにより、より良質な介護サービスの提供を推進します。

② 介護サービス相談員の派遣

市の介護サービス相談員が介護保険施設等を訪問し、利用者と面談します。面談では、利用者の介護サービスに対する疑問等の解消に努めます。また、利用者がよりよいサービスを受けられるよう、利用者の要望等を施設担当者と情報共有します。

③ デジタル技術を活用した介護認定事務の効率化

要介護認定の訪問調査*において、デジタル技術を活用することで、介護認定事務全体の効率化を実現し、要介護認定申請から結果通知までの期間短縮を目指します。

④ 指定申請等に関する文書負担の軽減

事業者が市から「介護サービス事業者」としての指定を受けるための申請について、電子申請・届出システムの活用を推進することで、文書の作成や届出の負担を軽減します。

⑤ 介護現場における生産性の向上

介護人材開発センターと協力して、業務分析や^{アイシーティー}ICTの活用などをテーマとした業務改善につながる研修を実施します。また、職員の負担を軽減するため、市内介護サービス事業所に対し、配膳や清掃等の介護ロボットの導入に関する情報の提供を行います。

指標

番号	指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2026年度)
①	要介護度の改善者数	110人	130人	140人	150人
②	介護サービス相談員の訪問施設数	25施設	36施設	36施設	36施設
③	認定調査票を電子伝送化した比率	12%	20%	35%	50%
④	介護サービス事業者が電子申請を利用した比率	5%	10%	20%	30%
⑤	生産性向上への研修参加事業所数(累計)	—	5事業所	12事業所	22事業所

13

適切な介護サービスの提供に取り組む

<町田市介護給付適正化計画(2024年度~2026年度)>

取組みの概要

利用者への過不足のない適切なサービスの提供は、高齢者の自立支援や重度化防止、利用者の費用負担軽減等につながるものです。これらを実現するためには、本人の状態を正しく認定し、本人に最も適したサービスの提供を行うことが重要となります。市では、介護給付適正化計画を策定し、適切な介護サービスの提供のための取組みを推進します。

このほか、介護が必要になったときに速やかに介護サービスを利用する手続きを進めるよう、介護保険制度の周知を行います。

主な取組み

① 認定調査の平準化*(要介護認定の適正化)

新任の認定調査員*に対する研修内容を充実させることで、認定調査の質の向上と平準化を図ります。

② ケアプラン・住宅改修・福祉用具の点検

介護サービスを過不足なく利用するために総合的な支援を行います。ケアプランの点検や作成の支援に加え、適正に住宅改修や福祉用具の利用をできるよう、建築士等の専門職を自宅へ派遣し、住宅改修・福祉用具の点検やケアマネジャーへの助言を行います。

③ 介護報酬請求の適正化(医療情報との突合、縦覧点検*)

利用者に最も適したサービスが提供されるよう、市は、定期的に介護報酬の請求内容等の点検を行い、介護報酬請求の適正化を行います。

指標

番号	指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2026年度)
①	新任認定調査員への研修回数	5回	5回	5回	5回
②	ケアプラン点検件数、住宅改修・福祉用具アドバイザーの派遣件数	246件	262件	320件	342件
③	介護報酬請求の点検回数	12回	12回	12回	12回

コラム① 地域で広がる、高齢者の移動支援・買い物支援

市内では、地域の支えあい活動として、移動が困難な高齢者などを対象に、地域の住民や団体、事業者の協働による移動支援が行われています。その取組の一例を紹介します。

▼▲忠生地区における買物支援プロジェクト▼▲

忠生第1高齢者支援センターでは、「歩いて行ける場所に商業施設がない」、「バス便が少ない」など、買い物に苦労している高齢者の声を受け、地域住民や福祉事業所等と連携して買い物支援プロジェクトを始動しました。現在では、地域の福祉事業所から車両と運転手を提供いただき、老人クラブ、町内会・自治会、住民有志が主体となって、週1回、近くのショッピングセンターまでの送迎を実施しています。エリア内にあるかしのみ公園を発着点として3つの停留所を回り、毎週30人ほどの利用者が、お買い物を楽しんでいます。



忠生地区を走るお買いものバス
「かしのみ号」

市は、活動の担い手となる方を増やしていくため、ドライバー養成研修を実施するなど、高齢者支援センターと協力して地域主体の取組が広がっていくよう支援しています。

コラム② なんでもスマホ相談室

デジタル技術を活用したサービスの利用が急速に拡大する中で、利便性が向上する一方、デジタル機器を利用することができず、その恩恵を受けられない方もいらっしゃいます。本事業は、このような「情報格差（デジタルデバインド）」を解消することを目的として実施しています。

市では高齢者を含むすべての世代を対象に、マンツーマン形式で、スマートフォンやタブレット端末の基本操作など、日常的に使用するデジタル技術の活用を支援する講座を実施しています。



マンツーマンで行う相談室の様子

受講者からは、「デジタルの面白さを感じ、あっという間だった」「一つ一つ新しいことを教えていただき、生活に彩りが加わっています」など、デジタル機器が身近なものとなっています。

誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、今後も、デジタル技術が習得できる学習機会を提供していきます。

コラム③ 若年性認知症～ひとりで悩まず、話してみませんか？

若年性認知症とは 65 歳未満で発症する認知症のことです。全国に 40,000 人近くいると言われており、働き盛りの世代も多いことから、仕事の継続や子育てなど家庭への影響が大きくなりやすいという特徴があります。

「認知症とともに生きるまちづくり」の推進のため、一般社団法人 D フレンズ町田では、「若年性認知症当事者研究会」を開催して、症状についての理解や支援に関する情報交換、生活上の相談、やってみたいことの実現など、様々な取組みを行っています。

また、東京都が設置する東京都多摩若年性認知症総合支援センター(日野市)では、専門医療機関との連携、生活・経済・就労の問題、障がい福祉・介護保険の手続きなど、幅広いサポートを行っています。

仲間とともに話し合ったり、専門職からの支援を受けることで、自分らしい暮らしを続けることにつながります。

▼▲一般社団法人 D フレンズまちだ▼▲



若年性認知症当事者研究会の様子

【若年性認知症当事者研究会】

開催日・場所等は下記に

お問い合わせください。

電話 042-732-3451

受付時間 午前 10 時から午後 3 時

【若年性認知症相談窓口】

電話又はメールで相談できます。

電話 070-8934-1717

受付時間 午前 10 時半から午後 8 時

メール dfmachida@gmail.com

▼▲東京都多摩若年性認知症総合支援センター▼▲



東京都ホームページ

【お問い合わせ】

電話 042-843-2198

受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時まで

電話や窓口だけでなく、訪問による支援も行っています。

ひとりで悩まず、このような窓口を是非ご利用ください。

コラム④ 町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト(町プロ)

▼▲町プロとは▼▲

町プロは、市と町田市医師会が事務局となり、高齢者が安心して在宅療養を行える環境整備を推進するため、2013年にスタートしたプロジェクトです。

このプロジェクトを推進するため、現在、医療や介護の16の専門職団体が参画する協議会を設け、様々な取組を行っています。

具体的な取組として、医療職や介護職などの多職種の連携を推進するための研修会や、高齢者の入退院時において、医療と介護の切れ目のないサービス提供を行うための情報連携ツールの作成等を行っています。

このほか、2023年度の研修会では、アドバンス・ケア・プランニング(人生会議)をテーマに、高齢者の自分らしい生活を支えるために必要なことについて、専門職同士で話し合い、市民への周知を行いました。

今後も、市内の在宅療養を支える町プロの取組にご期待ください！



▼▲アドバンス・ケア・プランニング(人生会議)を知っていますか？▼▲

アドバンス・ケア・プランニングとは、高齢者自身が将来的に望む医療やケア(介護)について前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合う取組のことです。

自分で意思決定することが困難になったときなどでも、これまで話し合ってきた内容にもとづいて、その意思を尊重し、本人の意思を反映させた医療・ケアを実現することに役立ちます。また、救急搬送時など、もしもの時の選択に悩む家族等の心理的負担を和らげることにも繋がります。



アドバンス・ケア・プランニングの
多職種連携研修

自身の生きがいや価値観について話しあうことがアドバンス・ケア・プランニングのスタートです。

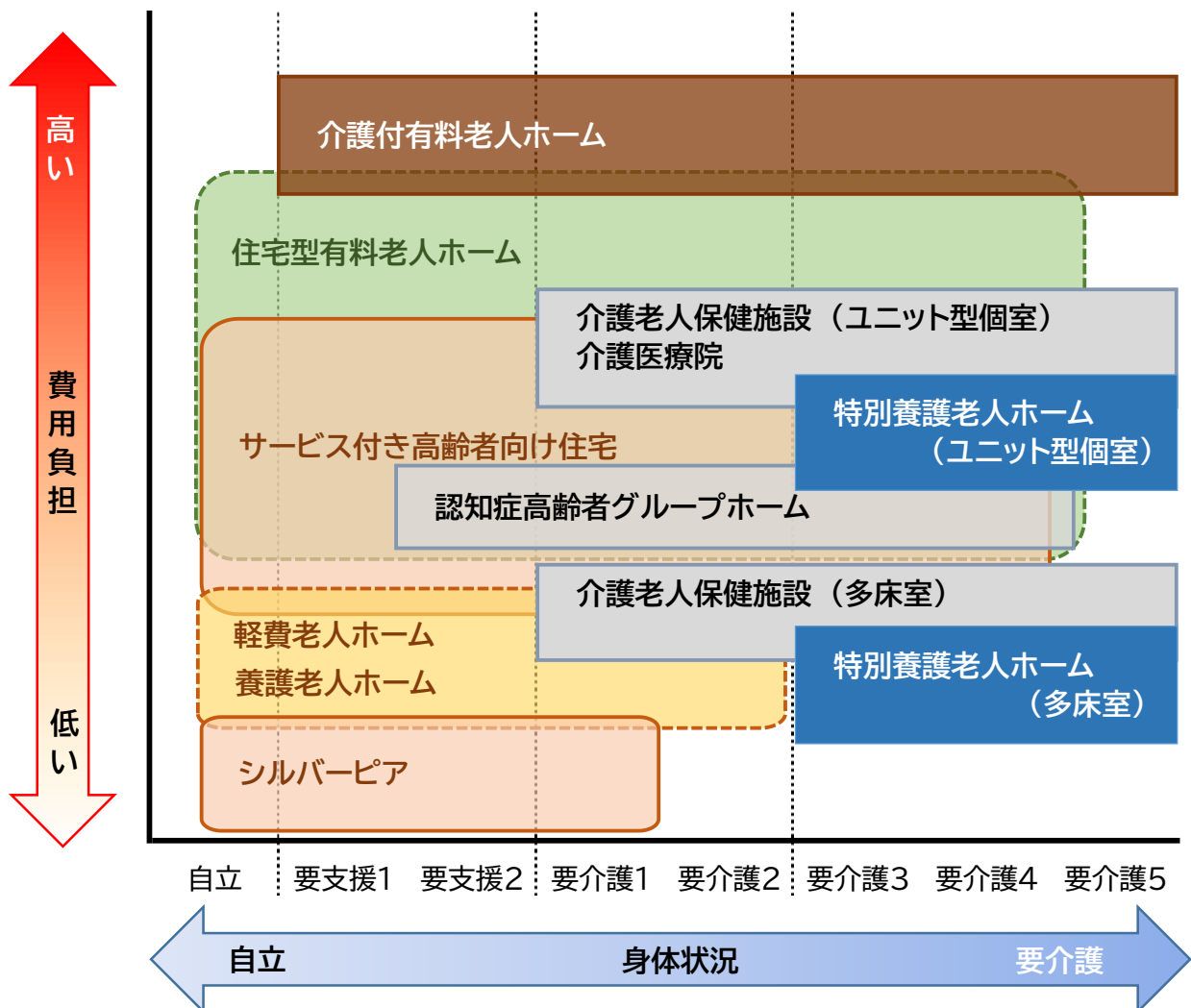
興味を持った時、まずは身近な人と「人生で楽しみにしていること」などについて話し合うことから始めてみてはいかがでしょうか。

コラム⑤ あなたにぴったりの住まいを選択するために

高齢者にとって、住まいの選択はとても大切なことです。お身体の状況や費用負担などから、高齢者一人ひとりのニーズに合った住まいを選択することが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることにつながると考えます。

市内には、介護保険制度による入所・入居施設のほかにも、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などが整備され、近年では入居費用が下がるなど、住まいの選択肢が広がってきています。これらは、利用条件や費用面等が様々であるため、下図のとおり整理しました。

▼▲費用負担や身体状況等による高齢者の住まいと施設の整理(イメージ図)▼▲

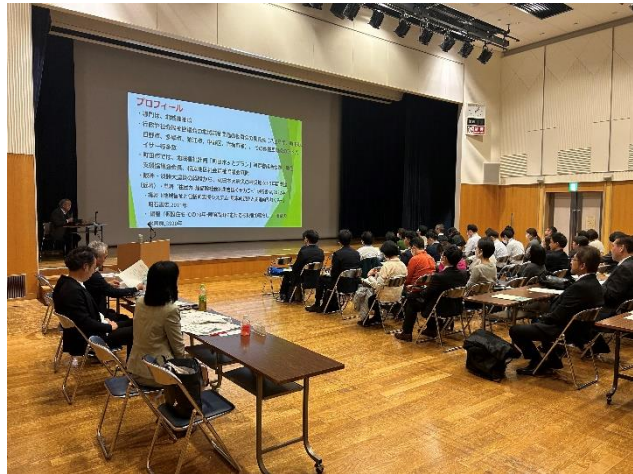


※ 費用負担や身体状況の基準は、大まかな目安であり、図のとおり当てはまらない場合もあります。

コラム⑥ 町田市居住支援協議会

高齢者や障がい者、子育て家庭などの住宅の確保に配慮が必要な方々(住宅確保要配慮者)の安定した居住を支援するため、住宅セーフティネット法第51条の規定に基づき、有識者や関係団体と2019年5月に「町田市居住支援協議会」を設立しました。

本協議会では、居住支援に関する課題についての協議を行うほか、各団体の居住支援の取り組みに関する情報共有やセミナーの開催などを実施しています。



居住支援セミナーの様子

また、居住支援総合相談窓口事業として「住まいの電話相談窓口」を無料で実施しています。様々な事情により住まい探しにお困りの方からの電話相談に対して、相談員が相談内容に応じて不動産関係団体、生活支援サービス団体や福祉関係団体をご案内しています。

▼▲住まいの電話相談窓口▼▲



電話：050-5526-1681

受付時間：平日 8:30～17:00(祝日、年末年始を除く)

相談は無料です。

第6章 介護保険事業の事業費と保険料

- 1 介護保険制度の役割
- 2 介護保険事業の「総事業費」と「総給付費」
- 3 総給付費の分析
- 4 他の自治体との比較
- 5 第9期計画の総事業費の見込み
- 6 第9期計画の介護保険料
- 7 2040年度の総事業費と介護保険料の予測

この章における表記

- ・第9期介護保険事業計画→第9期計画
- ・第8期介護保険事業計画→第8期計画
- ・第7期介護保険事業計画→第7期計画
- ・第6期介護保険事業計画→第6期計画

1 介護保険制度の役割

(1) 介護保険のしくみ

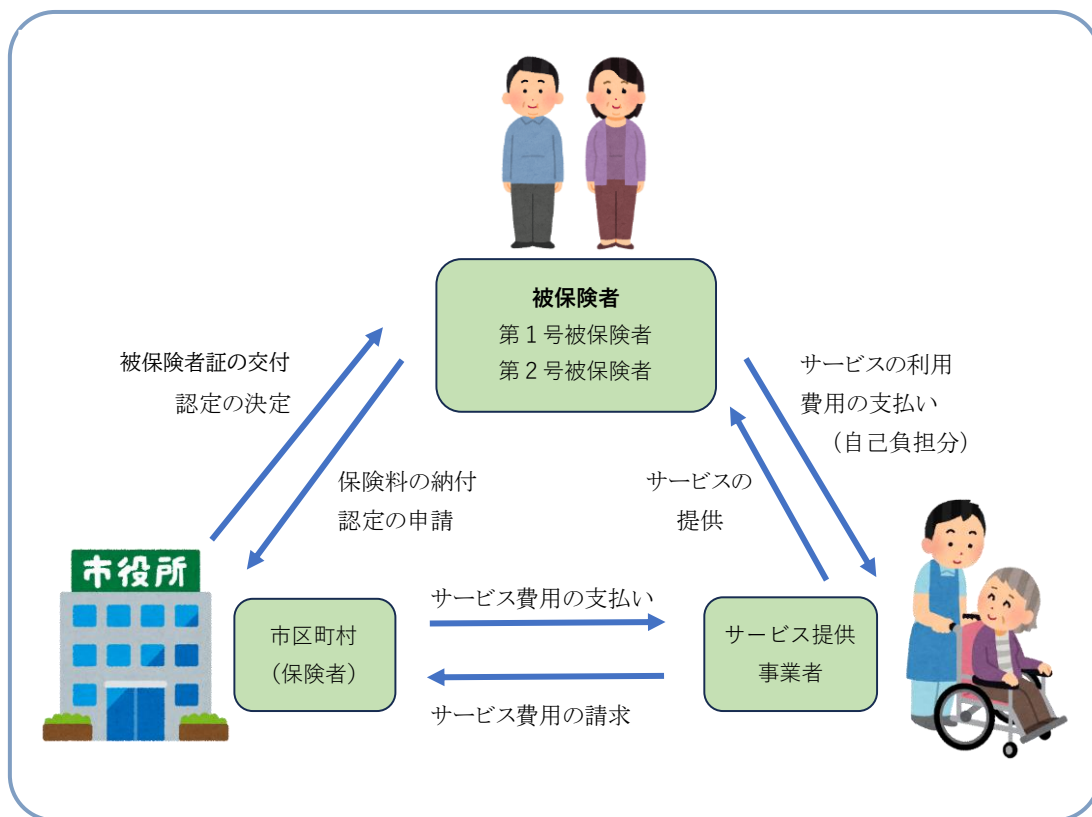
日本の高齢化は 1970 年代から急速に進み始め、これに伴って介護を必要とする高齢者も増加しました。同時に平均寿命も延伸したため、介護を必要とする期間が長期化するなど、介護に対するニーズが急速に増大しました。また、高齢者を支える中心的な役割を担っていた「家族」においても、核家族化や介護者の高齢化など、その状況が変化してきました。

これらの社会的な変化に対して、従来の老人福祉・老人医療制度では対応することが困難となったため、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、2000 年に介護保険制度が創設されました。

介護保険は、40歳以上の人が被保険者となって保険料を納め、介護が必要になった時には費用の一部を負担することで、要介護度に応じた様々な介護サービスを利用することができる制度です。

高齢化は今後も進展します。誰もが安心して暮らし続けられる社会を実現するため、介護保険制度の持続可能な運営が求められています。

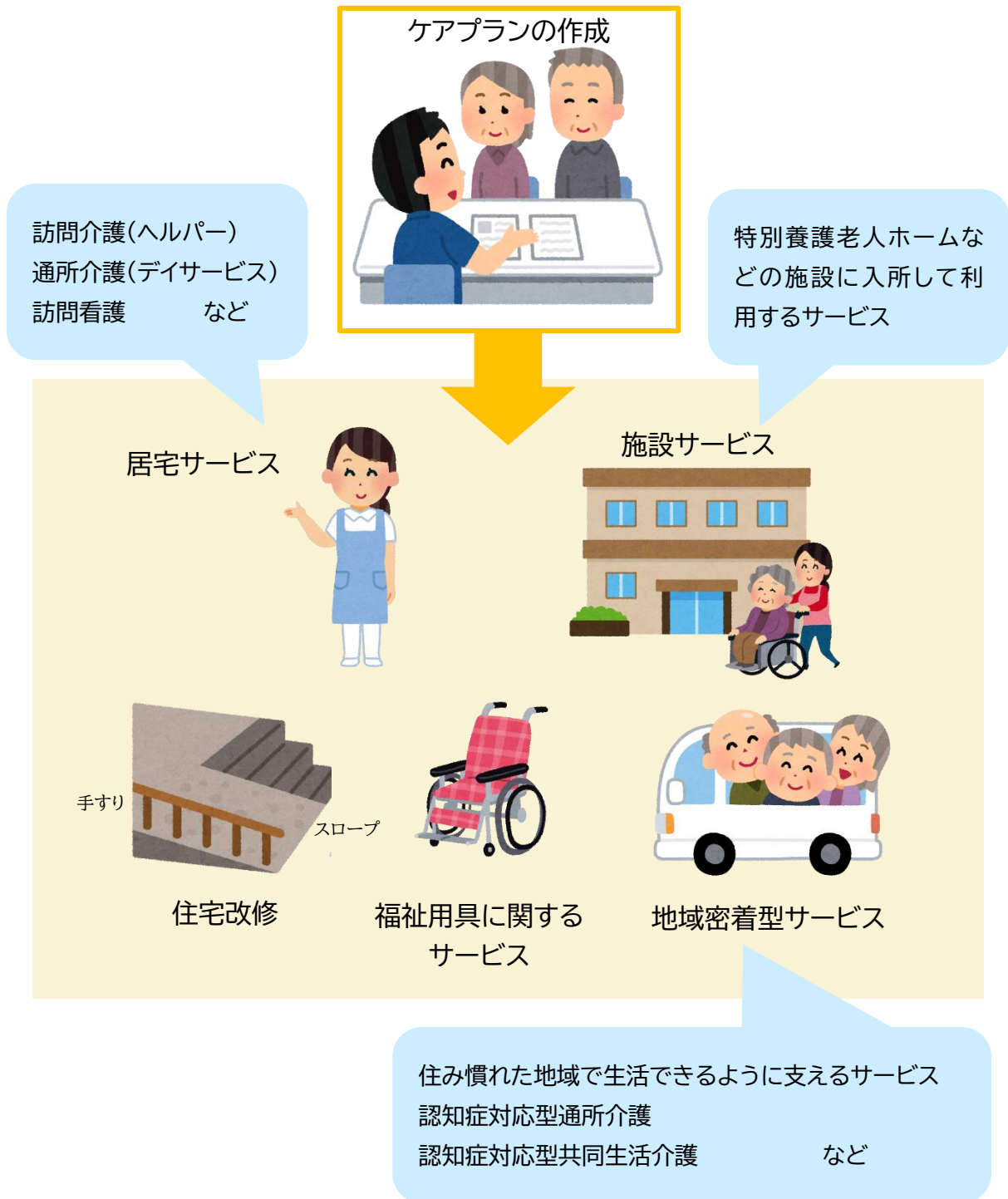
介護保険のしくみ



(2)介護保険で利用できるサービス

介護や支援が必要になったと感じた時には、要介護・要支援の認定申請を行っています。要介護認定された場合は、ケアマネジャーによりケアプランが作成され、要介護度に応じた介護サービスを受けることができます。介護サービスには以下のものがあります。

介護保険で利用できるサービス



(3)第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料

介護保険の総事業費は、保険料 50%と公費 50%で負担する仕組みとなっています。第1号被保険者は、保険料負担分 50%のうち23%(※1)を負担します。

第1号被保険者の保険料は、原則として年金からの特別徴収(天引き)となります。

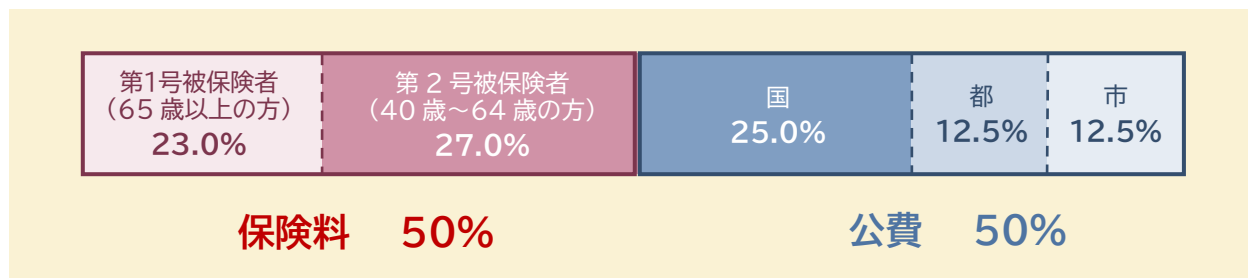
市は、安定した制度運営を行うため 3 年ごとに介護保険事業計画を策定し、計画期間にかかる総事業費の推計を行い、必要となる保険料を算出して保険料改定を行います。

(4)第2号被保険者(40歳~64歳)の介護保険料

第2号被保険者は、総事業費の保険料負担分50%のうち27%(※2)を負担します。

第2号被保険者の介護保険料は、それぞれの方が加入している公的医療保険の保険者が徴収します。

介護サービスに係る費用の財源構成(イメージ)



※1・※2 第1号・第2号被保険者の負担率は3年ごとに設定されます。本ページ記載の負担率は第9期計画における負担率です。

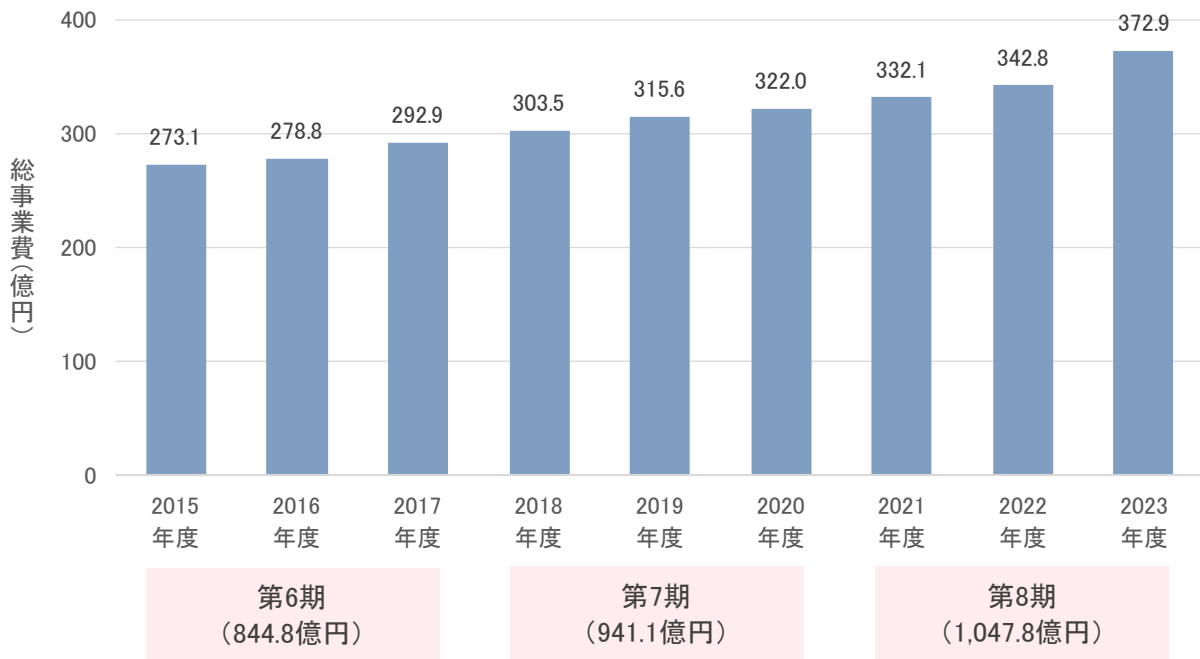
2 介護保険事業の「総事業費」と「総給付費」

介護保険事業は、要介護・要支援認定者(以下、「認定者」という)への介護サービスの提供をはじめとして、高齢者支援センターの設置など包括的支援事業や要介護状態にならないための予防事業など、様々なサービスを提供しています。これらに要する費用の総額を総事業費といいます。

(1) 総事業費の推移

総事業費は、年々増加傾向にあります。過去9年間で見ると、第6期計画期間では、3年間の合計額が844.8億円でしたが、第7期計画期間は941.1億円であり96.3億円(11.4%)増加しています。また、第8期計画期間は1,047.8億円で、第7期計画期間と比べると106.7億円(11.3%)増加しています。【図 6-1】

【図 6-1】町田市の総事業費の推移



(2) 総給付費について

総給付費は介護サービスを提供するための費用です。給付は介護保険制度における保険機能の中核であり、総給付費は総事業費の約9割を占めています。

総給付費は、サービス利用対象者の総数である「認定者数」と介護報酬の計算の基となる「要介護度」等により、おおよその金額を求めることができます。また、「認定率」は加齢により上昇するため、高齢者の年齢層の変動も要因の一つとなります。

3 総給付費の分析

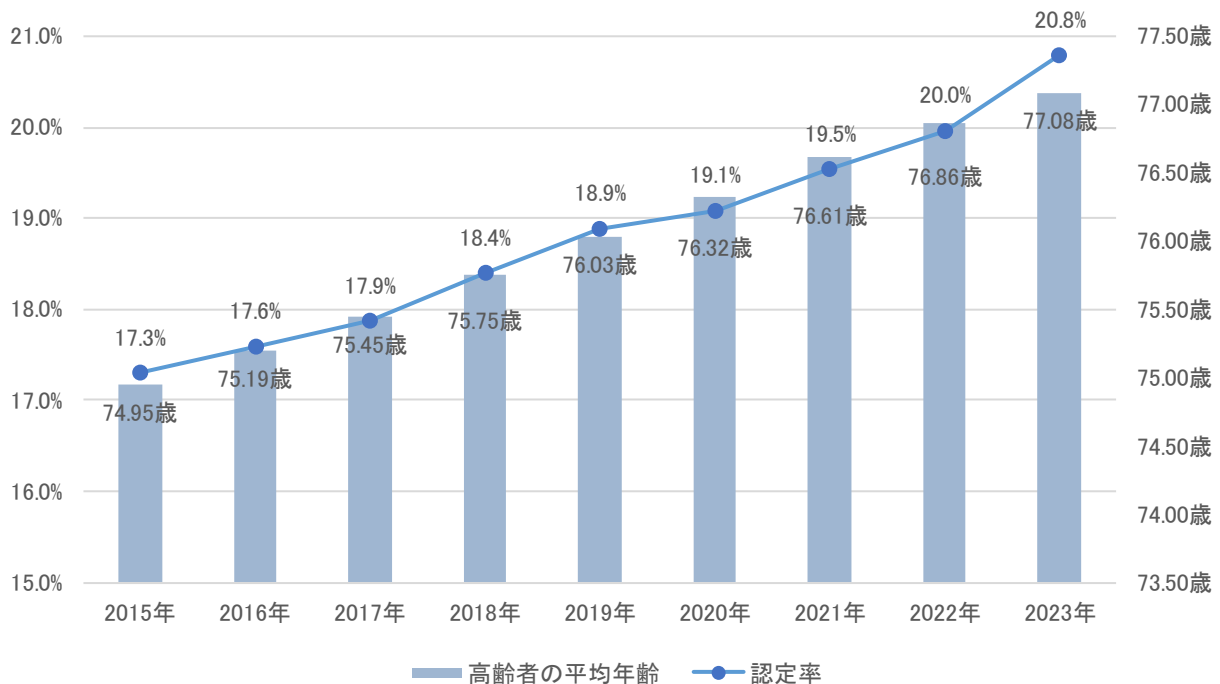
総給付費に影響を与える「認定率」「認定者数」「要介護度」について、それぞれの分析を行ったうえで、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年の高齢者人口と総給付費の関係を考察します。

(1) 認定率

第1号被保険者数のうち、認定者数の割合を「認定率」といいます。介護リスクは年齢とともに高くなるため、認定率は高齢者の平均年齢とともに上昇しています。【図 6-2】

町田市の認定率は 2015 年で 17.3%でしたが 2023 年には 20.8%まで上昇しました。

【図 6-2】町田市の高齢者の平均年齢と認定率



(2) 認定者数

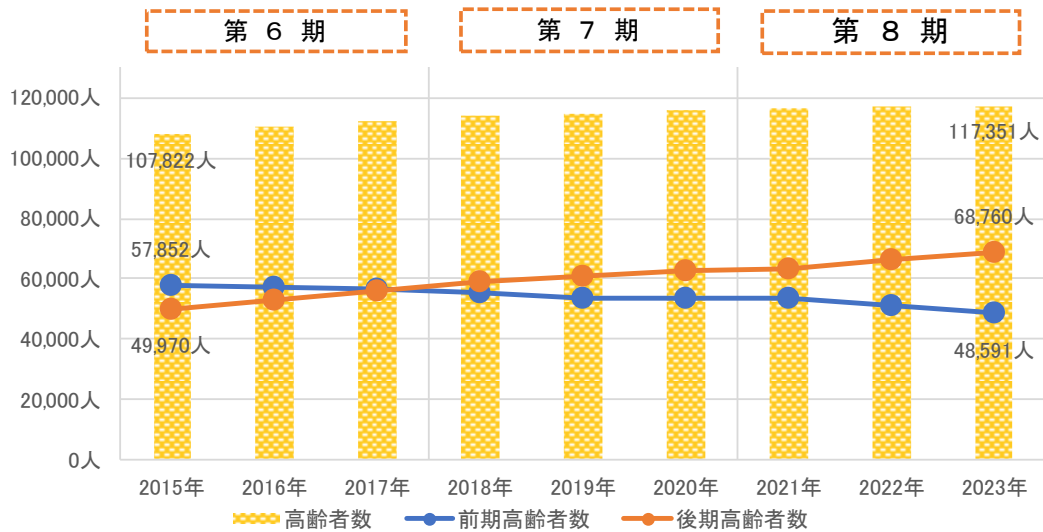
町田市の高齢者数は 2015 年で 107,822 人でしたが 2023 年には 117,351 人まで増加しました(増加率 8.8%)。これに伴って認定者数も 18,685 人から 24,272 人に増加しています(増加率 29.9%)【図 6-3】。

前期高齢者と後期高齢者別にみると、前期高齢者は人口・認定者数ともに減少傾向にありますが、後期高齢者の人口は 49,970 人から 68,760 人へと増加し(増加率 37.6%)、認定者数も 15,620 人から 21,479 人へと増加しています(増加率 37.5%)。

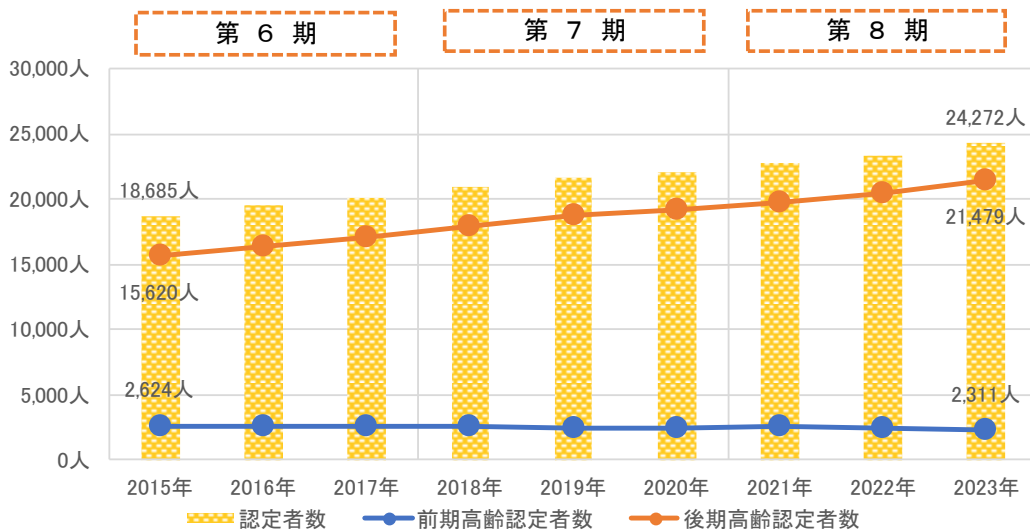
町田市の初めて認定を受ける方の平均年齢は 81 歳です。このため、認定者の約 9 割は後期高齢者となっています。

【図 6-3】

— 町田市の高齢者人口の推移 —



— 町田市の認定者数の推移 —

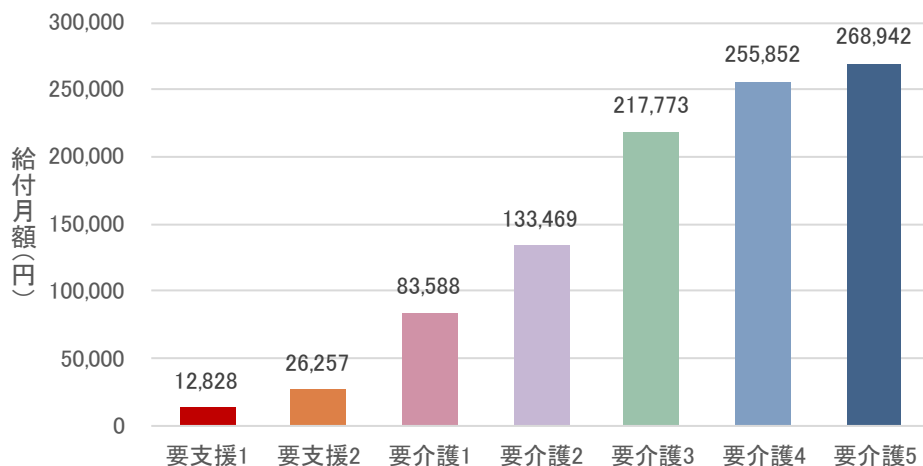


(3)一人あたり給付費と年齢区分別にみる要介護度

要介護度は、介護が必要な状態を指標化したもので、「要支援1」から「要介護5」までの7段階に分けられています。要介護度により、利用できるサービスの種類や回数の上限、介護報酬額等が異なります。

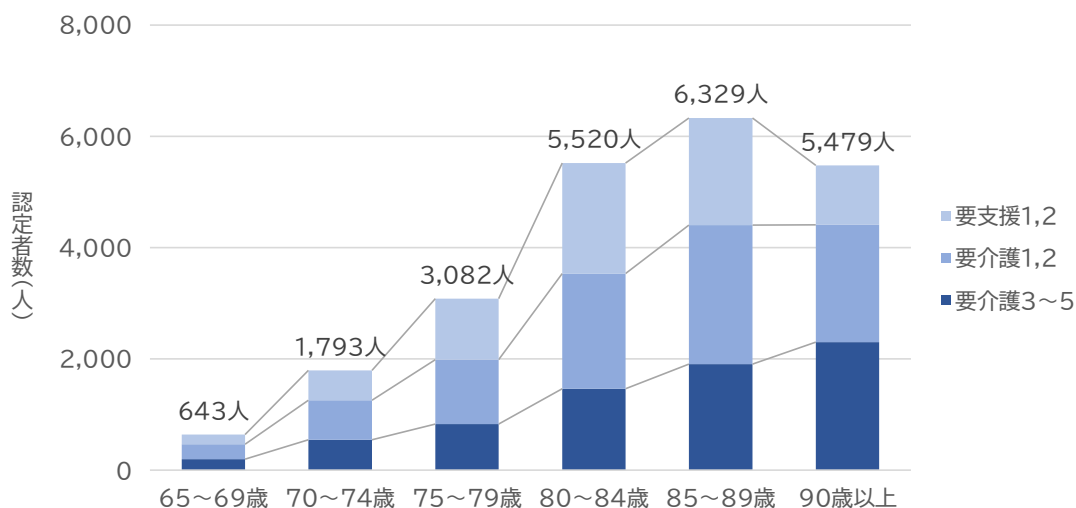
認定者一人あたりの給付費は、要介護度が上がるほど高くなり、特に要介護3～5が高額となっています【図6-4】。

【図6-4】町田市の要介護度別「認定者一人あたり給付費」の月額(2023年3月利用分)



【図6-5】では、町田市の年齢区分別の認定者数を要支援1・2、要介護1・2、要介護3～5の3つのグループで色分けしています。89歳までは認定者数が増加しますが、3つのグループの比率に大きな差はありません。90歳以上になると、認定者数が減少して3つのグループの比率も変わります。要支援1・2のグループが減少し、要介護3～5のグループが増加することで、認定者の大多数が要介護1～5となります。

【図6-5】町田市の年齢区分別要介護度と認定者数(2022年10月時点)



(4) 2040年の高齢者人口と総給付費

高齢者の年齢層が上がることにより、認定率の上昇と要介護度の重度化が進むため、総給付費は相乗的に増加します。また、2040年はこれに「団塊の世代*」や「団塊ジュニア世代」の人口のボリュームゾーンの高齢化が加わります。

【図 6-6】は、「高齢者人口」「総給付費」「認定率」を年齢区分別に示したものです。

2022年の高齢者人口は、団塊の世代の多くが属する70～74歳がピークとなっています。

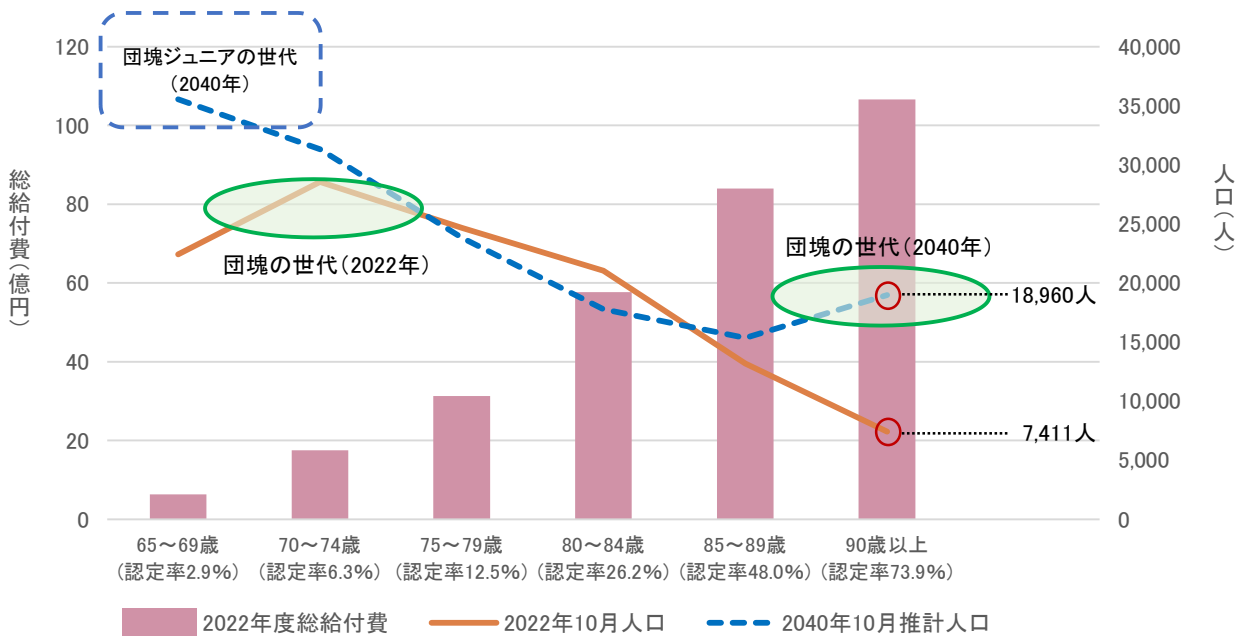
75歳以上の高齢者人口は減少していますが、認定率が上昇するため、【図 6-5】のとおり89歳まで認定者数が増加します。

90歳以上になると認定率はさらに上昇しますが、人口減少による影響が勝るため、認定者数は減少します。しかし、一人あたり給付費の高い要介護 3～5 が増加することから、他の年齢区分と比べ、最も総給付費が高くなっています。

2040年の高齢者人口の推計を見ると、団塊ジュニア世代は65歳になったばかりであり、認定者数自体が少なく総給付費への影響は少ないものと考えられます。

一方で、団塊の世代は総給付費が最も高い90歳以上となっています。これは、2022年の90歳以上の高齢者数 7,411 人の2.6 倍程度の人数に相当することから、総給付費に対しても大きな影響を及ぼすことが予測されます。

【図 6-6】年齢区分別の「高齢者人口」「総給付費」「認定率」

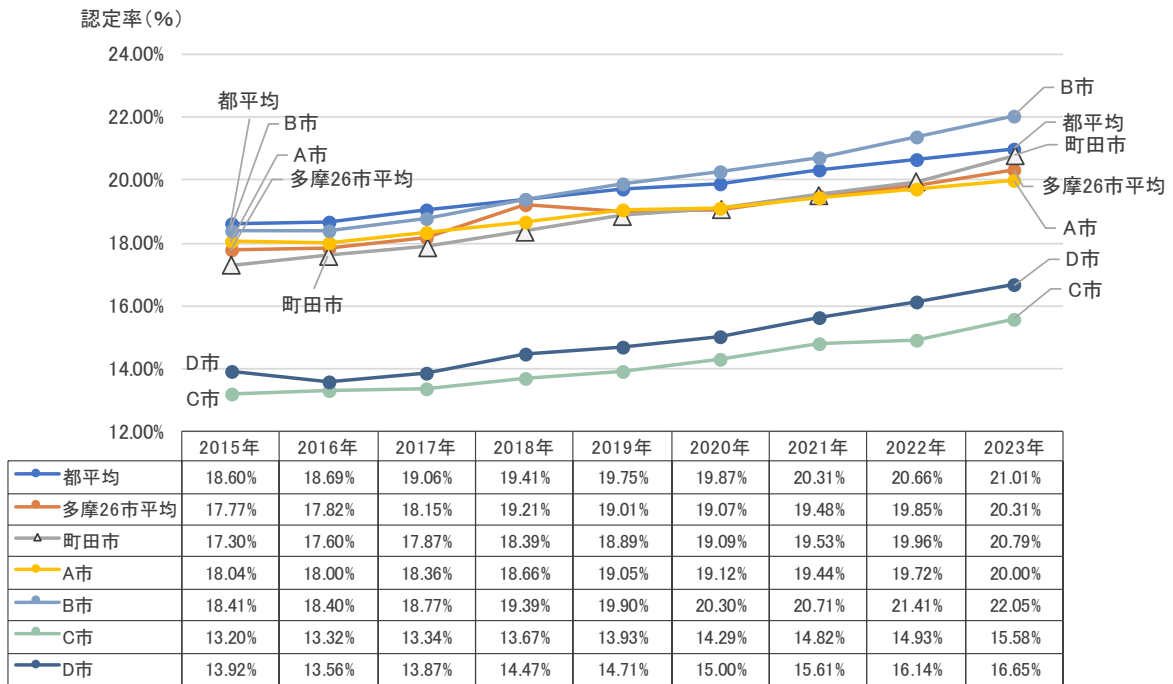


4 他の自治体との比較

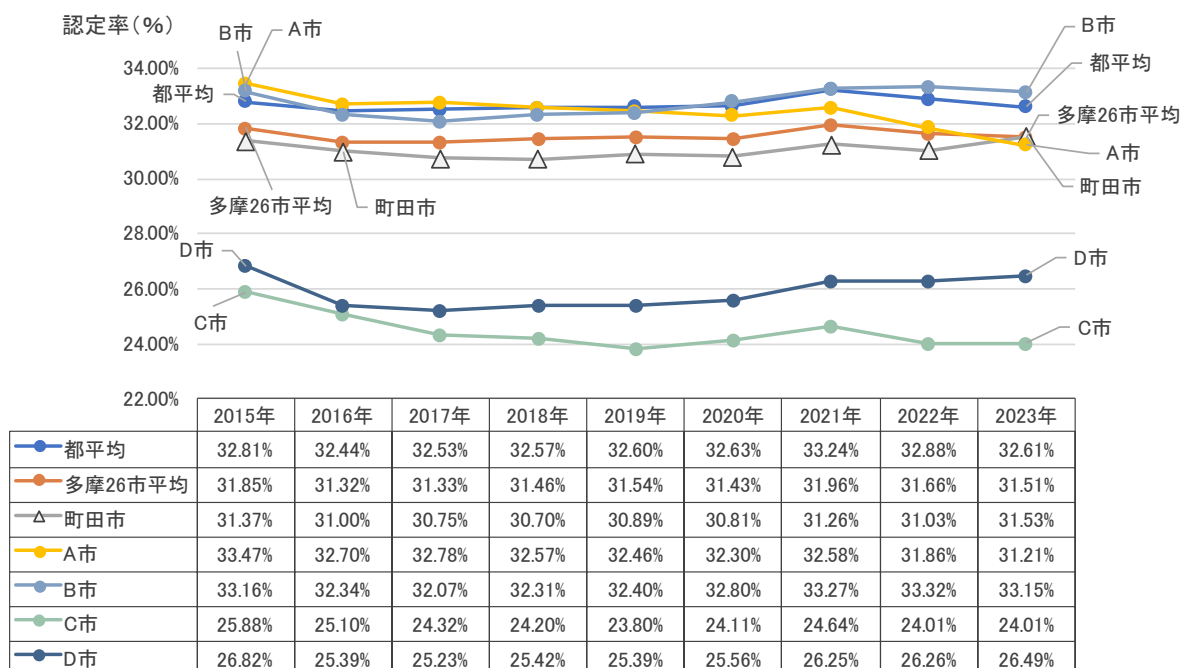
(1) 認定率

町田市の認定率を他市と比較した結果、【図 6-7】に示すとおり、町田市は都平均や多摩 26 市平均と同程度となっています。また、後期高齢者での比較において、町田市は都平均を下回り多摩 26 市平均と同程度となっています。【図 6-8】

【図 6-7】認定率の推移(東京都・町田市・近隣市)



【図 6-8】後期高齢者認定率の推移(東京都・町田市・近隣市)



(2)一人あたり給付費

給付費は同じ介護サービスであっても地域区分(1～7 級地、その他)によって介護報酬が異なるため、同一級地での比較を行います。

町田市と同じ2級地の全ての市で認定者一人あたりの給付費を比較すると、町田市が最も低くなっています。

2級地における「認定者一人あたり給付費」

	認定者一人あたり給付費 (2021 年度)	認定率 (2021 年9月末)
町田市	1,310千円	19.5%
E市	1,348千円	22.1%
F市	1,390千円	26.9%
G市	1,443千円	14.8%
H市	1,447千円	20.0%
I市	1,464千円	19.2%

関連する取組みの方向性

12

コラム⑦ 要介護度が改善しています ～要介護度改善ケア奨励事業～

町田市では、介護サービスをより良質なものとするために、「要介護度改善ケア奨励事業」を実施しています。これは、入所者の要介護度の改善につながったサービスを提供した市内の特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホームに対し、奨励金を交付するものです。

ここでは、歩行訓練などのトレーニングや食事内容・方法の見直し、外出機会を増やすなど、入所者一人ひとりの身体の状態や体力等に合わせたメニューを作成し、入所者に対し適切な声掛けや目標設定などを行うことで、意欲を高めるなど、施設職員による根気強い取組みが行われています。

町田市では、2016 年度から市独自の事業として、全国に先駆けてこの事業を実施しています。2022 年度までの7年間で、累計 687 名の要介護度が改善しました。

2023 年度からは東京都も同様の取組みを開始しました。



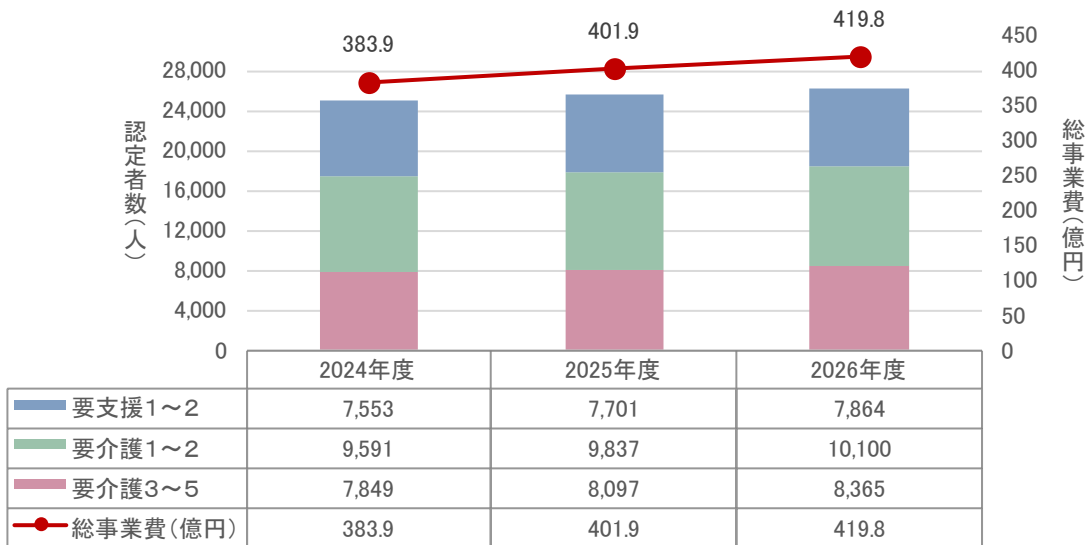
5 第9期計画の総事業費の見込み

(1) 総事業費の見込み

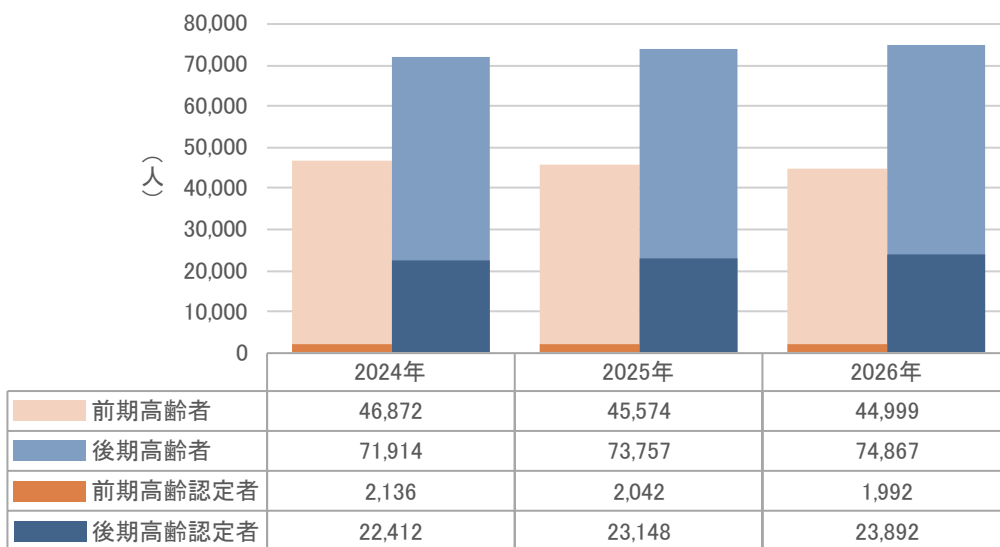
高齢者人口の将来推計から、要介護度別認定者数を見込み、サービス利用率や介護報酬改定等を勘案することで、第9期計画期間中の総事業費を推計しました。

総事業費の見込額は、3年間で約1,205.7億円です。第8期計画の見込額である約1,047.8億円と比較すると、約157.8億円の増額で約15.1%増となります。

【図 6-9】第9期計画の介護度別認定者数・総事業費



【図 6-10】第9期計画の高齢者数・認定者数



(2)第9期計画総事業費の内訳

第9期計画総事業費の内訳は下表のとおりです。

	第9期			
	2024年度	2025年度	2026年度	合計
総事業費	383.9億円	401.9億円	419.8億円	1,205.7億円
標準給付費	363.5億円	380億円	396.9億円	1,140.4億円
総給付費	344.9億円	360.9億円	377.0億円	1,082.8億円
介護給付費	337.2億円	352.8億円	368.4億円	1,058.4億円
居宅サービス費	191.6億円	202億円	212.2億円	605.8億円
施設サービス費	145.5億円	150.7億円	156.3億円	452.5億円
予防給付費	7.8億円	8.2億円	8.5億円	24.5億円
居宅サービス費	6.5億円	6.8億円	7.2億円	20.5億円
施設サービス費	1.3億円	1.3億円	1.3億円	4.0億円
その他経費	18.5億円	19.1億円	19.9億円	57.6億円
地域支援事業費	20.5億円	21.9億円	22.9億円	65.2億円
介護予防・日常生活支援総合事業*費	12.2億円	13.2億円	14.1億円	39.5億円
包括的支援事業費	7.5億円	7.9億円	8.0億円	23.5億円
任意事業費	0.7億円	0.7億円	0.8億円	2.2億円

※ 端数調整の関係で、合計金額に差異が生じています。

(3)介護保険制度の主な改正

改正点	改正内容
要支援者のケアプラン作成事業所の拡大	要支援者のケアプランについては、地域包括支援センター(高齢者支援センター)が作成していましたが、これに加えて介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業者も作成が可能となります。
福祉用具貸与サービスにおける選択制の導入	福祉用具貸与サービスの対象品目の一部(歩行器、単点杖、多点杖等)について、借用と購入を選択できるようになります。
施設やショートステイにおける多床室の室料の負担	2025年8月から、一部の介護老人保健施設及び介護医療院において、多床室に入所した場合の室料が利用者負担となります。
施設やショートステイの居住費について、基準費用額の引き上げ	2024年8月から、施設等を利用する際の標準的な金額のうち、居住費が引き上げられます。ただし、負担限度額認定制度の認定を受けている方の負担額は変わりません。

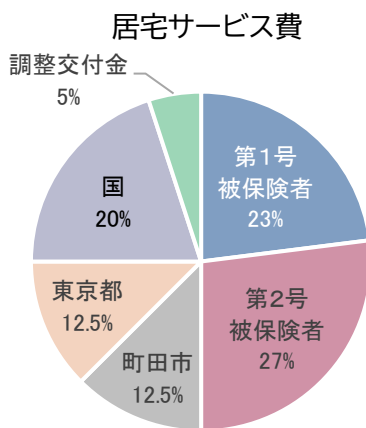
6 第9期計画の介護保険料

(1) 総事業費の財源構成

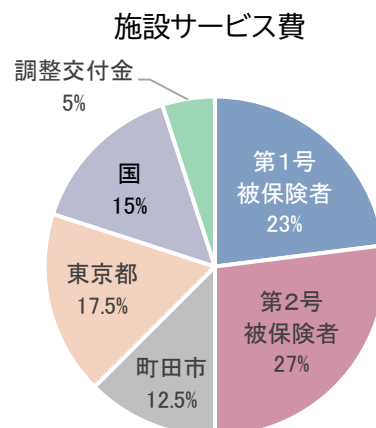
介護サービスに係る給付費は、一部の事業を除き、50%を介護保険料、50%を公費で負担します。第9期計画における第1号被保険者の負担割合は、第8期計画と同じ 23%となっています。

① 標準給付費の財源構成

標準給付費は、主に「居宅サービス費」と「施設サービス費」があります。



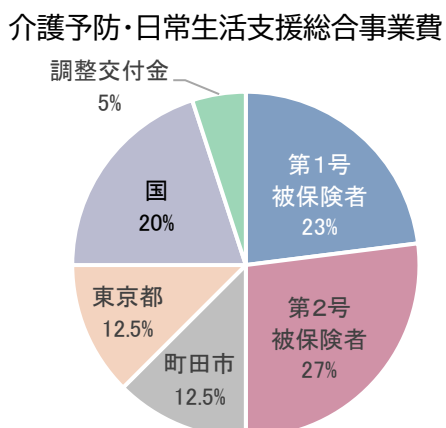
自宅に暮らしながら利用できる介護サービスに係る費用



特別養護老人ホームなど、施設に入所して利用するサービスに係る費用

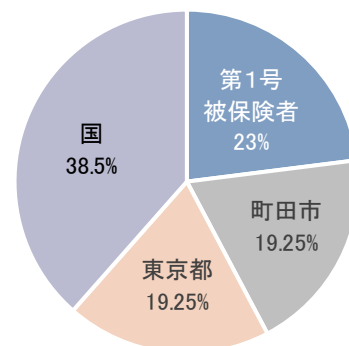
② 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業費は、「介護予防・日常生活支援総合事業費」と「包括的支援事業費・任意事業費」があります。



市が主体となって行う介護予防事業等に係る費用

包括的支援事業費・任意事業費



高齢者支援センターの運営費や認知症支援事業など地域での生活を支援する事業に係る費用

(2)第9期計画の介護保険料月額基準額

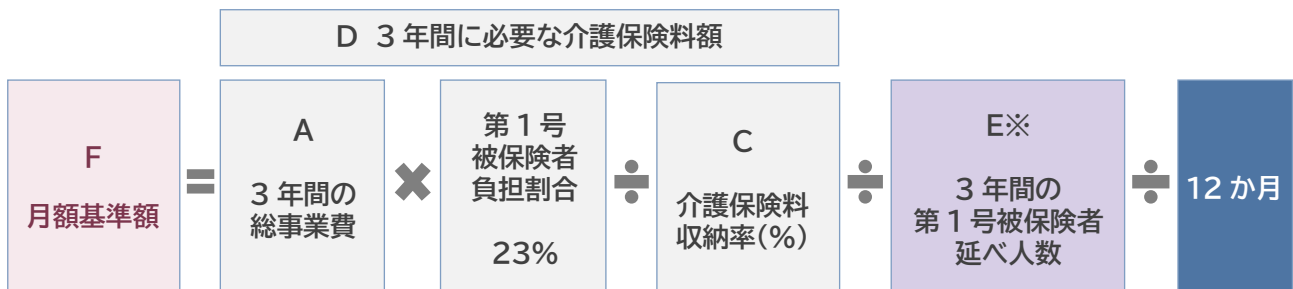
総事業費の見込み額をもとに介護保険料月額基準額を算定します。

個人の介護保険料は、本人や世帯の市民税の課税状況や本人の前年の所得などにより変わるため、それらの計算の基礎となるものとして「月額基準額」を算定します。

項目		金額等
3年間の総事業費	標準給付費	114,043,817,000 円
	介護予防・日常生活支援総合事業費	3,954,605,000 円
	包括的支援事業費・任意事業費	2,569,813,000 円
	A:合計	120,568,235,000 円
第1号被保険者負担分	標準給付費分	26,230,077,910 円
	介護予防・日常生活支援総合事業費分	909,559,150 円
	包括的支援事業費・任意事業費分	591,056,990 円
	調整交付金*不交付額(5%-4.9%)	117,998,422 円
	インセンティブ交付金*	△293,122,621 円
	B:合計	27,555,569,851 円

C:介護保険料収納率（見込み）	99.0%
D:3年間に必要な介護保険料の額(B÷C)	27,833,908,940 円
E:3年間の第1号被保険者延べ人数 ※	361,079 人
F:算定上の介護保険料月額基準額(D÷E÷12 か月)	6,424 円
G:介護給付費準備基金*の活用額	●●●●円 (△●●●●円)
介護保険料月額基準額	●●●●円

月額基準額の算定方法



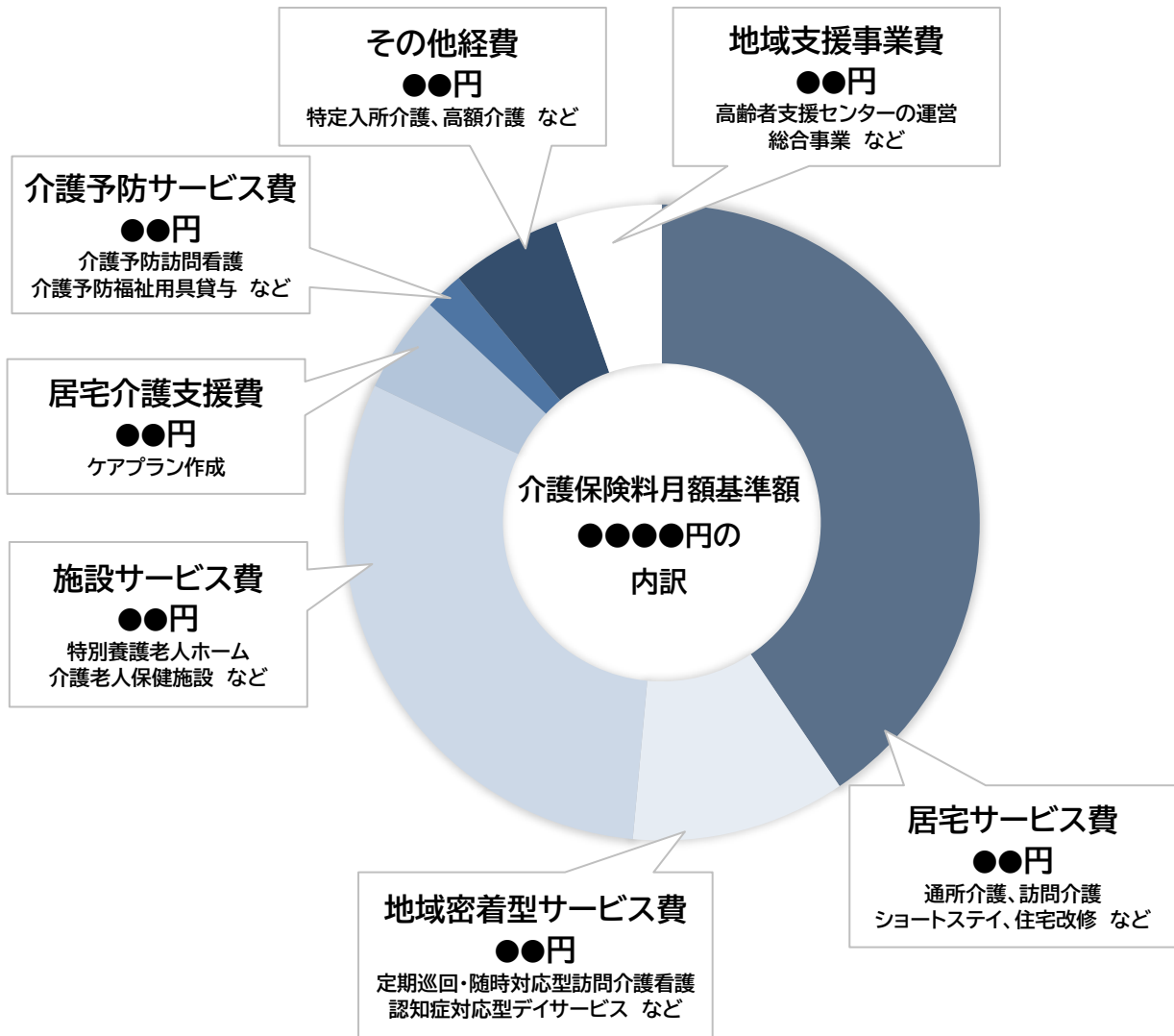
※ 「E:3年間の第1号被保険者延べ数」は、第1号被保険者人数を所得段階ごとの第1号被保険者数に保険料率を掛けた人数に補正した人数。

●第9期計画(2024年度から2026年度)の
介護保険料月額基準額は、●●●●円です。

(3) 第9期計画の介護保険料月額基準額の内訳

介護保険料月額基準額●●●●●円の内訳は、下図のとおりです。

【図 6-11】介護保険料月額基準額の内訳



(4)介護保険料の算定

① 保険料率と所得段階

第1号被保険者の介護保険料は、月額基準額に保険料率を乗じて計算します。

保険料率は、本人の前年所得や世帯の市民税の課税状況など、負担能力に応じて段階的に設定されています。

第9期計画においては、より負担能力に適した保険料算定を行うため、所得段階を現行の15段階から19段階に増やすとともに、各所得段階の保険料率の見直しを行いました。

また、介護保険料を幅広い所得層で負担するため、賦課対象となる所得額の上限を 1,500 万円から 2,000 万円に変更しました。

② 公費による低所得者の保険料軽減

第8期計画に引き続き、消費税を財源とした公費の投入により、非課税世帯(第1段階～第3段階)の保険料率を引き下げ、保険料の軽減を行います。

低所得者の保険料軽減

所得段階	軽減前保険料率	軽減後保険料率
第1段階	0.455	0.285
第2段階	0.575	0.375
第3段階	0.690	0.685

③ 第9期計画の第1号被保険者の介護保険料

課税状況		要件	所得区分	保険料率	年額	
世帯	本人				月額	
生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者		老齢福祉年金受給者	第1段階	0.285 (0.455 [※])	●●円 (●●円 [※])	
非課税	非課税	課税年金収入額 + 〔合計所得金額(特別控除後) - 課税年金所得額〕			80万円以下	●●円 (●●円 [※])
			80万円超 120万円以下	第2段階	0.375 (0.575 [※])	●●円 (●●円 [※])
						●●円 (●●円 [※])
			120万円超	第3段階	0.685 (0.69 [※])	●●円 (●●円 [※])
						●●円 (●●円 [※])
			課税	課税	合計所得金額(特別控除後)	80万円以下
80万円超	第5段階 (基準額)	1.00				●●円 ●●円
						●●円 ●●円
125万円未満	第6段階	1.075				●●円 ●●円
125万円以上 190万円未満	第7段階	1.225				●●円 ●●円
190万円以上 300万円未満	第8段階	1.40				●●円 ●●円
300万円以上 400万円未満	第9段階	1.60				●●円 ●●円
400万円以上 500万円未満	第10段階	1.75				●●円 ●●円
500万円以上 600万円未満	第11段階	1.90				●●円 ●●円
600万円以上 700万円未満	第12段階	2.05				●●円 ●●円
700万円以上 800万円未満	第13段階	2.20				●●円 ●●円
800万円以上 900万円未満	第14段階	2.35				●●円 ●●円
900万円以上 1,100万円未満	第15段階	2.50				●●円 ●●円
1,100万円以上 1,300万円未満	第16段階	2.70	●●円 ●●円			
1,300万円以上 1,500万円未満	第17段階	2.90	●●円 ●●円			
1,500万円以上 2,000万円未満	第18段階	3.10	●●円 ●●円			
2,000万円以上	第19段階	3.30	●●円 ●●円			

※ 消費税を財源とした公費による保険料軽減前の保険料率及び保険料額。

【参考】第8期の第1号被保険者の介護保険料

課税状況		要件	所得区分	保険料率	年額		
世帯	本人				月額		
生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者					20,700円 (34,500円*)		
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者	第1段階	0.30 (0.50*)	1,725円 (2,875円*)		
		〔合計所得金額(特別控除後) - 課税年金収入額〕			80万円以下	25,800円 (43,100円*)	
		課税	課税	合計所得金額(特別控除後)	第2段階	0.375 (0.625*)	2,156円 (3,594円*)
							80万円超 120万円以下
					第3段階	0.70 (0.75*)	4,025円 (4,313円*)
							120万円超
第4段階	0.775	69,000円 5,750円					
		80万円以下	74,100円 6,181円				
課税	課税	合計所得金額(特別控除後)	第6段階	1.075	84,500円 7,044円		
					125万円以上 190万円未満	96,600円 8,050円	
			第7段階	1.225	110,400円 9,200円		
					190万円以上 300万円未満	124,200円 10,350円	
			第8段階	1.40	138,000円 11,500円		
					300万円以上 500万円未満	151,800円 12,650円	
			第9段階	1.60	165,600円 13,800円		
					500万円以上 700万円未満	179,400円 14,950円	
			第10段階	1.80	193,200円 16,100円		
					700万円以上 900万円未満		
第11段階	2.00						
		900万円以上 1,100万円未満					
第12段階	2.20						
		1,100万円以上 1,300万円未満					
第13段階	2.40						
		1,300万円以上 1,500万円未満					
第14段階	2.60						
		1,500万円以上					
第15段階	2.80						

7 2040年度の総事業費と介護保険料の予測

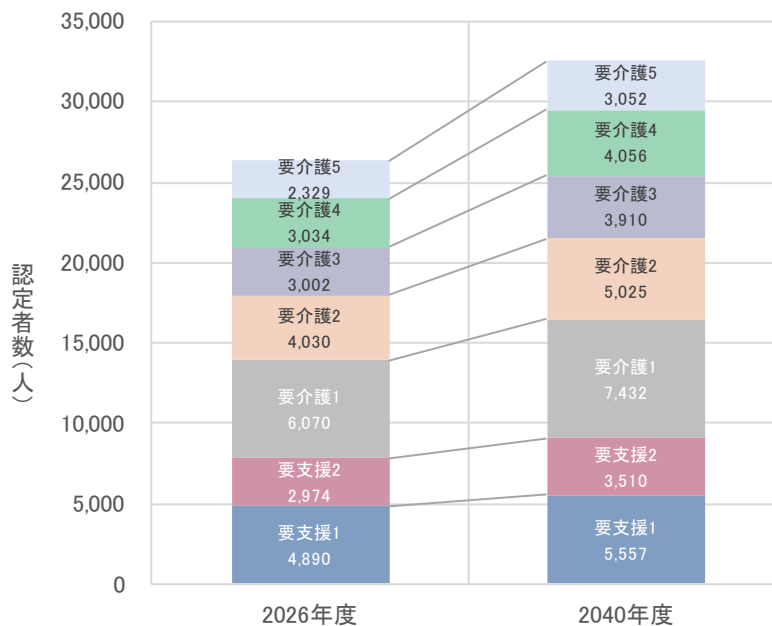
2040年は団塊ジュニア世代が高齢者になる年ですが、総給付費や総事業費については、第6章3の(4)のとおり、団塊の世代が最も大きく影響を与えると考えられます。

これらのことを踏まえ、2040年度の総事業費と介護保険料を予測した結果、総事業費は約552億円、介護保険料月額基準額は約9,000円となりました。

【図 6-12】高齢者人口の見込み

	2026年度	2040年度
高齢者人口	119,866人	142,745人
前期高齢者	44,999人	66,846人
後期高齢者	74,867人	75,899人
高齢化率	28.1%	36.0%

【図 6-13】介護度別認定者数の見込み



【図 6-14】総事業費の見込み

	2026年度	2040年度
総事業費	419.8億円	552.0億円
標準給付費	396.9億円	526.2億円
地域支援事業費	22.9億円	25.8億円

資料編

- 1 16のまちだアイ・ステートメント(全文)
- 2 日常生活圏域
- 3 参考データ集
- 4 町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会委員名簿
- 5 関係会議の開催経過
- 6 グラフデータ出典一覧
- 7 用語解説
- 8 介護サービスの種別

認知症の人と
つくった

Machida 1 Statement

16のまちだアイ・ステートメント

1

私は、早期に診断を受け、その後の治療や暮らしについて、主体的に考えられる。

3

私は、望まない形で、病院・介護施設などに入れられることはない。望む場所で、尊厳と敬意をもって安らかな死を迎えることができる。

2

私は、必要な支援の選択肢を幅広く持ち、自分に合った支援を選べる。

4

私は、私の言葉に耳を傾け、ともに考えてくれる医師がいる。

6

私の介護者は、その役割が尊重され、介護者のための適切な支援を受けている。

5

私は、家族に自分の気持ちを伝えることができ、家族に受け入れられている。

7

私は、素でいられる居場所と仲間を持っており、一緒に時間を楽しんだり、自分が困っていることを話せる。

8

私は、趣味や長年の習慣を続けている。

町田市では、認知症に関心をもつ人々が集まり、現在、認知症である「私」、これから、認知症になりうる「私」にとって、町田市がどのような地域であってほしいのか、目指すべき地域のあり方を16の文章にまとめ、活動のビジョンとしています。

この「16のまちだアイ・ステートメント」は、認知症の人をはじめ、認知症に関わる活動に参加する家族、医療福祉関係者、行政、民間企業、NPO、研究者など多くの市民の話し合いによって作られました。

9

私は、しごとや地域の活動を通じて、やりたいことにチャレンジし、地域や社会に貢献している。

10

私は、認知症について、地域の中で自然に学ぶ機会を持っている。

11

私は、経済的な支援に関する情報を持っており、経済面で生活の見通しが立っている。

12

私は、地域や自治体に対して、自分の経験を語ったり、地域への提言をする機会がある。

13

私は、認知症であることを理由に差別や特別扱いをされない。

14

私は、行きたい場所に行くことができ、気兼ねなく、買い物や食事を楽しむことができる。

15

私は、支援が必要な時に、地域の人からさりげなく助けてもらうことができる。

16

私たちも、認知症の人にやさしいまちづくりの一員です。

2 日常生活圏域

日常生活圏域は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを勘案して定める区域のことです。介護保険法により、設定することとされています。

町田市では、下図のとおり 12 の日常生活圏域を設定しています。また、広域型サービス等の基盤整備に関する状況把握、計画策定などに用いる地域単位として、12 の日常生活圏域を 4 つにまとめたエリアを設定しています。



エリア名 (基盤整備等)	日常生活圏域名	町名
堺・忠生	堺第1	相原町
	堺第2	小山町、小山ヶ丘、上小山田町
	忠生第1	下小山田町、忠生、小山田桜台、矢部町、常盤町、根岸町、根岸、函師町
	忠生第2	山崎町、山崎、木曽町、木曽西、木曽東
鶴川	鶴川第1	小野路町、野津田町、金井、金井町、金井ヶ丘、大蔵町、薬師台
	鶴川第2	能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴町、広袴、真光寺町、真光寺、鶴川
町田	町田第1	原町田、中町、森野、旭町
	町田第2	本町田、藤の台
	町田第3	玉川学園、南大谷、東玉川学園
南	南第1	鶴間、小川、つくし野、南つくし野、南町田
	南第2	金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘
	南第3	成瀬、西成瀬、高ヶ坂、成瀬台

※ 日常生活圏域は町単位で区分しているため、高齢者支援センター 区域と一部異なります。

日常生活圏域ごとの人口や認定者数等の状況（2023年10月1日時点）

日常生活圏域名	人口	高齢者人口	高齢化率	要介護・要支援認定者数	要介護・要支援認定率
堺第1	14,657人	4,693人	32.0%	1,028人	21.9%
堺第2	36,747人	6,634人	18.1%	1,110人	16.7%
忠生第1	32,306人	9,129人	28.3%	1,708人	18.7%
忠生第2	38,661人	13,107人	33.9%	2,713人	20.7%
鶴川第1	44,660人	11,705人	26.2%	2,124人	18.1%
鶴川第2	45,626人	13,197人	28.9%	2,570人	19.5%
町田第1	44,315人	10,039人	22.7%	2,307人	23.0%
町田第2	25,393人	9,028人	35.6%	1,966人	21.8%
町田第3	31,346人	8,700人	27.8%	1,863人	21.4%
南第1	47,310人	11,198人	23.7%	2,098人	18.7%
南第2	36,497人	10,161人	27.8%	2,339人	23.0%
南第3	33,167人	9,760人	29.4%	1,967人	20.2%

▼▲高齢者に役立つ情報を掲載！「マチナビ」をご利用ください▼▲

市が運用するウェブサイト「町田市社会資源検索システム【マチナビ】」では、介護予防のために運動や趣味活動・交流等を行っている団体、高齢者のちょっとした困り事への生活支援を行っている団体などの情報を地図上や特定の条件から検索することができます。

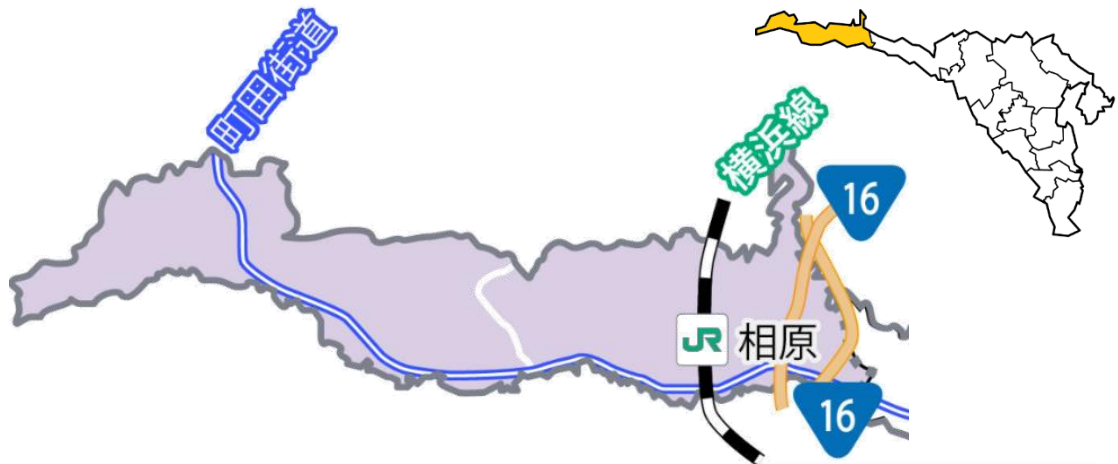
ご自宅周辺や市内全域の介護予防・生活支援サービス、介護サービス事業所情報の検索に、是非ご活用ください。



「マチナビ」はこちらの二次元コードからご覧いただけます。



堺第1圏域



地域の相談窓口

【堺第1高齢者支援センター】

住所：相原町 2373-1 (老人保健施設サンシルバー町田内)
電話：042-770-2558

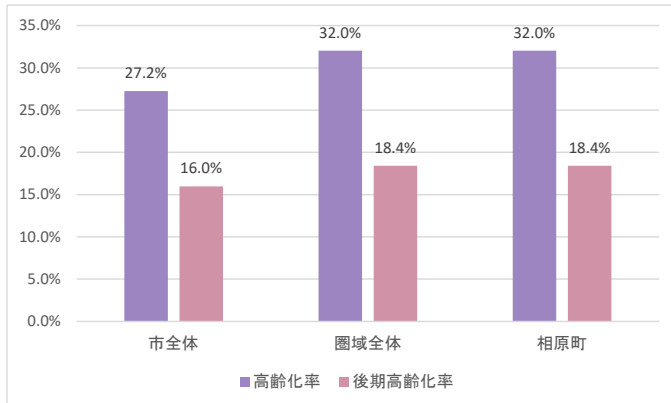
【相原あんしん相談室】

住所：相原町 1158-26
電話：042-700-7121



坂下元橋地区の住民と事業所の協働によるお買い物支援
「あいあい号」

高齢化率と後期高齢化率の状況



町田市住民基本台帳(2023年10月1日時点)

「健康とくらしの調査」の結果

幸福感がある者の割合 (8/10点以上)	47.3%
主観的健康感が良い者の割合	87.9%
通いの場参加者割合(月1回以上)	10.3%
独居者割合	14.9%
ソーシャルキャピタル(助け合い) 得点(210点満点中)	200.0点
高齢者支援センターの認知度	74.4%

「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」の結果から見える傾向

- * 地域のご近所付き合いについて尋ねた設問において、「互いに相談したり日用品を貸し借りするなど、生活面で協力しあっている人がいる」と回答した割合が12圏域中3番目に高くなっている。
- * 災害時一人での避難の可否を尋ねた設問において、「避難できない」と回答した割合が85.4%で12圏域中最も高くなっている。

堺第2圏域



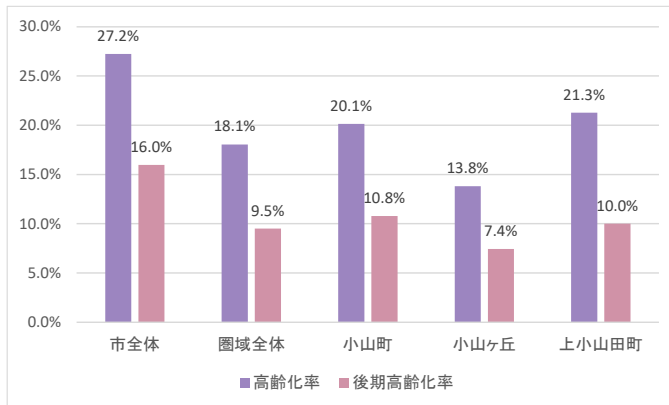
地域の相談窓口

- 【堺第2 高齢者支援センター】
住所：小山ヶ丘 1-2-9（特別養護老人ホーム美郷内）
電話：042-797-0200
- 【小山あんしん相談室】
住所：小山町 2619
電話：042-794-8751



小山子どもクラブ等で活動する
読み聞かせグループ
「さくらんぼ」

高齢化率と後期高齢化率の状況



町田市住民基本台帳(2023年10月1日時点)

「健康とくらしの調査」の結果

幸福感がある者の割合 (8/10点以上)	54.9%
主観的健康感が良い者の割合	84.2%
通いの場参加者割合(月1回以上)	9.7%
独居者割合	14.5%
ソーシャルキャピタル(助け合い) 得点(210点満点中)	195.8点
高齢者支援センターの認知度	75.1%

「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」の結果から見える傾向

- * 今後5年以内に現在の住まいから住み替えたい考えがあるかを尋ねた設問で「いいえ」と回答した割合が91.0%で町田第3圏域と並び12圏域中最も高くなっている。
- * 健康体操やサロンなどの介護予防のための通いの場に月1回以上参加している人の割合が11.8%で12圏域中2番目に低くなっている。

忠生第1圏域



地域の相談窓口

【忠生第1高齢者支援センター】

住所：下小山田町 3580 ふれあい桜館 1階
電話：042-797-8032

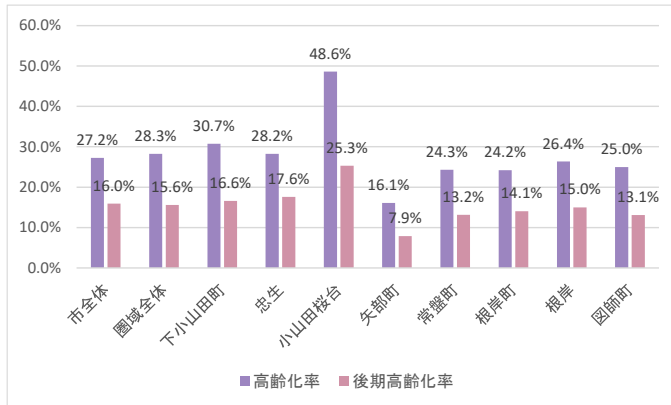
【忠生あんしん相談室】

住所：忠生 3-1-34 もりやハイツⅡ-101号室
電話：042-792-8888



地域の高齢者が中心となって運営する「健康チャレンジフェスタ」

高齢化率と後期高齢化率の状況



町田市住民基本台帳(2023年10月1日時点)

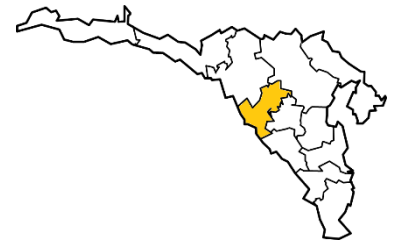
「健康とくらしの調査」の結果

幸福感がある者の割合 (8/10点以上)	50.8%
主観的健康感が良い者の割合	86.6%
通いの場参加者割合(月1回以上)	8.1%
独居者割合	13.4%
ソーシャルキャピタル(助け合い) 得点(210点満点中)	196.2点
高齢者支援センターの認知度	79.1%

「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」の結果から見える傾向

- * 健康体操やサロンなどの介護予防のための通いの場に「月1回以上参加している」割合が16.7%と12圏域中最も高くなっている。
- * 災害時の避難計画の有無を尋ねた設問において、「計画している」と回答した割合が19.7%で12圏域中2番目に低くなっている。

忠生第2圏域



地域の相談窓口

【忠生第2 高齢者支援センター】

住所：山崎町 2200 山崎団地 3-18 棟 101 号（山崎団地名店会内）
電話：042-792-1105

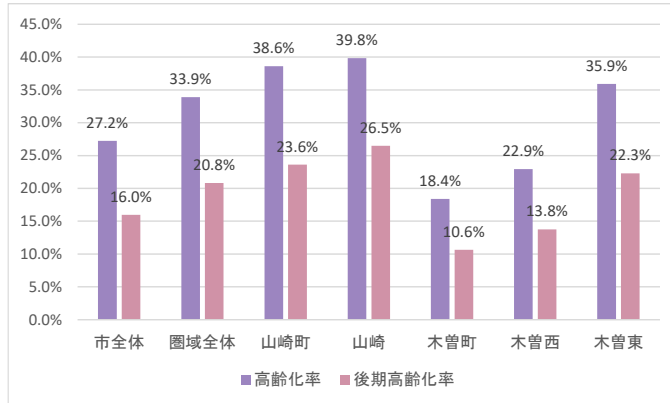
【木曾あんしん相談室】

住所：木曾東 1-34-10 ちひろマンション 101
電話：042-794-7901



地域の活動団体が多数参加する「ニコニコ健康フェスティバル」

高齢化率と後期高齢化率の状況



町田市住民基本台帳(2023年10月1日時点)

「健康とくらしの調査」の結果

幸福感がある者の割合 (8/10点以上)	42.5%
主観的健康感が良い者の割合	83.9%
通いの場参加者割合(月1回以上)	11.2%
独居者割合	32.0%
ソーシャルキャピタル(助け合い) 得点(210点満点中)	195.3点
高齢者支援センターの認知度	77.3%

「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」の結果から見える傾向

- * 災害時一人での避難の可否を尋ねた設問において、「一人で判断し、避難できる」と回答した割合が17.9%で12圏域中最も高くなっている。
- * 日中の独居状況について尋ねた設問において、「よくある」と回答した割合が38.0%で12圏域中最も高くなっている。

鶴川第1圏域



地域の相談窓口

【鶴川第1高齢者支援センター】

住所：薬師台 3-270-1（特別養護老人ホーム第二清風園内）

電話：042-736-6927

【野津田あんしん相談室】

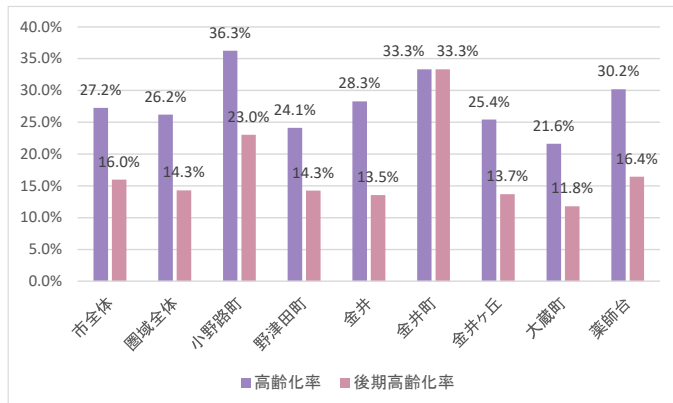
住所：野津田町 831-1

電話：042-708-8964



第二清風園で開催される
多世代交流の場
「ちよいよりカフェ」

高齢化率と後期高齢化率の状況



町田市住民基本台帳(2023年10月1日時点)

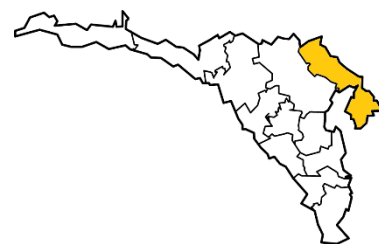
「健康とくらしの調査」の結果

幸福感がある者の割合 (8/10点以上)	51.0%
主観的健康感が良い者の割合	90.7%
通いの場参加者割合(月1回以上)	5.5%
独居者割合	10.5%
ソーシャルキャピタル(助け合い) 得点(210点満点中)	198.2点
高齢者支援センターの認知度	72.2%

「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」の結果から見える傾向

- * 日中の独居状況について尋ねた設問において、「ない」と回答した割合が 32.0%で12圏域中最も高くなっている。
- * 災害時の避難計画の有無を尋ねた設問において、「計画している」と回答した割合が 19.5%で12圏域中最も低くなっている。

鶴川第2圏域



地域の相談窓口

【鶴川第2高齢者支援センター】

住所：能ヶ谷 3-2-1 鶴川地域コミュニティ 1階
電話：042-737-7292

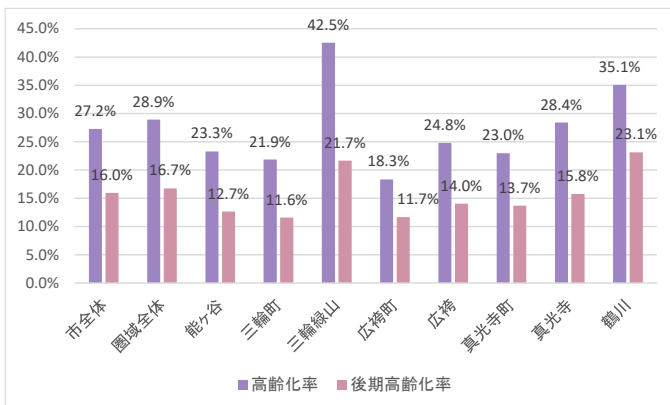
【鶴川あんしん相談室】

住所：鶴川 6-7-2-103
電話：042-718-1223



鶴川市民センターで地区協議会等
が開催している交流イベント
「ハッピーフライデー」

高齢化率と後期高齢化率の状況



町田市住民基本台帳(2023年10月1日時点)

「健康とくらしの調査」の結果

幸福感がある者の割合 (8/10点以上)	55.4%
主観的健康感が良い者の割合	89.8%
通いの場参加者割合(月1回以上)	9.2%
独居者割合	17.2%
ソーシャルキャピタル(助け合い) 得点(210点満点中)	200.1点
高齢者支援センターの認知度	75.1%

「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」の結果から見える傾向

- * 暮らし状況について尋ねた設問において、『悪くない』(「ふつう」+「ややゆとりがある」+「大変ゆとりがある」)と回答した割合が69.2%で12圏域中4番目に高くなっている。
- * 介護や子育て等の困りごとについて尋ねた設問において、「介護の負担」と回答した割合が39.1%で12圏域中最も高くなっている。

町田第1圏域



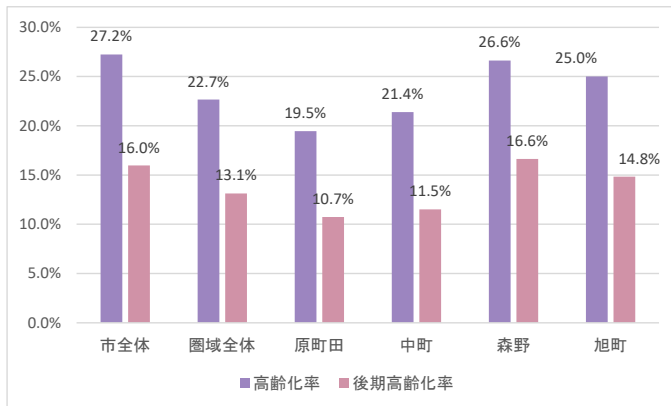
地域の相談窓口

- 【町田第1高齢者支援センター】
住所：森野 4-8-39（特別養護老人ホーム commons 内）
電話：042-728-9215
- 【原町田あんしん相談室】
住所：原町田 4-24-6（せりがや会館 1階）
電話：042-722-8500



都営木曽森野住宅で住民の皆さんと生活課題等を考える「井戸端会議」

高齢化率と後期高齢化率の状況



町田市住民基本台帳(2023年10月1日時点)

「健康とくらしの調査」の結果

幸福感がある者の割合 (8/10点以上)	42.3%
主観的健康感が良い者の割合	85.4%
通いの場参加者割合(月1回以上)	9.9%
独居者割合	23.8%
ソーシャルキャピタル(助け合い) 得点(210点満点中)	192.9点
高齢者支援センターの認知度	76.3%

「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」の結果から見える傾向

- * 健康体操やサロンなどの介護予防のための通いの場に「月1回以上参加している」割合が16.6%と12圏域中2番目に高くなっている。
- * 地域のご近所付き合いについて尋ねた設問において、『近所付き合いがある』(「互いに相談したり日用品を貸し借りするなど、生活面で協力しあっている人がいる」+「日常的に立ち話をする程度の付き合いはしている」)と回答した割合が26.7%で12圏域中最も低くなっている。

町田第2圏域



地域の相談窓口

【町田第2高齢者支援センター】

住所：本町田 2102-1（本町田高齢者在宅サービスセンター内）
電話：042-729-0747

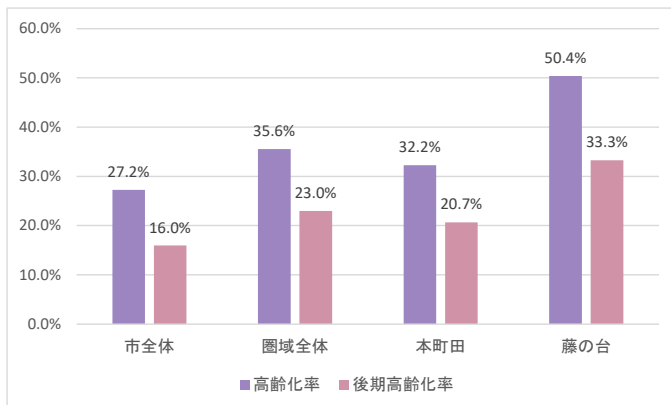
【本町田あんしん相談室】

住所：藤の台 1-1-50-109
電話：042-860-7870



歴史を通じて本町田の魅力を発信するグループ「チーム本町田 1582」

高齢化率と後期高齢化率の状況



町田市住民基本台帳(2023年10月1日時点)

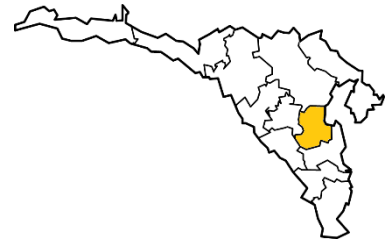
「健康とくらしの調査」の結果

幸福感がある者の割合 (8/10点以上)	45.9%
主観的健康感が良い者の割合	85.0%
通いの場参加者割合(月1回以上)	6.4%
独居者割合	24.0%
ソーシャルキャピタル(助け合い) 得点(210点満点中)	192.7点
高齢者支援センターの認知度	76.4%

「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」の結果から見える傾向

- * 地域のご近所付き合いについて尋ねた設問において、「互いに相談したり日用品を貸し借りするなど、生活面で協力しあっている人がいる」と回答した割合が12圏域中最も高くなっている。
- * 日中の独居状況について尋ねた設問において、「よくある」と回答した割合が34.2%で12圏域中2番目に高くなっている。

町田第3圏域



地域の相談窓口

【町田第3高齢者支援センター】

住所：玉川学園 3-35-1（玉川学園高齢者在宅サービスセンター内）
電話：042-710-3378

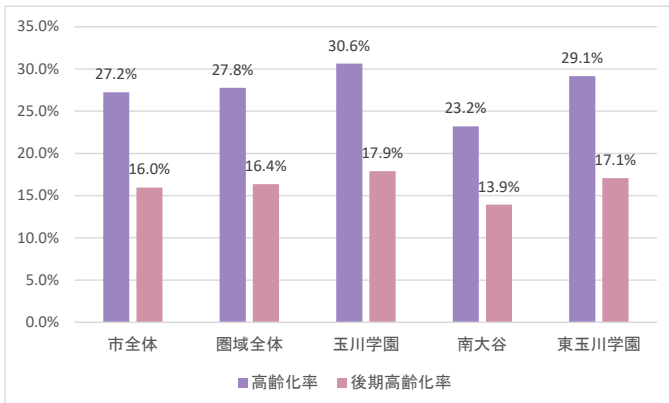
【南大谷あんしん相談室】

住所：南大谷 205-1-2
電話：042-851-8421



玉川学園地区の地域団体と事業所の協働によるお出かけ支援「乗り合いサービスさくら号」

高齢化率と後期高齢化率の状況



町田市住民基本台帳(2023年10月1日時点)

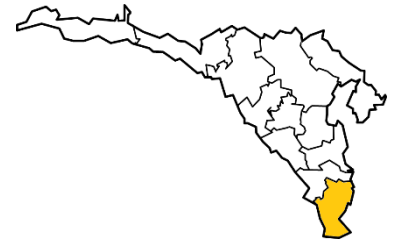
「健康とくらしの調査」の結果

幸福感がある者の割合 (8/10点以上)	55.0%
主観的健康感が良い者の割合	87.2%
通いの場参加者割合(月1回以上)	8.5%
独居者割合	11.3%
ソーシャルキャピタル(助け合い) 得点(210点満点中)	201.9点
高齢者支援センターの認知度	78.0%

「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」の結果から見える傾向

- * 介護保険サービスの満足度(10点満点)を尋ねた設問における回答の平均点が7.0点で12圏域中最も高くなっている。
- * 訪問診療の利用について尋ねた設問で「利用している」と回答した割合が38.0%で12圏域中2番目に高くなっている。

南第1圏域



地域の相談窓口

【南第1高齢者支援センター】

住所：南町田 5-16-1（特別養護老人ホーム芙蓉園内）

電話：042-796-2789

【小川あんしん相談室】

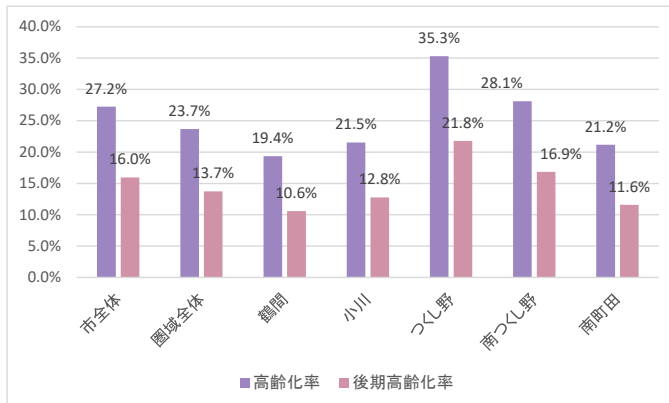
住所：小川 6-1-11

電話：042-812-2127



町谷町内会館を拠点にする
住民主体の多世代交流の場
「小さな縁日。」

高齢化率と後期高齢化率の状況



町田市住民基本台帳(2023年10月1日時点)

「健康とくらしの調査」の結果

幸福感がある者の割合 (8/10点以上)	52.9%
主観的健康感が良い者の割合	87.4%
通いの場参加者割合(月1回以上)	9.4%
独居者割合	14.5%
ソーシャルキャピタル(助け合い) 得点(210点満点中)	198.4点
高齢者支援センターの認知度	70.4%

「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」の結果から見える傾向

- * 健康体操やサロンなどの介護予防のための通いの場に「月1回以上参加している」割合が15.3%と12圏域中3番目に高くなっている。
- * 地域のご近所付き合いについて尋ねた設問において、「全く付き合いをしていない」と回答した割合が19.3%で12圏域中3番目に高くなっている。

南第2圏域



地域の相談窓口

【南第2高齢者支援センター】

住所：金森東 3-18-16 (特別養護老人ホーム合掌苑桂寮内)
電話：042-796-3899

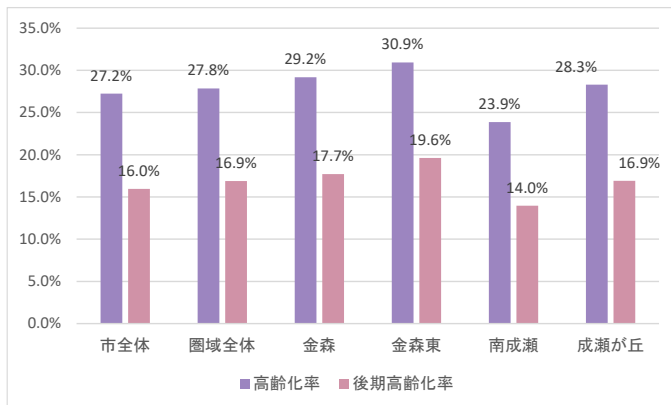
【成瀬が丘あんしん相談室】

住所：成瀬が丘 2-23-4 ベルハイツ成瀬 1-A 号室
電話：042-795-9100



住民主体の多世代交流の場
「東光寺いこいの広場」
～夏祭りでのそうめん流し～

高齢化率と後期高齢化率の状況



町田市住民基本台帳(2023年10月1日時点)

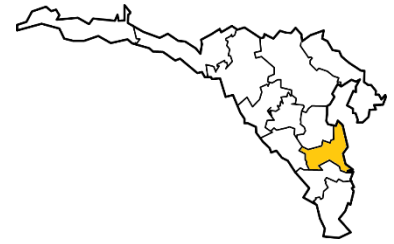
「健康とくらしの調査」の結果

幸福感がある者の割合 (8/10点以上)	48.6%
主観的健康感が良い者の割合	87.6%
通いの場参加者割合(月1回以上)	7.1%
独居者割合	18.1%
ソーシャルキャピタル(助け合い) 得点(210点満点中)	190.8点
高齢者支援センターの認知度	74.2%

「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」の結果から見える傾向

- * 地域のご近所付き合いについて尋ねた設問において、「全く付き合いをしていない」と回答した割合が15.2%で12圏域中2番目に低くなっている。
- * 介護や子育て等の困りごとについて尋ねた設問において、「介護の負担」と回答した割合が37.5%で12圏域中2番目に高くなっている。

南第3圏域



地域の相談窓口

【南第3高齢者支援センター】

住所：西成瀬 2-48-23
電話：042-720-3801

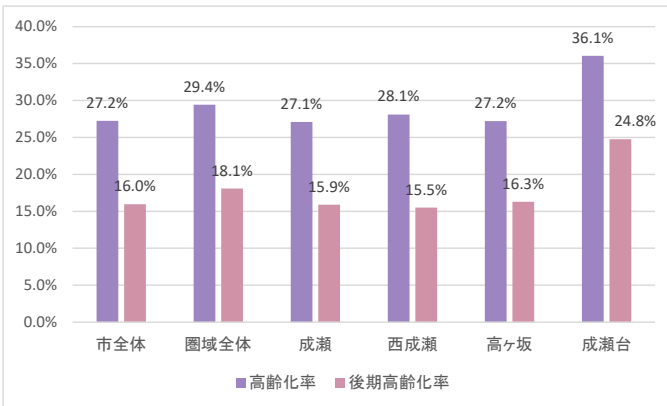
【成瀬台あんしん相談室】

住所：成瀬台 3-8-1
電話：042-732-3239



鞍掛台地区の自治会と事業所の協働による買い物・外出支援「くらちゃん号」

高齢化率と後期高齢化率の状況



町田市住民基本台帳(2023年10月1日時点)

「健康とくらしの調査」の結果

幸福感がある者の割合 (8/10点以上)	54.3%
主観的健康感が良い者の割合	86.3%
通いの場参加者割合(月1回以上)	11.7%
独居者割合	16.0%
ソーシャルキャピタル(助け合い)得点(210点満点中)	200.5点
高齢者支援センターの認知度	80.9%

「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」の結果から見える傾向

- * 訪問診療の利用について尋ねた設問で「利用している」と回答した割合が 42.1%で12圏域中最も高くなっている。
- * 災害時一人での避難の可否を尋ねた設問において、「一人で判断し、避難できる」と回答した割合が 15.0%で12圏域中2番目に高くなっている。

3 参考データ集

(1) 第8期計画の総事業費の分析

① 介護給付費

要介護認定者数の増加に伴い、年々、利用者数が増加していることから、介護給付費も増加傾向にあります。

■1 居宅サービス

	2021年度(実績)	2022年度(実績)	2023年度(見込)
訪問介護	25.8億円	27.2億円	32.4億円
訪問入浴介護	2.2億円	2.3億円	2.5億円
訪問看護	14.1億円	15.1億円	17.0億円
訪問リハビリテーション	0.7億円	0.8億円	1.1億円
居宅療養管理指導	7.3億円	8.0億円	9.1億円
通所介護	34.2億円	35.7億円	39.7億円
通所リハビリテーション	4.2億円	4.1億円	4.1億円
短期入所生活介護	8.7億円	8.6億円	9.3億円
短期入所療養介護	0.4億円	0.4億円	0.4億円
福祉用具貸与	10.1億円	10.6億円	11.3億円
特定福祉用具購入	0.3億円	0.4億円	0.4億円
住宅改修	0.6億円	0.6億円	0.8億円
特定施設入居者生活介護	31.3億円	34.1億円	37.1億円

■2 地域密着型サービス

	2021年度(実績)	2022年度(実績)	2023年度(見込)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0.7億円	1.1億円	1.7億円
夜間対応型訪問介護	335万円	383万円	347万円
地域密着型通所介護	10.0億円	10.9億円	11.6億円
認知症対応型通所介護	7.4億円	7.2億円	7.6億円
小規模多機能型居宅介護	2.4億円	2.5億円	2.6億円
認知症対応型共同生活介護	13.3億円	13.7億円	14.0億円
地域密着型介護老人福祉施設	0.8億円	0.8億円	0.8億円
看護小規模多機能型居宅介護	1.3億円	1.5億円	1.6億円

■3 施設サービス

	2021年度(実績)	2022年度(実績)	2023年度(見込)
介護老人福祉施設	70.1億円	70.6億円	74.6億円
介護老人保健施設	22.1億円	22.2億円	24.0億円
介護医療院・介護療養型医療施設*	5.5億円	5.7億円	5.8億円

■4 居宅介護支援

	2021年度(実績)	2022年度(実績)	2023年度(見込)
居宅介護支援	17.6億円	17.9億円	18.5億円

② 予防給付費

要支援認定者数の増加に伴い、年々、利用者数が増加していることから、予防給付費も増加傾向にあります。

■1 介護予防サービス

	2021年度(実績)	2022年度(実績)	2023年度(見込)
介護予防訪問入浴介護	2万円	20万円	53万円
介護予防訪問看護	1.1億円	1.2億円	1.4億円
介護予防訪問リハビリテーション	595万円	680万円	825万円
介護予防居宅療養管理指導	0.5億円	0.5億円	0.5億円
介護予防通所リハビリテーション	0.8億円	0.8億円	0.9億円
介護予防短期入所生活介護	615万円	580万円	827万円
介護予防短期入所療養介護	0円	27万円	0円
介護予防福祉用具貸与	0.8億円	0.9億円	1.0億円
特定介護予防福祉用具購入	798万円	787万円	912万円
介護予防住宅改修	0.5億円	0.5億円	0.6億円
介護予防特定施設入居者生活介護	1.4億円	1.3億円	1.2億円

■2 地域密着型介護予防サービス

	2021年度(実績)	2022年度(実績)	2023年度(見込)
介護予防認知症対応型通所介護	277万円	296万円	300万円
介護予防小規模多機能型居宅介護	303万円	213万円	336万円
介護予防認知症対応型共同生活介護	434万円	378万円	849万円

■3 介護予防支援

	2021年度(実績)	2022年度(実績)	2023年度(見込)
介護予防支援	1.0億円	1.1億円	1.2億円

③ その他経費

要介護・要支援認定者数の増加に伴い、年々、利用者数が増加していることから、その他経費も増加傾向にあります。

ただし、2021年8月から自己負担額を軽減する制度の基準が変更となったため、2021年度から2022年度にかけて特定入所者介護(予防)サービス費*及び高額介護(予防)サービス費*は減少しています。

	2021年度(実績)	2022年度(実績)	2023年度(見込)
特定入所者介護(予防)サービス費	6.4億円	5.3億円	5.6億円
高額介護(予防)サービス費	9.1億円	8.9億円	10.1億円
高額医療合算介護(予防)サービス費*	1.4億円	1.5億円	1.7億円
算定対象審査支払手数料*	0.4億円	0.4億円	0.4億円

④ 地域支援事業費

高齢者人口の増加に伴い、年々、各事業対象者数が増加していることから、地域支援事業費も増加傾向にあります。

■1 介護予防・日常生活支援総合事業費

	2021年度(実績)	2022年度(実績)	2023年度(見込)
訪問型介護相当サービス	1.4億円	1.4億円	1.5億円
訪問型サービスA	0.5億円	0.5億円	0.6億円
訪問型サービスC	84万円	116万円	254万円
通所型介護相当サービス	4.5億円	5.0億円	5.4億円
通所型サービスA	0.9億円	0.9億円	1.0億円
通所型サービスC	1,144万円	1,336万円	1,708万円
介護予防ケアマネジメント	1.1億円	1.1億円	1.3億円
介護予防普及啓発事業	296万円	515万円	579万円
地域介護予防活動支援事業	8,629万円	9,253万円	1億177万円
一般介護予防事業評価事業	0円	704万円	440万円
地域リハビリテーション活動支援事業	104万円	299万円	383万円
上記以外の 介護予防・日常生活支援総合事業	669万円	730万円	592万円

■2 包括的支援事業費

	2021 年度(実績)	2022 年度(実績)	2023 年度(見込)
地域包括支援センターの運営	6億 1,950 万円	6億 2,860 万円	6億 3,454 万円
在宅医療・介護連携推進事業	1,266 万円	1,265 万円	1,266 万円
生活支援体制整備事業	7,472 万円	7,640 万円	7,979 万円
認知症初期集中支援推進事業	535 万円	723 万円	976 万円
認知症地域支援・ケア向上事業	498 万円	503 万円	515 万円
認知症サポーター活動促進 ・地域づくり推進事業	0 円	368 万円	403 万円

■3 任意事業費

	2021 年度(実績)	2022 年度(実績)	2023 年度(見込)
介護給付等適正化事業	2,219 万円	2,367 万円	2,395 万円
家族介護支援事業	1,258 万円	1,272 万円	1,670 万円
福祉用具・住宅改修支援事業	207 万円	212 万円	227 万円
地域自立生活支援事業	1,903 万円	1,855 万円	2,470 万円
介護サービス相談員派遣等事業	81 万円	126 万円	328 万円

(2) 第9期計画の介護給付等対象サービスの種類ごとの量および地域支援事業の量

① 介護給付費

■1 居宅サービス

回数・利用者数	単位	第8期	第9期			2040年度
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
訪問介護	回	996,941	1,006,530	1,056,180	1,093,409	1,375,636
	人	41,731	42,132	43,764	45,144	55,404
訪問入浴介護	回	18,545	18,802	19,504	19,727	23,701
	人	3,823	3,876	4,020	4,068	4,872
訪問看護	回	382,365	390,814	410,274	427,584	525,566
	人	36,337	37,140	38,412	39,480	48,372
訪問リハビリテーション	回	33,661	39,709	44,471	49,343	59,887
	人	2,716	3,204	3,492	3,780	4,584
居宅療養管理指導	人	63,173	64,236	68,628	72,504	89,820
通所介護	回	502,511	517,806	550,483	581,935	707,629
	人	52,323	53,916	57,084	60,144	72,900
通所リハビリテーション	回	48,512	48,619	50,488	52,276	63,245
	人	7,232	7,248	7,440	7,620	9,216
短期入所生活介護	回	96,401	98,236	101,320	103,639	152,419
	人	11,976	12,204	12,552	12,816	15,840
短期入所療養介護	回	3,384	3,410	3,488	3,647	4,447
	人	512	516	528	552	672
福祉用具貸与	人	80,567	80,820	84,816	88,404	107,508
特定福祉用具購入	人	1,293	1,368	1,404	1,440	1,776
住宅改修	人	716	756	804	840	984
特定施設入居者生活介護	人	17,792	18,732	19,416	20,052	28,800

■2 地域密着型サービス

回数・利用者数	単位	第8期	第9期			2040年度
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	920	1,080	1,248	1,404	1,740
夜間対応型訪問介護	人	72	72	72	72	72
地域密着型通所介護	回	152,786	158,162	168,890	179,630	212,556
	人	17,991	18,624	19,800	20,988	24,876
認知症対応型通所介護	回	58,800	60,895	62,778	64,063	79,879
	人	5,585	5,784	5,964	6,084	7,584
小規模多機能型居宅介護	人	1,252	1,356	1,416	1,488	1,848
認知症対応型共同生活介護	人	4,995	5,040	5,256	5,904	8,484
地域密着型介護老人福祉施設	人	240	240	240	240	240
看護小規模多機能型居宅介護	人	625	720	780	852	1,080

■3 施設サービス

利用者数	単位	第8期	第9期			2040年度
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
介護老人福祉施設	人	26,246	27,252	28,200	29,220	39,864
介護老人保健施設	人	7,786	8,040	8,316	8,700	13,824
介護医療院	人	1,399	1,500	1,524	1,572	2,340
介護療養型医療施設	人	0	—	—	—	—

■4 居宅介護支援

利用者数	単位	第8期	第9期			2040年度
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
居宅介護支援	人	118,999	119,004	122,868	126,204	153,672

～ 慢性期療養病床の介護保険施設等への転換に伴う追加的需要 ～

国が進める医療と介護の一体的な改革により、2025年度までに慢性期の療養病床を介護保険施設等へ転換していくことに伴い、介護保険サービスに追加的需要が発生します。市では、この追加的需要について、東京都の地域医療構想との整合性を図り、下記のとおり見込んでいます。

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)	27人
在宅療養(訪問介護、訪問看護)	52人
合計	79人

② 予防給付費

■1 介護予防サービス

回数・利用者数	単位	第8期	第9期			2040年度
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
介護予防訪問入浴介護	回	32	96	96	96	96
	人	12	36	36	36	36
介護予防訪問看護	回	33,357	35,045	36,302	37,717	43,942
	人	4,980	5,232	5,424	5,640	6,552
介護予防訪問リハビリテーション	回	2,893	2,914	2,952	3,252	3,641
	人	274	276	276	300	336
介護予防居宅療養管理指導	人	3,917	4,152	4,320	4,512	5,208
介護予防通所リハビリテーション	人	2,910	3,204	3,348	3,516	4,044
介護予防短期入所生活介護	回	1,035	1,146	1,207	1,256	1,363
	人	195	216	216	216	252
介護予防短期入所療養介護	回	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人	19,156	20,652	22,860	24,468	37,428
特定介護予防福祉用具購入	人	330	348	360	372	420
介護予防住宅改修	人	497	504	516	528	612
介護予防特定施設入居者生活介護	人	1,743	1,824	1,860	1,896	2,172

■2 地域密着型介護予防サービス

利用者数	単位	第8期	第9期			2040年度
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
介護予防認知症対応型通所介護	人	48	48	48	48	48
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	34	48	48	48	48
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	17	36	36	36	36

■3 介護予防支援

利用者数	単位	第8期	第9期			2040年度
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
介護予防支援	人	23,999	25,332	26,904	28,584	33,108

③ 地域支援事業費

■1 介護予防・日常生活支援総合事業費

利用者数	単位	第8期	第9期			2040年度
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
訪問型介護相当サービス	人	8,344	9,456	10,308	11,172	34,476
訪問型サービスA	人	3,320	4,152	4,524	4,896	14,796
訪問型サービスC	人	86	174	174	174	174
通所型介護相当サービス	人	22,590	22,872	24,924	27,024	83,868
通所型サービスA	人	5,177	5,316	5,796	6,276	19,116
通所型サービスC	人	86	174	174	174	174
介護予防ケアマネジメント	人	23,603	26,988	29,412	31,872	98,124

■2 包括的支援事業費

	単位	第8期	第9期			2040年度
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
地域包括支援センターの運営	箇所	13	13	13	13	13
在宅医療・介護連携推進事業	回数	3	3	3	3	3
生活支援体制整備事業	人	13	13	13	13	13
認知症初期集中支援推進事業	回	96	96	96	96	96
認知症地域支援・ケア向上事業	箇所	22	28	34	40	40
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	人	1	1	1	1	1

- ※ 地域包括支援センターの運営 : 地域包括支援センター設置数箇所
- ※ 在宅医療・介護連携推進事業 : 町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会開催回数
- ※ 生活支援体制整備事業 : 生活支援コーディネーター人数
- ※ 認知症初期集中支援推進事業 : 認知症初期集中支援チーム訪問回数
- ※ 認知症地域支援・ケア向上事業 : 市内のDカフェ開催箇所数
- ※ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 : チームオレンジコーディネーター人数

■3 任意事業費

	単位	第8期	第9期			2040年度
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
任意事業管理事務	回	0	1	1	1	1
介護給付等適正化事業	回	5	5	5	5	5
家族介護支援事業	人	1,234	1,276	1,319	1,364	2,178
福祉用具・住宅改修支援事業	件	180	190	200	210	315
地域自立生活支援事業	件	10	10	10	10	10
介護サービス相談員派遣等事業	施設	25	36	36	36	36

- ※ 任意事業管理事務 : 介護予防ケアマネジメント研修会実施回数
- ※ 介護給付等適正化事業 : 認定調査員新任研修の開催回数
- ※ 家族介護支援事業 : 在宅高齢者紙おむつ支給事業の支給人数
- ※ 福祉用具・住宅改修支援事業 : 住宅改修・福祉用具アドバイザーの派遣件数
- ※ 地域自立生活支援事業 : 緊急事務管理の件数
- ※ 介護サービス相談員派遣等事業 : 介護サービス相談員の訪問施設数

(3)第9期計画の総事業費の内訳

① 介護給付費

単位:千円

	第8期	第9期			2040年度
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
居宅サービス	16,525,657	16,988,800	17,872,702	18,627,106	24,012,902
訪問介護	3,241,611	3,254,657	3,418,453	3,538,091	4,447,812
訪問入浴介護	250,979	254,882	264,756	267,759	321,880
訪問看護	1,696,779	1,769,574	1,860,278	1,937,501	2,387,913
訪問リハビリテーション	108,250	121,326	136,000	150,865	183,100
居宅療養管理指導	913,860	943,055	1,008,521	1,064,647	1,321,362
通所介護	3,973,703	4,095,648	4,373,872	4,631,756	5,666,000
通所リハビリテーション	406,873	416,345	434,214	450,336	547,343
短期入所生活介護	931,638	933,707	964,988	986,841	1,454,027
短期入所療養介護	41,116	42,091	43,210	45,157	55,218
福祉用具貸与	1,127,954	1,130,531	1,185,957	1,231,984	1,510,666
特定福祉用具購入	41,852	47,582	49,090	50,272	62,623
住宅改修	78,825	89,184	94,839	98,896	116,303
特定施設入居者生活介護	3,712,217	3,890,218	4,038,524	4,173,001	5,938,655
地域密着型サービス	4,002,866	4,163,837	4,399,755	4,741,449	6,125,267
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	168,001	180,924	210,089	235,536	296,849
夜間対応型訪問介護	3,474	3,540	3,544	3,544	3,544
地域密着型通所介護	1,163,222	1,264,004	1,356,065	1,444,227	1,700,961
認知症対応型通所介護	760,085	767,274	792,355	808,542	1,012,176
小規模多機能型居宅介護	263,384	272,374	283,053	295,224	373,279
認知症対応型共同生活介護	1,402,553	1,414,381	1,475,969	1,656,824	2,379,780
地域密着型特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	81,126	81,486	81,589	81,589	81,589
看護小規模多機能型居宅介護	161,021	179,854	197,091	215,963	277,089
施設サービス	10,434,141	10,660,779	11,035,802	11,456,258	16,285,160
介護老人福祉施設	7,462,136	7,633,005	7,908,885	8,195,190	11,186,162
介護老人保健施設	2,395,101	2,435,163	2,523,988	2,639,004	4,172,614
介護医療院	576,904	592,611	602,929	622,064	926,384
介護療養型医療施設	0	—	—	—	—
居宅介護支援	1,852,346	1,901,809	1,966,986	2,019,898	2,466,690
介護給付費の合計	32,815,010	33,715,225	35,275,245	36,844,711	48,890,019

② 予防給付費

単位:千円

	第8期	第9期			2040年度
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
介護予防サービス	590,942	632,270	661,634	689,223	844,436
介護予防訪問入浴介護	528	904	905	905	905
介護予防訪問看護	135,263	141,012	146,264	151,972	177,021
介護予防訪問リハビリテーション	8,250	8,354	8,474	9,333	10,451
介護予防居宅療養管理指導	52,127	55,732	58,060	60,641	69,993
介護予防通所リハビリテーション	89,843	97,441	102,058	107,104	123,977
介護予防短期入所生活介護	8,272	8,632	9,088	9,452	10,249
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	102,546	109,971	121,766	130,075	198,679
特定介護予防福祉用具購入	9,118	11,607	11,998	12,407	14,006
介護予防住宅改修	64,590	69,398	71,007	72,689	84,169
介護予防特定施設入居者生活介護	120,405	129,219	132,014	134,645	154,986
地域密着型介護予防サービス	14,845	15,833	15,854	15,854	15,854
介護予防認知症対応型通所介護	3,003	3,051	3,055	3,055	3,055
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,355	3,413	3,418	3,418	3,418
介護予防認知症対応型共同生活介護	8,487	9,369	9,381	9,381	9,381
介護予防支援	122,149	131,191	139,506	148,215	171,685
予防給付費の合計	727,936	779,294	816,994	853,292	1,031,975

③ その他経費

単位:千円

	第8期	第9期			2040年度
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
特定入所者介護(予防)サービス費	562,320	573,554	593,546	615,615	866,167
高額介護(予防)サービス費	1,012,876	1,053,489	1,084,630	1,134,006	1,510,263
高額医療合算介護(予防)サービス費	170,643	185,918	191,072	200,051	266,428
算定対象審査支払手数料	39,629	40,448	42,442	44,285	55,437
その他経費の合計	1,785,468	1,853,409	1,911,690	1,993,957	2,698,295

④ 地域支援事業費

単位:千円

	第8期	第9期			2040年度
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,123,572	1,221,159	1,319,863	1,413,583	1,605,788
訪問型介護相当サービス	154,229	162,606	177,257	192,114	221,416
訪問型サービスA	57,044	57,556	62,712	67,869	78,349
訪問型サービスC	2,537	5,251	5,251	5,251	5,251
通所型介護相当サービス	539,643	585,867	638,429	692,220	797,959
通所型サービスA	102,743	105,007	114,489	123,970	142,933
通所型サービスC	17,078	28,639	28,639	28,639	28,639
介護予防ケアマネジメント	128,589	135,183	147,325	159,647	184,051
介護予防普及啓発事業	5,793	6,301	6,302	6,302	6,302
地域介護予防活動支援事業	101,769	117,506	117,610	117,610	117,610
一般介護予防事業評価事業	4,396	3,000	7,000	4,500	7,000
地域リハビリテーション活動支援事業	3,830	7,554	7,554	7,554	7,554
上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	5,921	6,689	7,295	7,907	8,724
包括的支援事業費	745,926	751,451	791,131	802,531	884,245
地域包括支援センターの運営	634,540	634,953	669,940	681,340	761,140
在宅医療・介護連携推進事業	12,659	18,784	18,784	18,784	18,784
生活支援体制整備事業	79,788	79,159	79,159	79,159	79,159
認知症初期集中支援推進事業	9,757	9,757	9,757	9,757	9,757
認知症地域支援・ケア向上事業	5,153	3,569	8,262	8,262	10,176
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	4,029	5,229	5,229	5,229	5,229
任意事業費	70,897	73,548	74,787	76,365	93,103
任意事業管理事務	0	144	144	144	144
介護給付等適正化事業	23,945	24,792	25,307	25,822	25,822
家族介護支援事業	16,703	17,136	17,566	18,009	25,804
福祉用具・住宅改修支援事業	2,265	2,927	3,000	3,132	3,816
地域自立生活支援事業	24,702	23,185	23,662	24,150	32,409
介護サービス相談員派遣等事業	3,282	5,364	5,108	5,108	5,108
地域支援事業費の合計	1,940,395	2,046,158	2,185,781	2,292,479	2,583,136

⑤ 総事業費

単位:千円

	第8期	第9期			2040年度
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
総事業費	37,268,809	38,394,086	40,189,710	41,984,439	55,203,425
標準給付費	35,328,414	36,347,928	38,003,929	39,691,960	52,620,289
総給付費	33,542,946	34,494,519	36,092,239	37,698,003	49,921,994
介護給付費	32,815,010	33,715,225	35,275,245	36,844,711	48,890,019
予防給付費	727,936	779,294	816,994	853,292	1,031,975
その他経費	1,785,468	1,853,409	1,911,690	1,993,957	2,698,295
地域支援事業費	1,940,395	2,046,158	2,185,781	2,292,479	2,583,136
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,123,572	1,221,159	1,319,863	1,413,583	1,605,788
包括的支援事業費	745,926	751,451	791,131	802,531	884,245
任意事業費	70,897	73,548	74,787	76,365	93,103

(4)リハビリテーションサービスに関するデータ分析

リハビリテーションサービスの提供は、「介護老人保健施設」、「通所リハビリテーション」、「訪問リハビリテーション」で行われています。

認定者 1 万人あたりのリハビリテーションサービス提供事業所数は、いずれのサービスも都内平均及び全国平均を下回っています。

また、認定者の利用率についても同様に、都内平均及び全国平均を下回っています。

各サービスの平均稼働率は、「介護老人保健施設」は 90.3%と高い一方、「通所リハビリテーション」は 65.8%と低調となっています。

以上から、リハビリテーションサービスの利用率を上昇させることを目標とし、都内平均及び全国平均に比べて、町田市の利用率が低調である原因の究明及びその解消に努めます。

リハビリテーションサービス提供事業所数(認定者1万人あたり)(2022年)

	町田市	都内平均	全国平均
介護老人保健施設	2.60	3.20	6.22
通所リハビリテーション	7.37	6.45	12.20
訪問リハビリテーション	4.34	6.46	8.54

出典

○地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省「介護保険総合データベース」及び厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報より）

リハビリテーションサービス利用率

単位:%

	町田市			東京都内			全国平均		
	2020年	2021年	2022年	2020年	2021年	2022年	2020年	2021年	2022年
介護老人保健施設	2.83	2.81	2.70	3.55	3.44	3.34	5.26	5.14	5.05
通所リハビリテーション	3.45	3.65	3.62	4.70	4.70	4.72	8.64	8.57	8.50
訪問リハビリテーション	0.75	0.84	0.92	1.56	1.67	1.67	1.80	1.93	2.01

出典

○地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省「介護保険総合データベース」及び厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報より）

リハビリテーションサービスの稼働率

	稼働率(%)
介護老人保健施設	90.3
通所リハビリテーション	65.8

出典

○介護老人保健施設:町田市介護老人保健施設入所状況調査(2023年10月実施)

○通所リハビリテーション:高齢者の福祉や介護に関する調査(事業所調査)(2022年度実施)

(5) 調整済み認定率・受給率・受給者1人あたり給付月額(地域差分析)

【図7-1】を見ると、町田市の調整済み認定率*は、全国・南多摩圏域*平均と比較すると高く、東京都平均と比較すると低くなっています。また、町田市の受給率と受給者1人あたりの給付月額は、全国・東京都平均と比較すると低く、南多摩圏域平均と比較すると高くなっています。

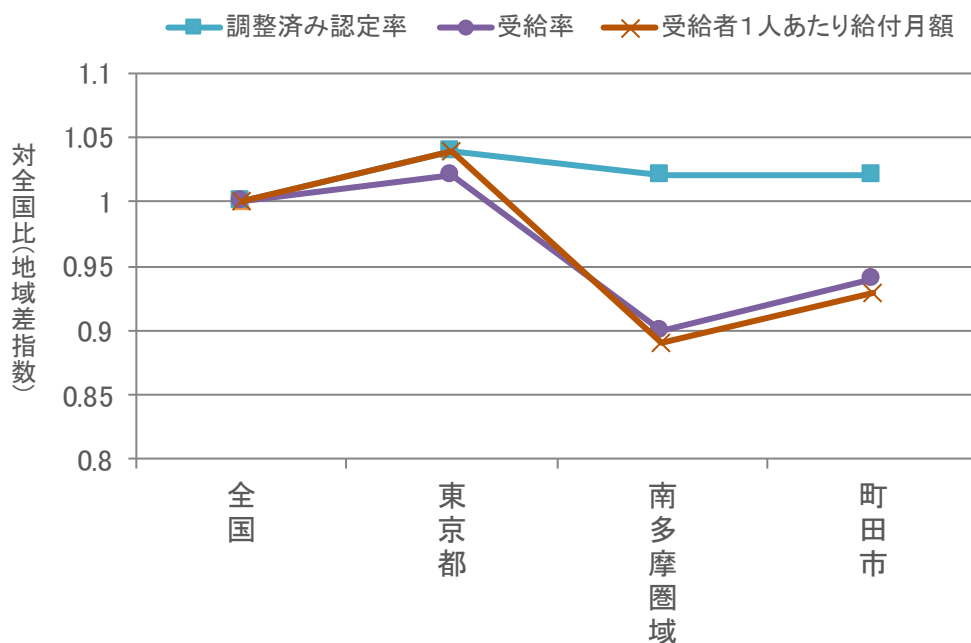
一方、【図7-2】において、町田市は、調整済み認定率・受給率・受給者1人あたり給付月額のいずれも、全国との差は0.1未満となっています。また、他の地域と比較しても、大きな差はありません。

今後も、他の地域と比較しつつ分析を行い、町田市における保険給付等の動向やその特徴の把握に努めます。また、「町田市介護給付適正化計画(2024年度～2026年度)」を推進することで、地域の実情に応じ、効果的・効率的に介護給付の適正化を図ります。

【図7-1】調整済み認定率、受給率、受給者1人あたり給付月額(2021年)

	全国	東京都	南多摩	町田市
調整済み認定率	18.9%	19.7%	19.2%	19.3%
受給率(施設サービス)	2.8%	2.4%	2.4%	2.5%
受給率(居住系サービス)	1.4%	2.0%	1.5%	1.7%
受給率(在宅サービス)	10.5%	10.6%	9.6%	9.9%
受給者1人あたり給付月額(在宅サービス)	119,152円	124,059円	114,129円	116,883円

【図7-2】地域差指数(調整済み認定率・受給率・受給者1人あたり給付月額)(2021年)



※ 「地域差指数」とは、各対象地域の数値を全国の数値で除した数値、つまり、全国を1とした場合の各対象地域との差を表したものの。

(6)前プランにおける基本目標・基本施策の評価指標中間報告結果(※1)

基本目標		成果指標	現状値 (2019年度)	目標 2025年度	中間確認 (2023年度)	指標の説明
I 地域とつながり、いきいきと暮らしている		75歳～79歳の介護保険認定率	13.0%	↘	12.6%	75歳～79歳の第1号被保険者数に占める要介護・要支援認定者数の割合
基本施策	1 地域活躍と生きがい・健康づくりの推進	地域活動参加率	前期: 71.0% 後期: 58.8%	↗	前期: 70.5% 後期: 56.6%	「健康とくらしの調査」において、何らかの地域活動に月1回以上参加の一般高齢者の割合
	2 地域ネットワークの充実	高齢者支援センターを困りごとの相談先としている方の割合	10.9%	↗	11.2%	「健康とくらしの調査」において、高齢者支援センターを困りごとの相談先としている一般高齢者の割合
II 支援が必要になって、支え合いにより住み慣れた地域で生活できている		在宅維持率	78.2%	↗	83.7%	在宅サービス(※2)受給者のうち、1年後も在宅サービスを受給している人の割合
基本施策	3 日常生活支援の推進	日常生活や健康のために必要なことが、行政・民間サービスにより提供されていると思う方の割合	45.8%	↗	41.6%	「健康とくらしの調査」において、日常生活や健康のために必要なことが、行政や民間のサービスによって概ね提供されていると思う方の割合
	4 認知症とともに生きるまちづくりの推進	認知症になっても身近な人の助けを借りながら自宅で生活を続けたいと思う方の割合	52.3%	↗	54.2%	「健康とくらしの調査」において、認知症になった時に「身近な人の助けを借りながら自宅で生活を続けたいと思う」、または「やや思う」と回答した方の割合
	5 在宅療養を支える医療・介護連携の推進	在宅療養について希望するし実現可能だと思う方の割合	28.3%	↗	31.7%	「健康とくらしの調査」において、在宅療養について「希望するし実現可能だと思う」と回答した一般高齢者の割合
	6 家族介護者の支援と高齢者の権利擁護	家族介護による家族の精神的・肉体的負担に不安を感じる方の割合	64.4%	↘	62.0%	「市民ニーズ調査(高齢者の福祉や介護に関する調査)」で、在宅療養における家族の負担(肉体的・精神的)に不安を感じている要介護1～5の方の割合
III よりよい介護サービスを安心して利用し続けることができる		要介護重度認定率	6.3%	↘	6.3%	地域包括ケア「見える化」システムの「調整済み重度認定率」(第1号被保険者数に占める要介護3～5認定者数の割合)
基本施策	7 住まいの選択肢の充実とサービス基盤・人的基盤の整備	介護職員離職率	18.8%	↘	15.0%	「介護保険事業所介護職員雇用動向調査」(町田市介護人材開発センター)における介護職員離職率
	8 介護保険サービスの効率的な提供と品質向上	介護保険サービス満足度	60.0%	↗	参考値(※3) 50.7%	「町田市市民意識調査」における「介護保険サービスに対する満足度」(満足している/やや満足している)の割合

※1 2023年度第1回町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会資料より

※2 有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームを除く居宅サービス。

※3 基本施策8(介護保険サービスの効率的な提供と品質向上)の成果指標(介護サービス満足度)については、算出元である「町田市市民意識調査」の設問の見直しが行われたことから、これに代わり「高齢者の福祉や介護に関する調査ー市民ニーズ調査ー」における類似設問の回答結果より算出している。

4 町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会委員名簿

◎会長 ○職務代理

計 16 名 敬称略

	氏名	分野	所属等
1	◎長田 久雄	学識経験者	桜美林大学 特任教授
2	○金 美辰	学識経験者	大妻女子大学 人間関係学部 人間福祉学科 教授
3	今井 幸充	学識経験者	医療法人社団 翠会 和光病院 院長
4	五十子 桂祐	保健医療関係団体代表	一般社団法人町田市医師会
5	松崎 重憲	保健医療関係団体代表	公益社団法人東京都町田市歯科医師会
6	井上 俊	保健医療関係団体代表	一般社団法人町田市薬剤師会
7	岡根 浩太郎	福祉関係団体代表	町田市高齢者支援センター連絡会
8	花岡 道悦	福祉関係団体代表	一般社団法人町田市介護サービスネットワーク
9	齋藤 秀和	福祉関係団体代表	町田市ケアマネジャー連絡会
10	渡辺 綱市	福祉関係団体代表	町田市民生委員児童委員協議会
11	叶内 昌志	福祉関係団体代表	社会福祉法人町田市社会福祉協議会
12	中村 清史	地域関係団体代表	町田市町内会自治会連合会
13	小澤 和夫	地域関係団体代表	町田市老人クラブ連合会
14	渡邊 和司	公募市民	公募市民
15	西澤 久美	公募市民	公募市民
16	内堀 章子	公募市民	公募市民

5 関係会議の開催経過

(1) 町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会

	開催日	主な検討内容
第1回	2023年 5月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 24-26」策定スケジュールについて ○「町田市いきいき長寿プラン 21-23」の 2022 年度進捗状況評価について ○「町田市いきいき長寿プラン 21-23」に掲載した成果指標の中間報告について ○地域ケア会議からの課題抽出について ○町田市の高齢化等の状況について
第2回	7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 24-26」素案について ○いきいきプロジェクトについて
第3回	8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○いきいきプロジェクトについて ○「町田市いきいき長寿プラン 21-23」における 2022 年度の介護保険事業の総事業費等について ○第 9 期(2024 年度～2026 年度)介護保険料の基準額について
第4回	9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 24-26」における介護施設等の整備について ○「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 24-26」素案について
第5回	11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○「町田市いきいき長寿プラン 21-23」の進捗評価について ○「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 24-26」素案について ○パブリックコメントの実施について
第6回	2024年 2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 24-26」答申案について ○パブリックコメントの実施結果について

(2) 町田市地域包括支援センター運営協議会

	開催日	主な検討内容
第1回	2023年 6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○2023年度地域包括支援センター重点事業計画書について ○地域包括支援センターのあり方(センター業務)の検討の実施について ○介護予防給付に係るマネジメント業務の新規委託事業所について ○2023年度地域包括支援センター運営事業評価について
第2回	11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○2022年度地域包括支援センター決算報告について ○全国統一評価指標による地域包括支援センターの事業評価について ○地域包括支援センターのあり方(センター業務)の検討の実施報告について ○介護予防給付に係るマネジメント業務の新規委託事業所について ○成瀬あんしん相談室の事業所の移転について
第3回	2024年 3月7日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ○2023年度町田市地域包括支援センター事業報告について ○介護予防給付に係るマネジメント業務の新規委託事業所について ○2023年度町田市地域包括支援センター事業評価について ○2023年度町田市地域包括支援センター収支予算について ○2024年度町田市地域包括支援センター運営業務委託仕様書(案)について ○町田市地域包括支援センター運営方針(案)について

(3) 町田市認知症施策推進協議会

	開催日	主な検討内容
第1回	2023年 7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○2022年度町田市認知症施策実績について ○2023年度町田市認知症施策に係る計画について ○「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 24-26」の策定について ○認知症の人やその家族の視点を重視した取組の推進について ○認知症の人の家族等を対象にした施策について
第2回	2024年 2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○2023年度町田市認知症施策の実績について ○「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 24-26」における認知症施策について ○2024年度町田市認知症施策に係る計画について ○2024年度新規事業について

(4) 町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会

	開催日	主な検討内容
第1回	2023年 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○2022年度町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト活動報告 ○医療と介護の連携支援センター・2022年度実績について ○町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト実施方針 (2023年度～2025年度)について ○医療と介護の資源マップ情報更新について ○第19回多職種連携研修会開催報告について ○救急医療情報キット部会について ○町プロ多職種連携ツールアンケート集計結果の報告について ○地域ケア推進会議について ○患者や利用者等からのハラスメント相談窓口事業について ○2023年度多職種連携研修会について ○町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会設置要項の 改正について ○お家でできるトレーニング(家トレ)について
第2回	10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○第20回多職種連携研修会開催結果について ○救急医療情報キット部会の検討状況について ○「お家でできるトレーニング(家トレ)」の状況報告について ○町田市患者や利用者等からのハラスメント相談窓口事業の研修会実施 について ○地域ケア推進会議について ○第21回、第22回多職種連携研修会について
第3回	2024年 2月15日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ○医療と介護の資源マップ情報更新のお願いについて ○町田市患者や利用者等からのハラスメント相談窓口事業の研修会実施 結果について ○第21回多職種連携研修会の開催結果について ○第22回多職種連携研修会の開催について ○町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会における 地域ケア会議のあり方について ○地域ケア会議について ○救急医療情報キットの見直しについて ○町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト実施方針 (2024年度～2026年度)(案)について

(5) 町田市支え合い連絡会

	開催日	主な検討内容
第1回	2024年 1月4日	○町田市支え合い連絡会の概要について ○移動販売を取り巻く町田市の状況について ○町田市における移動販売のあり方・取組方について

(6) 町田市地域密着型サービス運営委員会

	開催日	主な検討内容
第1回	2023年 7月24日	○町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定にむけて ○次期計画(2024年度～2026年度)における地域密着型サービス事業所の整備の方向性について
第2回	10月10日	○「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 24-26」における介護施設等の整備について ○「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 24-26(素案)」について
第3回	2024年 2月29日 (予定)	○町田市指定地域密着型(介護予防)サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について ○「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 24-26」の答申について

6 グラフデータ出典一覧

図番号	掲載ページ	出典
図 2-1	P8	2020年:町田市住民基本台帳(2020年10月1日実績) 2025年以降:町田市将来人口推計(2021年10月公表)を各年10月1日時点で補正
図 2-2	P8	【国】 国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計)表1-1 出生中位(死亡中位)推計(各年10月1日時点) 【都】 東京都「未来の東京」戦略 version up 2023(2023年1月公表)(各年10月1日) 【市】 2020年:町田市住民基本台帳(2020年10月1日実績) 2025年以降:町田市将来人口推計(2021年10月公表)を各年10月1日時点で補正
図 2-3	P9	2020年:町田市住民基本台帳(2020年10月1日実績) 2025年以降:町田市将来人口推計(2021年10月公表)を各年10月1日時点で補正
図 2-4	P9	2020年:町田市住民基本台帳(2020年10月1日実績) 2025年以降:町田市将来人口推計(2021年10月公表)を各年10月1日時点で補正
図 2-5	P10	2015年~2022年:町田市介護保険情報(各年10月1日) 2023年以降:町田市介護保険課による最新推計(各年10月1日)
図 2-6	P10	2015年度~2022年度:町田市実績値 2023年度以降:町田市介護保険課による最新推計
図 2-7	P10	第1期~第8期:町田市実績値 第9期以降:町田市介護保険課による最新推計
図 2-8	P11	2000年~2020年:国政調査(各年10月1日時点) 2025年~2040年:町田市将来人口推計(2021年10月公表)を各年10月1日時点で補正した数値に、国立社会保障・人口問題研究所による国の単身世帯率の推計値を乗じて算出
図 2-9	P11	2020年:町田市住民基本台帳実績値に日本医療研究開発機構 認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究」における認知症有病率を乗じて算出(10月1日時点) 2025年以降:町田市将来人口推計(2021年10月公表)を各年10月1日時点で補正した数値に日本医療研究開発機構認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究」における認知症有病率を乗じて算出(各年10月1日時点)
図 6-1	P91	第6期~第8期:「町田市特別会計歳入歳出決算書」から算出
図 6-2	P92	2015年~2023年:「町田市住民基本台帳」「町田市介護保険情報」(各年10月1日)
図 6-3	P93	2015年~2023年:「町田市住民基本台帳」「町田市介護保険情報」(各年10月1日)
図 6-4	P94	町田市実績から算出(2023年3月実績)
図 6-5	P94	町田市実績から算出(2022年10月実績)
図 6-6	P95	【総給付費】 町田市実績 【2022年10月人口】 町田市住民基本台帳(2022年10月1日実績) 【2040年10月推計人口】 町田市将来人口推計(2021年10月公表)を10月1日時点で補正 【認定率】 町田市介護保険情報(2022年10月1日時点)

図番号	掲載ページ	出典
図 6-7	P96	[町田市認定率] 2015 年～2023 年:「町田市住民基本台帳」「町田市介護保険情報」(各年 10 月 1 日)から認定率を算出 [町田市以外認定率] 2015 年～2023 年:厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」(各年 10 月 1 日)から認定率を算出
図 6-8	P96	[町田市認定率] 2015 年～2023 年:「町田市住民基本台帳」「町田市介護保険情報」(各年 10 月 1 日)から認定率を算出 [町田市以外認定率] 2015 年～2023 年:厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」(各年 10 月 1 日)から認定率を算出
図 6-9	P98	[要介護度別認定者数] 町田市将来人口推計(2021 年 10 月公表)を各年 10 月 1 日時点で補正したものから推計 [総事業費] 町田市介護保険課・高齢者支援課による推計
図 6-10	P98	[前期高齢者・後期高齢者人口] 町田市将来人口推計(2021 年 10 月公表)を各年 10 月 1 日時点で補正 [前期高齢認定者数・後期高齢認定者数] 町田市将来人口推計(2021 年 10 月公表)を各年 10 月 1 日時点で補正したものから推計
図 6-11	P102	町田市介護保険課による総事業費の推計から算出
図 6-12	P106	[高齢者人口] 町田市将来人口推計(2021 年 10 月公表)を各年 10 月 1 日時点で補正
図 6-13	P106	[要介護度別認定者数] 町田市将来人口推計(2021 年 10 月公表)を各年 10 月 1 日時点で補正したものから算出
図 6-14	P106	町田市介護保険課による推計
図 7-1	P136	[調整済み認定率] 地域包括ケア「見える化」システム (厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」より) [受給率(施設サービス・居住系サービス・在宅サービス)] 地域包括ケア「見える化」システム (厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報より) [受給者1人あたり給付月額(在宅サービス)] 地域包括ケア「見える化」システム (厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報より)
図 7-2	P136	地域包括ケア「見える化」システム (厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報より)

7 用語解説

用語	掲載ページ	解説
あ行		
アイシーティー ICT	P49 ほか	「Information and Communication Technology 情報通信技術」の略語。情報処理や通信に関連する技術・産業・設備・サービス等の総称。
アイ・ステートメント	P33 ほか	目標等の文章について、「私は」を主語として表現する考え方。英国の認知症施策の目標設定のひとつとして、アイ(私)から始まる文章で表現されていたのをヒントにしている。 「16のまちだアイ・ステートメント」の欄を参照。
いいケア	P59	「いいことふくらむ地域ケア個別会議」の略称。要支援1・2、事業対象者の方を対象とした介護予防のための地域ケア個別会議であり、リハビリテーション専門職等の多職種が、多角的な視点から、アセスメント・自立支援に資する支援方法を検討する。
医療情報との突合、縦覧点検	P80 ほか	介護報酬請求等の適正化のために給付実績を活用し、定期的に介護報酬や医療情報との突合による請求内容の点検を行うこと。これにより、事業所への介護報酬等の算定基準を周知するとともに、事業者指導等の効率化を図る。
医療と介護の連携支援センター	P70 ほか	在宅医療・介護連携のさらなる推進に向けて、2020年4月に開設した「在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター」の通称。特定の区域を担当せず、高齢者支援センターの後方支援や、医療職・介護職からの相談対応、在宅医療・介護連携の課題整理や必要な施策の企画調整を行う。
インセンティブ交付金	101 ページ	高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を積極的に行った自治体を評価し、その評価に基づいて自治体に交付される国の交付金。
か行		
介護給付費準備基金	101 ページ	介護保険事業計画期間における財政の均衡を保つために設置した基金。第1号被保険者の保険料の剰余金を積み立て、次期計画期間の保険料の上昇抑制や保険給付費に要する費用に不足が生じた場合に活用する。
介護保険法	P4 ほか	国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律。1997年12月公布。2000年4月施行。
介護保険料月額基準額	P10 ほか	第1号被保険者の介護保険料の基準となる1か月あたりの保険料額。市町村介護保険事業計画において、3年に一度市町村ごとに決定する。第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料月額基準額を基に、本人の前年所得や世帯の市民税の課税状況など、負担能力に応じて決定される。
介護予防・日常生活支援総合事業	P99 ほか	高齢者や要支援者が自立した生活を続けられるよう、地域で介護予防に取り組むことができる場を作ることや、多様な主体による生活支援を提供する体制づくりを行う事業。地域の支えあいを重視し、介護が必要になる前の段階からの、高齢者の健康維持と生活の質の向上をサポートする。
介護離職	P16 ほか	家族の介護、看護のために、退職、転職すること。

用語	掲載ページ	解説
介護療養型医療施設	P123 ほか	急性期の治療が終わり、症状は安定しているものの、長期にわたり療養が必要な方のための施設。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護等を行う。2023年度末をもって廃止となり、介護医療院等へ転換された。
通いの場	P12 ほか	住民が主体的に運営し、介護予防やフレイル予防に資する様々な活動を通じて、参加者同士が交流をはかることができる場のこと。
給付適正化	P5 ほか	介護給付を必要とする方を適切に認定し、利用者が真に必要なとす過不足ないサービスを、事業者が適切に提供するように促すこと。
ケアプラン	P17 ほか	要介護者等が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。
ケアマネジャー(介護支援専門員)	P59 ほか	要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有し、要介護者等からの相談や心身の状況に応じて、ケアプランの作成や事業所等との連絡・調整を行う専門職。
高額医療合算介護(予防)サービス費	P124 ほか	医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定の上限額を超える場合、超えた部分について、保険から給付するもの。
高額介護(予防)サービス費	P124 ほか	1か月間の介護保険サービス利用者負担額の合計が一定の上限額を超える場合、超えた部分について、保険から給付するもの。
高齢者支援センター	P26 ほか	介護保険法第115条の46に規定された地域包括支援センターのうち、特定の区域を担当するものを町田市では「高齢者支援センター」と呼んでいる。 ※「地域包括支援センター」の項目を参照。
さ行		
サービス付き高齢者向け住宅	P77	一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などが、安心して住み慣れた地域で居住できるよう、バリアフリー構造等を備え、専門員による安否確認・生活相談サービスなどを提供する賃貸住宅のこと。
在宅療養	P13 ほか	住み慣れた地域で、医療と介護を受けながら生活を送ること。
算定対象審査支払手数料	P114 ほか	介護保険事業を円滑に運営するため、介護保険サービスの費用の請求に係る審査・支払を国民健康保険団体連合会へ委託しており、その手数料として支払うもの。
事業対象者	P13 ほか	要介護・要支援認定が「非該当」の方のうち、身体の状況等で支援が必要な方に該当した方のこと。介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けることができる。
若年性認知症	P19	65歳未満で認知症を発症した場合、「若年性認知症」と言う。働き盛りの世代であるため、仕事や家庭等への影響が大きくなりやすい。
住宅型有料老人ホーム	P77	見守りや、食事・掃除・洗濯等の生活援助、緊急時対応などのサービスを受けることのできる施設。介護が必要な場合は、ホームヘルパーなど外部の事業所のサービスを利用する。
<small>じゅうろく</small> 16のまちだアイ・ステートメント	P33 ほか	「認知症とともに生きるまち」の目指すべき姿を、認知症当事者の視点で表した16の宣言。この宣言を関係者が共有し、まちづくりの目標としている。
生産年齢人口	P6 ほか	15歳～64歳の人口。
成年後見制度	P6 ほか	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断能力を補い保護・支援する制度。

用語	掲載ページ	解説
ソーシャル・キャピタル(助け合い)得点	P26	「健康とくらしの調査」において、「あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人」「あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人」「あなたの看病や世話をしてくれる人」がいと回答した人の割合を得点化したもので、地域の助け合いの度合いを測る指標である。
た行		
ダブルケア	P60 ほか	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。
団塊ジュニア世代	P6 ほか	1971年～1974年頃までの第二次ベビーブーム期に生まれた人を指し、人口比率の高い世代。
団塊の世代	P95 ほか	1947年～1949年頃までの第一次ベビーブーム期に生まれた人を指し、人口比率の高い世代。
地域ケア会議 (地域ケア個別会議、 地域ケア推進会議)	P5 (P59、 P60) ほか	地域における包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するために、介護保険法第115条の48第1項に基づき行われる会議。医療・介護・福祉の専門職や地域関係者、警察・消防等の多職種にわたる関係者が協働し、個別ケースの支援内容の検討を通じて地域課題の把握・抽出・検討を行い、地域づくりや資源開発・政策形成等につなげる。地域ケア会議には、個別事例の検討を行う「地域ケア個別会議」と、個別事例の検討により抽出された地域に共通する課題について検討を行う「地域ケア推進会議」がある。
地域包括支援センター	P6 ほか	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、介護保険法115条の46の規定により設置する機関。町田市では委託方式で13ヶ所に設置(2023年4月現在)している。
地域密着型サービス	P76 ほか	住み慣れた地域で要介護者や要支援者の生活を支えることを目的として、2006年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。認知症対応型デイサービス、(看護)小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などがある。
調整交付金	P101	国から交付される交付金で、後期高齢者の比率や所得水準による市町村間の介護保険の財政力を調整するために、標準給付費の5%を基準として交付される。交付割合が5%を下回った場合は、不足分を第1号被保険者が負担する。
調整済み認定率	P136	認定率に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率のこと。
ディー D カフェ	P12 ほか	町田市の認知症カフェの総称。“D”は認知症を意味するDementiaの頭文字。認知症当事者、その家族と地域がつながる居場所。
ディー D ブックス	P66	本を活用して、認知症に関する普及啓発を行う取り組み。認知症関連の書籍を集めた特設コーナーの設置や、地域の自主グループによる読書会の実施などがある。特設コーナーは、市内の図書館や民間書店、認知症疾患医療センター等に設置している。
特定入所者介護(予防)サービス費	P124 ほか	低所得者が施設サービス等を利用した際の食費・居住費が一定の上限額を超える場合、超えた部分について、保険から給付するもの。
な行		
日常生活圏域	P76 ほか	日常生活圏域、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを勘案して定める区域のこと。介護保険法により、設定することとされている。

用語	掲載ページ	解説
認知症サポーター	P26 ほか	認知症を正しく理解し、地域で認知症の人を温かく見守る人。認知症サポーター養成講座を受講することで、だれでも認知症サポーターとなることができる。
認定調査員	P80 ほか	介護認定の申請を受けたのちに、被保険者を訪問し被保険者の心身の状況等を調査する者。
認定調査の平準化	P80	全国一律の基準に基づいて行われている認定調査において、調査結果のばらつきを少なくし、公平で適切な認定調査が行われることを目的とした取り組み。
認定率	P37 ほか	介護保険の第1号被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合。 (算出式) 要介護・要支援認定者数 ÷ 第1号被保険者
は行		
はちまるごーまる 8050問題	P60 ほか	高齢の親とその子どもの組み合わせによる生活問題。
パブリックコメント	P5	行政が政策、制度等を決定する際に、市民などの意見を聞く制度。
ピーディーシーイー PDCAサイクル	P5	計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)を繰り返すことによって、継続的な改善を図る手法のこと。
避難行動要支援者	P62 ほか	高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者のうち災害時に自ら避難することが困難で、そのために特に支援が必要な人。
フレイル	P32 ほか	年齢とともに体や心の機能が低下し、要介護の状態に陥る危険性が高まっている状態。
平均自立期間	P26	日常生活を要介護(要介護2以上)でなく自立して暮らせる生存期間の平均値。
保健事業と介護予防の一体的な推進	P58	医療保険側の保健事業と、介護保険側の介護予防事業、かかりつけ医等による医療を組み合わせ、フレイルのおそれのある高齢者を包括的に支援していく仕組みづくりをすすめること。
ま行		
町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト(町プロ)	P70	市と町田市医師会が事務局となり、高齢者が安心して在宅療養を行える環境整備を推進するため、2013年にスタートしたプロジェクト。
まちだ福祉 ^{まる} ○ごとサポートセンター	P60	複雑化・複合化した困りごとの相談先が分からない、またはひきこもり等で自ら声をあげることのできない方を、ご本人やご家庭のみならず、地域からの情報をもとに把握し、早期に適切な支援機関につなげる相談拠点。
町トレ	P12 ほか	誰もが身近な地域で定期的、継続的に介護予防に取り組むことができるよう、市内の理学療法士や健康運動指導士が中心となって作成した町田市オリジナルの体操。高齢者を中心に、体力に自信がある方から少し自信のない方まで、誰でも行うことができる。
南多摩圏域	P136	南多摩圏域は、東京都が定める医療圏の一つで、町田市、八王子市、日野市、多摩市、稲城市で構成されている。医療圏とは、地域の医療資源を有効に活用し、効率的な医療サービスの提供を図るために設定された地域のこと。
見守り活動	P62 ほか	高齢者の異変に早期に気づき、必要な支援につなげるため、地域で互いに気かけ合う活動のこと。 町内会・自治会をはじめ、自主活動グループ等の各種団体やボランティアなど、様々な主体が取り組んでいる。
や行		

用語	掲載ページ	解説
ヤングケアラー	P72	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
要介護・要支援認定者 (認定者)	P10 ほか	被保険者が介護サービスを受けるため、市町村に介護保険の認定申請をし、要介護・要支援認定を受けた者。「要介護者」は寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態の人で、「要支援者」は家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態の人をいう。
要介護認定の訪問調査	P78	要介護認定を申請した人の心身の状態や介護の必要度を判断するために行われる調査。
養護老人ホーム	P64 ほか	環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、老人福祉法に基づき、入所措置を行う施設。
ら行		
老人福祉法	P4 ほか	高齢者の心身の健康の保持や、生活の安定のため、老人の福祉を図ることを目的とした法律。1963年7月公布。1963年8月施行。
老老介護	P72	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となるケースを指す。

8 介護保険サービスの種別

(1) 居宅サービス

サービス名	内容
訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事等の介護や、日常生活上の世話をするサービス。
訪問入浴介護★	ホームヘルパー等が浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介助をするサービス。
訪問看護★	看護職員が自宅を訪問し、療養上の世話や助言等を行うサービス。
訪問リハビリテーション★	理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問し、リハビリテーションを行うサービス。
居宅療養管理指導★	医師や薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理・指導を行うサービス。
通所介護★	事業所に通い、食事・入浴等の介護サービスや生活機能向上の訓練を受けるサービス。
通所リハビリテーション★	介護老人保健施設等に通い、食事・入浴等の日常生活上の支援や、理学療法士・作業療法士等からリハビリテーションを受けるサービス。
短期入所生活介護★	介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事・入浴等の介護サービスや生活機能維持・向上訓練を受けるサービス。
短期入所療養介護★	介護老人保健施設等に短期間入所し、医学的な管理のもとに医療・介護・機能訓練を受けるサービス。
福祉用具貸与★	身体の機能が低下し日常生活に支障がある方に、生活支援のため、車いすや特殊寝台(ベッド)等の福祉用具を貸し出すサービス。
特定福祉用具購入★	身体の機能が低下し日常生活に支障がある方が、腰掛便座や入浴補助用具等の福祉用具を購入するための費用を給付するサービス。
住宅改修★	自宅で安心して暮らすために行う手すりの取り付けや段差解消の費用を給付するサービス。
特定施設入居者生活介護★	入居している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他、必要な日常生活の支援を行うサービス。

※ ★は、介護予防サービス(予防給付)があります。

(2)地域密着型サービス

サービス名	内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて必要に応じて随時訪問し、ホームヘルパーによる入浴、排せつ等の介護や、看護職員による療養上の世話や診療の補助等を行うサービス。
夜間対応型訪問介護	夜間を通じて定期巡回や緊急時等、必要に応じてホームヘルパーが随時訪問するサービス。
地域密着型通所介護 (地域密着型デイサービス)	小規模の施設で、食事・入浴等の介護サービスや生活機能向上の訓練を行うサービス。
認知症対応型通所介護★ (認知症対応型デイサービス)	認知症の方を対象に、事業所にて食事・入浴等の介護や支援、機能訓練を行うサービス。
小規模多機能型居宅介護★	小規模な住宅型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊等を組み合わせさせて食事・入浴等の介護や支援を複合的に行うサービス。
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)★	認知症の方を対象に少人数での共同生活を中心としながら食事・入浴等の介護や支援、機能訓練を行うサービス。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方を対象に、小規模の施設で食事・入浴等、日常生活の介護や健康管理を行うサービス。
看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者が住み慣れた地域で生活し続けるため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を行うサービス。

※ ★は、介護予防サービス(予防給付)があります。

(3)施設サービス

サービス名	内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方を対象とした施設。食事・入浴等、日常生活の介護や健康管理を受けることができるサービス。
介護老人保健施設	病状が安定し、在宅復帰のためのリハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリテーションを受けることができるサービス。
介護医療院	長期にわたり療養が必要な要介護者の方に対して、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えたサービス。

(4)居宅介護支援・介護予防支援

サービス名	内容
居宅介護支援	要介護者が自宅で自立した日常生活を送れるよう、介護支援専門員がケアプランの作成や事業者との連絡・調整を行うサービス。
介護予防支援	要支援者が自宅で自立した日常生活を送れるよう、介護支援専門員や保健師等がケアプランの作成や事業者との連絡・調整を行うサービス。

